

# 史跡村上城跡 保存活用計画



2021

新潟県村上市教育委員会



村上城跡本丸空撮写真





昭和 31 年 (1956) 5 月 10 日 (アメリカ空軍撮影)



平成 12 年 (2000) 撮影



平成 3 年 (1991) 撮影



平成 29 年 (2017) 撮影

### 村上城跡上空写真



## 序 文

村上市は、新潟県で最北の地方自治体です。広い面積と長い海岸線を有し、豊かな自然に囲まれています。史跡村上城跡は、村上市街地の独立峰、標高135mの臥牛山を中心に築かれており、その起源は、戦国期の只中である16世紀前半と考えられています。

江戸期、村上には、数々の大名家が入れ替わり、最大15万石の城下町として栄え、やがて明治時代を迎えます。当地の人々は、およそ500年以上もの長きにわたり、村上城との繋がりを有してきましたが、それは、当然、「村上祭」「鮭の文化」などの当地の風俗習慣へも大きく影響しており、現代にも連綿と受け継がれているものと思われまます。

村上城跡は城郭遺構としても優れていて、山中には、私たちの祖先が造ったであろう戦国期の規模の大きな竪堀、枡形、腰曲輪などが手付かずに残されており、山上にも、同様に、見る者を圧倒する東日本の平山城として珍しい長大な江戸期の石垣が残されています。

これらのことから、村上城跡は、「国史跡」に指定されるとともに、「続日本百名城」にも選定されており、全国から年間多くの人々が訪れます。

また、市内を見ますと、数こそ少なくなりましたが、旧城下の名残りである旧武家屋敷が点在し、街路には、鉤小路や食い違いなども見られます。

さらに、村上城跡は、便利な市街地に位置し、気軽に登れ、緑豊かな自然環境にも恵まれていることから、地域住民の朝な夕なの散策、児童・生徒の遠足、学生の部活動の場など、幅広く活用されています。

本書には、村上城跡についての過去と現在と未来の話が詰められています。特に、村上城跡が、今後、どうあるべきかという理想の将来像についてと、そのために、現在の私たちが、今、何をすべきであるかについてに紙幅が多く割かれています。村上城跡は先人が遺してくれた貴重な財産であり、これを専有し、恣意的に散財する権利を私たちは有していません。私たちには、この財産を次の世代へと確実に渡す義務があります。そうなれば、きっと次の世代が、更にその先の世代へと繋いでくれることでしょう。

本書は、そんな村上城跡の保存管理と活用、整備の基本方針を示す計画書です。

令和3年3月

新潟県村上市教育委員会

教育長 遠藤 友春

## 例 言

1. 本書は、新潟県村上市に所在する国指定史跡 むらかみじょうあと 村上城跡 の保存活用計画書である。
2. 本書は、史跡村上城跡の「保存管理」「活用」「整備」の基本方針を示すためのものである。
3. 史跡村上城跡保存活用計画は、村上市が、国宝重要文化財・活用事業費補助金「史跡等保存活用計画策定事業」の交付を受け、平成 29 年度から令和 2 年度までの 4 か年で策定した。
4. 本計画は、史跡村上城跡保存活用計画策定委員会の指導・助言を得て策定されたものである。また、文化庁・新潟県に随時指導・助言を仰いでいる。
5. 本書の執筆と編集は、村上市教育委員会生涯学習課文化行政推進室が行った。ただし、第 2 章第 4 節については、いわふね自然愛好会代表に原稿作成を委託した。
6. 本書の城郭用語については、現在の史跡指定範囲を主とした廃城までの山上と山麓の城郭主要部（本城）を「村上城」、武家町と主として惣堀内そうぼりの町人町を「城下（城下町）」とし、廃城後の記述については「村上城跡」「旧城下」に統一した。「城下町」については、現代用語でもあることから、「旧城下町」の語は使わず、廃城前後とも「城下町」とした。
7. 村上城には、本庄城、舞鶴城、臥牛山城などの別称があるが、本書では、史跡指定時の平成 5 年 6 月 8 日付け文部省告示第 77 号記載の正式名称である村上城跡（村上城）に統一した。
8. 村上城の主要部である「臥牛山」には、塔城山とうじょうさんの別称や「お城山」の愛称などがあるが、本書では基本的に「臥牛山」を用いた。ただし、固有の計画名や事業名を明示した場合や文脈に応じて「お城山」と記載した箇所がある。
9. 本計画の対象範囲は、おおむね慶安 2 年（1649）～宝永 6 年（1709）にかけての村上藩が最大であった 15 万石時代の本城を中心とした惣堀内が対象である。保存活用計画書という性質上、特に旧城下の整備の点で、先行の諸計画とその範囲が若干異なる。
10. 本書には、「村上藩」「藩主」「土塁」など、江戸時代には一般的でない語句も存在するが、それらは、現在、歴史用語として定着している言葉であり、使い分けによる煩雑さを避けるため、全編を通して統一使用している。また、城下区分の用語に「(旧)二ノ丸曲輪まるくるわ」「(旧)三ノ丸曲輪まるくるわ」など、言葉の重複とも思われる表現があるが、山上の「二の丸」「三の丸」などとの区別を明確にするため、これまで、各種調査、報告書中などで多用されてきたものでもあり、そのまま用いている。  
さらに、城下の「大手門おおてもん」については、「追手門おつてもん」と表記する絵図や史料もあるが、便宜上、本書では「大手門」に統一表記した。
11. 本計画に必要な史跡村上城跡周辺地形図の作成は、平成 29・30 年度に株式会社オリスに委託した。
12. 本書に掲載した図版の多くは、株式会社イビソク新潟支店に編集を委託した。
13. 本書で使用した図版の出典については、スペースの都合で巻末に一覧表として付した。
14. 本書所収の図表・写真等で、特に出典の明示のないものについては、村上市が所有または作成したものである。

表表紙写真：本丸多間櫓下石垣／裏表紙写真：山腹城郭遺構群「竪堀」

# 史跡村上城跡保存活用計画 目次

序文

例言

## 第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

|                 |   |
|-----------------|---|
| 第1節 計画策定の沿革     | 1 |
| 第2節 計画策定の目的     | 1 |
| 第3節 委員会設置と経過    | 2 |
| 第4節 計画対象範囲と計画期間 | 5 |
| 第5節 他の計画との関係    | 6 |

## 第2章 史跡村上城跡の概要

|             |    |
|-------------|----|
| 第1節 指定に至る経緯 | 25 |
| 第2節 指定の状況   | 26 |
| 第3節 地理的環境   | 34 |
| 第4節 自然的環境   | 36 |
| 第5節 歴史的環境   | 45 |
| 第6節 社会的環境   | 99 |

## 第3章 史跡の本質的価値

|                |     |
|----------------|-----|
| 第1節 史跡の本質的価値   | 113 |
| 第2節 地区設定と各構成要素 | 117 |
| 第3節 副次的価値      | 141 |

## 第4章 史跡の現状と課題

|                 |     |
|-----------------|-----|
| 第1節 保存管理の現状と課題  | 165 |
| 第2節 活用の現状と課題    | 178 |
| 第3節 整備の現状と課題    | 184 |
| 第4節 運営と体制の現状と課題 | 191 |

|             |                       |                   |     |
|-------------|-----------------------|-------------------|-----|
| <b>第5章</b>  | <b>大綱と基本方針</b>        |                   |     |
|             | 第1節                   | 大綱                | 195 |
|             | 第2節                   | 基本方針              | 195 |
| <b>第6章</b>  | <b>保存管理の方向性と方法</b>    |                   |     |
|             | 第1節                   | 保存管理の方向性          | 197 |
|             | 第2節                   | 保存管理の方法           | 197 |
|             | 第3節                   | 現状変更等の取扱い方針・取扱い基準 | 202 |
|             | 第4節                   | 史跡未指定地の取扱い方針      | 213 |
|             | 第5節                   | 追加指定と公有化          | 213 |
| <b>第7章</b>  | <b>活用の方向性と方法</b>      |                   |     |
|             | 第1節                   | 活用の方向性            | 215 |
|             | 第2節                   | 活用の方法             | 215 |
| <b>第8章</b>  | <b>整備の方向性と方法</b>      |                   |     |
|             | 第1節                   | 整備の方向性            | 221 |
|             | 第2節                   | 整備の方法             | 221 |
|             | 第3節                   | 整備の実施期間と手順        | 223 |
| <b>第9章</b>  | <b>運営・体制整備の方向性と方法</b> |                   |     |
|             | 第1節                   | 運営・体制整備の方向性       | 225 |
|             | 第2節                   | 運営・体制整備の方法        | 225 |
| <b>第10章</b> | <b>施策の実施計画の策定と実施</b>  |                   |     |
|             | 第1節                   | 施策の実施計画の策定        | 227 |
|             | 第2節                   | 施策の実施             | 230 |
| <b>第11章</b> | <b>経過観察</b>           |                   |     |
|             | 第1節                   | 経過観察の方向性          | 233 |
|             | 第2節                   | 経過観察の方法           | 234 |

引用・参考文献

出典一覧表

# 第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

## 第1節 計画策定の沿革

村上天跡は、昭和32年（1957）の新潟県の史跡指定を経て、平成5年（1993）6月8日に国の史跡となった。平成8・9年（1996・97）、村上市教育委員会は、9人で構成される「国指定史跡村上天跡整備基本計画策定委員会」を設置し、2年間で計5回の会議を開催し、平成10年（1998）「史跡村上天跡整備基本計画」を策定した。その後、国指定史跡村上天跡整備基本計画策定委員会は「史跡村上天跡整備委員会」へと移行し、史跡村上天跡整備基本計画のもと、来跡者の安全確保と遺構の保全のための石垣修復を中心とした史跡整備事業を平成11年（1999）から村上市教育委員会が主体となり継続実施してきた。

しかし、国の史跡指定から既に四半世紀以上が経過したいま、市街地中心部に存する宿命から、宅地化の進行、「羽黒町久保多町線」などの都市計画道路の整備、城跡を頂く臥牛山麓東側に接する国道7号沿線での絶え間ない商業用施設などの開発、更には日本海東北自動車道の開通など、史跡を取り巻く環境が指定時に比べて大きく変化しており、史跡の保存管理にも少なからず影響を与え始めている。同時に、史跡指定以降の登城道の損傷、法面の崩落、手摺りやベンチといった便益施設の損壊や劣化などの進行、道路や下水道設備等の指定地内のインフラ改修など、多くの方面への対応に苦慮している。すなわち、当初の史跡指定時には想定していなかったことが生起しつつある。これらの事案は、直接、現状変更にも係ってくることであるが、当初の指定段階では、それぞれの状況に即応する取扱い基準を定めていなかったことから、現在は、発生する現状変更に係る事案ごとに、個別の判断、個別の対応をとっており、時時の判断に委ねられてきた。

また、史跡整備についても、石垣修復を中心に事業が展開されており、石垣整備以外に利用者に還元できるものが限定的であったことから、史跡の活用という視点が脆弱であった。

さらに、平成11年（1999）開始の史跡整備事業に係る発掘調査、石垣詳細調査、文献調査などで得られた新たな知見の蓄積から、史跡の構成要素である遺構の再評価が必要となってきた。

これらのことから、史跡村上天跡の本質的価値と、それを構成する各要素に評価を加えて明らかにし、それを基に、今後の「保存管理」「活用」「整備」の基本方針を定め、史跡の将来像を考えることが必要と考え、平成29年（2017）から令和2年（2020）にかけ、文化庁の指導の下で「史跡村上天跡保存活用計画」を作成するに至った。

## 第2節 計画策定の目的

前節で述べたように、村上天跡の国史跡指定から既に四半世紀以上が経過している。史跡村上天跡保存活用計画では、城跡を取り巻く環境の変化、史跡の構成要素の経年劣化、

史跡の活用面強化への利用者の要望等に対応し、また、構成要素に係る新たな知見の蓄積を反映させるため、下記の事項を中心に検討を行った。

1. 史跡の本質的価値の再確認
2. 本質的価値の構成要素の抽出、再整理
3. 史跡の現状と課題の把握
4. 各構成要素の序列化と地区区分
5. 史跡の保存に係る地区ごとのポジティブリスト（原則禁止事項中の例外）等の明示（現状変更等の取扱い基準の設定）
6. 今後の史跡の活用、整備、運営の基本方針の決定

### 第3節 委員会設置と経過

史跡村上城跡保存活用計画の策定にあたり、平成30年（2018）に「史跡村上城跡保存活用計画策定委員会設置要綱」を制定した。

設置要綱、委員等の構成、事務局体制、保存活用計画策定委員会等の経過は次のとおりである。

#### 1. 史跡村上城跡保存活用計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 史跡村上城跡保存活用計画の策定を目的として、史跡村上城跡保存活用計画策定委員会（以下「委員会」）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会は、史跡村上城跡保存活用計画（以下「保存活用計画」という。）の策定に関する事項その他保存活用計画を策定するために村上市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める事項を所掌する。

（組織）

第3条 委員会は、次の各号に定める者のうちから、教育委員会が委嘱する委員10人以内で組織する。

- (1) 文化財、考古学、植生その他の村上城跡の保存及び活用に必要な専門分野に精通する学識経験者
- (2) 史跡指定地及びその近接地に資産を有する者の代表、教育、観光等を所管する者並びに地元関係者
- (3) 前2号に掲げる者のほか教育委員会が必要と認めるもの

2 委員会は、文化庁及び新潟県に保存活用計画の策定のために必要な指導及び助言を得ることができる。

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱の日から保存活用計画の策定が完了した日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に、委員長及び副委員長各1人を置き、委員の中から互選する。

2 委員長は、委員会を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、必要に応じて教育長が招集し、委員長がその議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、調査又は審議に必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、必要な資料の提出を求めることができる。

(報償及び費用弁償)

第8条 委員が会議又は調査等のため出張したときは、報償及び費用弁償を支給する。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、村上市教育委員会生涯学習課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員会が別に定める。

## 2. 史跡村上城跡保存活用計画策定委員会委員等名簿

| 区分    | 氏名    | 専門        | 所属                          |
|-------|-------|-----------|-----------------------------|
| 委員長   | 伊藤 正義 | 史 跡       | 元文化庁文化財部記念物課主任文化財調査官        |
| 副委員長  | 西村 幸夫 | 都 市 計 画   | 東京大学名誉教授                    |
| 委員    | 北野 博司 | 石 垣 ・ 考 古 | 東北芸術工科大学教授                  |
| 委員    | 卜部 厚志 | 防 災       | 新潟大学災害・復興科学研究所教授            |
| 委員    | 武田 宏  | 植 生       | 新潟県森林研究所参事                  |
| 委員    | 浅野 謙一 | 観 光       | 村上市観光協会会長                   |
| 委員    | 鈴木 崇  | 地 元       | 二之町区長                       |
| 委員    | 村田 和彦 | 地 元       | (一財)村上城跡保存育英会理事長            |
| 委員    | 大場喜代司 | 文化財・郷土史   | 村上市文化財保護審議会会長               |
| 委員    | 鈴木 正美 | 教 育       | 村上市立村上小学校校長                 |
| 指導・助言 | 浅野 啓介 | 行 政       | 文化庁文化財第二課 史跡部門文化財調査官        |
|       | 三ツ井朋子 | 行 政       | 新潟県文化行政課埋蔵文化財係専門調査員(H29・30) |
|       | 土橋由理子 | 行 政       | 同上 (H31～R2)                 |

\*所属は令和2年4月1日現在

### 3. 史跡村上城跡保存活用計画策定委員会事務局体制

| 平成 29 年度<br>(2017) |      | 平成 30 年度<br>(2018) |      | 平成 31 - 令和元年度<br>(2019) |      | 令和 2 年度<br>(2020) |      |
|--------------------|------|--------------------|------|-------------------------|------|-------------------|------|
| 教育長                | 遠藤友春 | 教育長                | 遠藤友春 | 教育長                     | 遠藤友春 | 教育長               | 遠藤友春 |
| 生涯学習課長             | 板垣敏幸 | 生涯学習課長             | 板垣敏幸 | 生涯学習課長                  | 板垣敏幸 | 生涯学習課長            | 板垣敏幸 |
| 文化行政推進課長           | 吉井雅勇 | 文化行政推進課長           | 吉井雅勇 | 文化行政推進課長                | 吉井雅勇 | 文化行政推進課長          | 吉井雅勇 |
| 同室係長               | 塩原知人 | 同室係長               | 塩原知人 | 同室副参事                   | 塩原知人 | 同室副参事             | 塩原知人 |
| 同室主査               | 天井啓喜 | 同室主査               | 天井啓喜 | 同室主査                    | 天井啓喜 | 同室主査              | 木村武志 |
| 同室主査               | 平方 健 | 同室主査               | 平方 健 | 同室主査                    | 大野淳史 | 同室主査              | 大野淳史 |
| 同室主査               | 大野淳史 | 同室主査               | 大野淳史 | 同室主事                    | 米山芽衣 | 同室主任              | 米山芽衣 |

### 4. 史跡村上城跡保存活用計画策定経過

#### 平成 29 年 (2017)

- ・文化庁記念物課史跡部門 浅野啓介文化財調査官来跡 (平成 29 年 6 月 30 日)
- ・史跡村上城跡周辺地形図作成 (0.89 km<sup>2</sup>)

#### 平成 30 年 (2018)

- ・史跡村上城跡周辺地形図作成 (1.57 km<sup>2</sup>) と平成 29 年度作成地形図との合成、編集
- ・史跡村上城跡保存活用計画策定委員会設置要綱制定 (平成 30 年 11 月 20 日)
- ・第 1 回史跡村上城跡保存活用計画策定委員会開催 (平成 31 年 3 月 11 日)

#### 令和元年 (2019)

- ・第 2 回史跡村上城跡保存活用計画策定委員会開催 (令和元年 7 月 14 日)
- ・文化庁出張打合せ (令和元年 10 月 9 日)
- ・第 3 回史跡村上城跡保存活用計画策定委員会開催 (令和元年 11 月 25 日)
- ・第 4 回史跡村上城跡保存活用計画策定委員会開催 (令和 2 年 2 月 16 日)

#### 令和 2 年 (2020)

- ・パブリックコメント実施 (令和 2 年 4 月 6 日～27 日)



第 1 回策定委員会現地視察状況 (登城道入口)



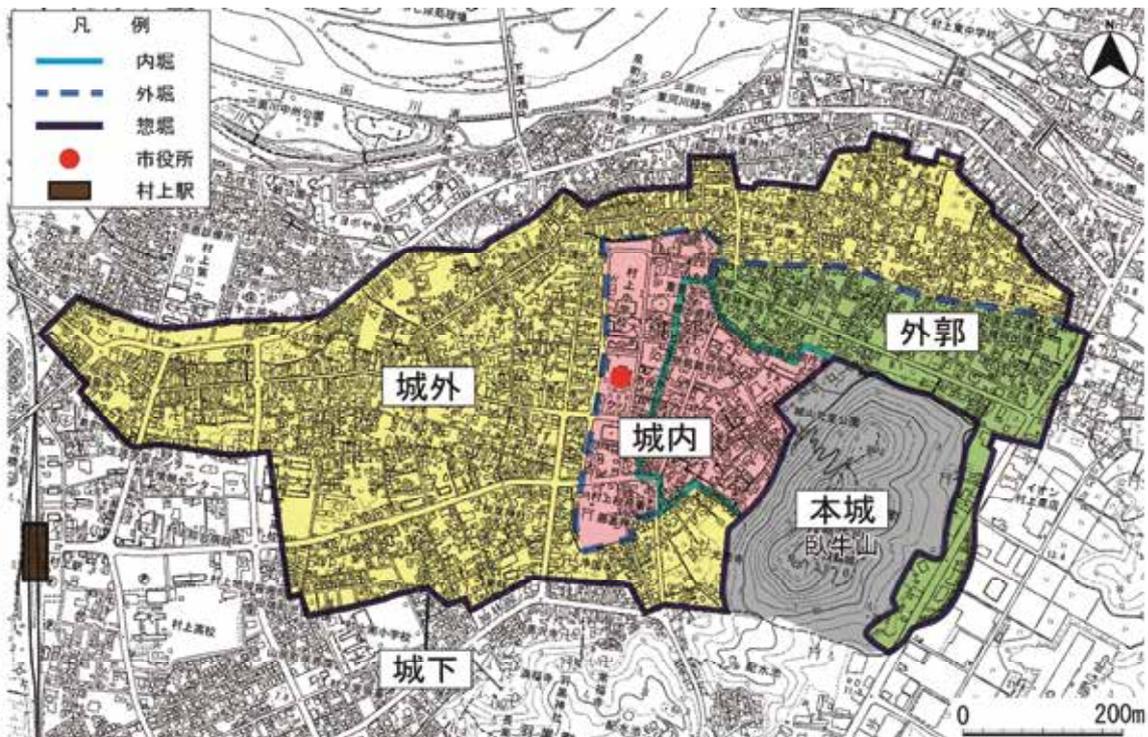
第 4 回策定委員会

## 第4節 計画対象範囲と計画期間

### 1. 計画対象範囲

本計画は、原則として村上市街地の独立峰である標高135mの臥牛山を中心とした村上城跡史跡指定範囲を対象とするが、市街地となっている山下の旧城下の二之町（旧二ノ丸曲輪）、三之町（旧三ノ丸曲輪）といった、武家住宅、旧道、堀跡などが残る史跡指定地以外の村上城跡と関係が深い要素を有する範囲、地点も検討範囲とする。なお、本書ではそれぞれの地区の呼称を以下のように定義する。

- 本城** 臥牛山及び山麓の一部  
光徳寺を含む臥牛山と藩主居館跡 史跡指定地
- 城内** 旧二ノ丸曲輪（現二之町地区）、旧三ノ丸曲輪（現三之町地区）  
外堀内の旧武家町 史跡指定地である下渡門跡、藤基神社を含み、史跡未指定地は埋蔵文化財包蔵地 随所に堀跡なども残る。
- 外郭** 旧田口曲輪（現田口地区）、旧新町曲輪（現新町地区）  
外堀内の旧武家町 旧田口曲輪は埋蔵文化財包蔵地
- 城外** 旧町人町（飯野、庄内町、片町など）  
外堀外で足軽屋敷や下級武家屋敷も混在 旧来の通りなどに城下町の面影を残す。
- 城下** 上記の城内、外郭、主として惣堀までの城外を包含する。



第1図 保存活用計画対象範囲区分図

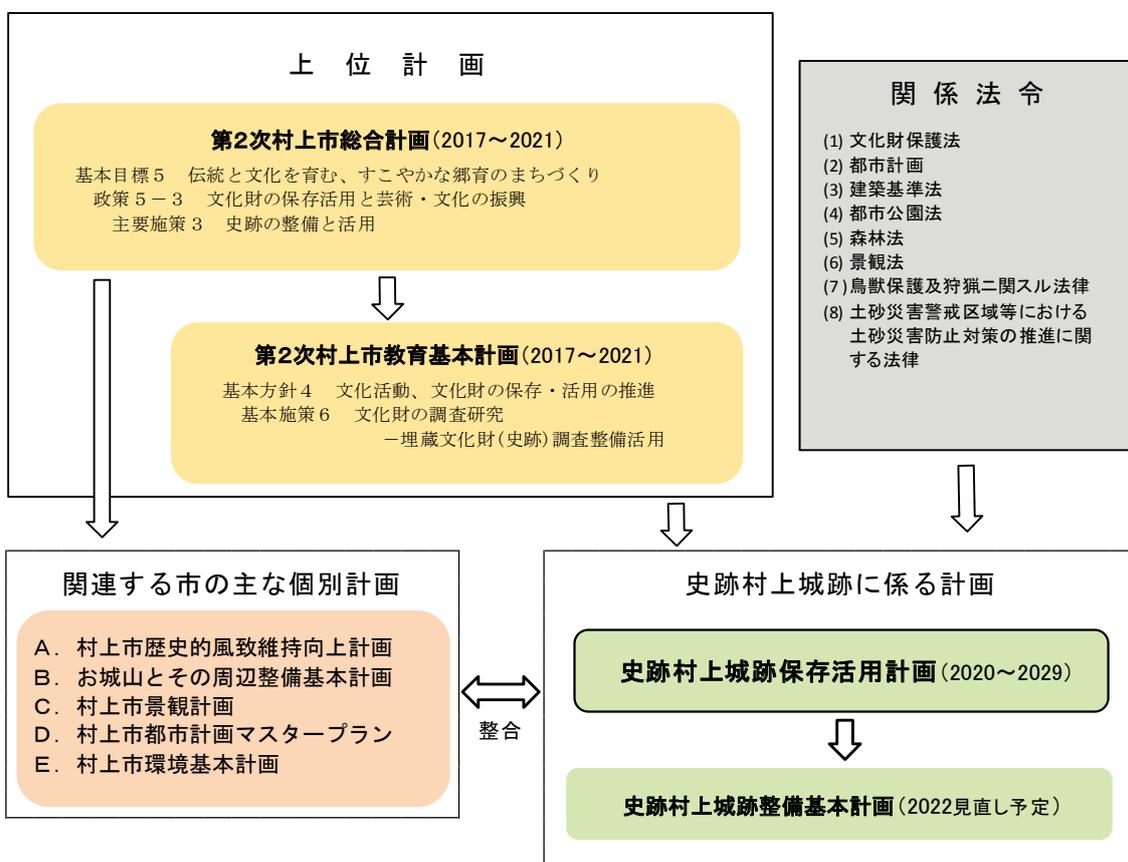
## 2. 計画期間

本計画は、令和2年（2020）から令和16年（2034）までのおおむね15年間を見据えた計画とする。本計画は、策定から10年程度経過した時点で見直しの必要性について検討する。また、定期的な自己点検（第11章）等により事業内容改善の必要性が認められた場合も見直しを検討する。

## 第5節 他の計画との関係

### 1. 上位計画及び関連する諸計画との関係

本計画に係わる上位計画と関連する本市における諸計画は次に示すとおりである。



第2図 史跡村上城跡保存活用計画と関連諸計画の相関図

#### (1) 上位計画

##### A. 第2次村上市総合計画〔平成29年（2017）策定〕

第2次村上市総合計画は、本市の目指すべき姿とその姿に至るためのまちづくりの方針について、市民と目標を共有し、計画的に行動していくための中期的計画である。本計画は、市政運営における総合的な基本方針として本市の最上位計画として位置付けられており、本市で策定する各種計画は、本計画と整合を図る必要がある。

本計画は、平成21年（2009）に策定した「第1次村上市総合計画（平成21年～28年）」

のまちの将来像「元気“eまち”村上市」を引き継ぎながら本市の魅力を多方面に高め、より人が輝くまちにステップアップしていくための羅針盤として策定された。

本計画では、本市の目指すべき将来像を「やさしさと輝きに満ちた 笑顔のまち村上」とし、その実現に向けた基本理念を「育む」「創る」「広げる」の3つの言葉をテーマとしている。そして、まちの将来像の実現のために、次の6つの基本目標を設定した。

**基本目標 1** いきいき元気な笑顔輝く、支え合いのまちづくり

**基本目標 2** ひと、まち、自然が調和する、美しい定住のまちづくり

**基本目標 3** 産業が創る地域の誇り、活力みなぎる賑わいのまちづくり

**基本目標 4** いのちと故郷を絆で守る、安全安心なまちづくり

**基本目標 5** 伝統と文化を育む、すこやか郷育（さといく）のまちづくり

**基本目標 6** ひとりひとりが活躍する、市民が主役のまちづくり

このなかで、村上城跡に関わる項目は「基本目標 5」に含まれ、4つの項目からなる。

**政策 5-1** “郷育”の推進と学習環境の整備

**政策 5-2** 生涯を通じた学習の推進

**政策 5-3** 文化財の保存活用と芸術・文化の振興

**政策 5-4** 生涯スポーツと競技スポーツの推進

そして、「政策 5-3」の主要施策に「史跡の整備と活用」があり、村上城跡ひらばやしじょうあとや平林城跡及び山元遺跡やまもとの整備の推進・各史跡における保存活用計画の策定の推進が謳われている。

なお、村上城跡の整備における具体的な目標値（指標）は、石垣の修復面積があげられている。

## **B. 第2次村上市教育基本計画〔平成29年（2017）策定〕**

本市では、平成20年（2008）の市町村合併後の教育基本構想を策定するにあたり、郷土愛を心のよりどころとした心根を育む教育を「郷育（さといく）」と名付け、子どもと大人が共に育つまち「郷育のまち・村上」を目指した理念を掲げ、各種施策を推進してきた。

そして、前述の「第1次村上市総合計画」をもとに、平成22年（2010）に「第1次村上市教育基本計画（平成22年～28年）」を策定した。

本計画の期間は平成29年（2017）から令和3年（2021）までの5年間で、上に示した前計画を受け継ぎつつ、「第2次村上市総合計画」に基づき、さらに本市の教育が抱える喫緊の課題を踏まえ策定したものである。基本理念の実現に向け、次の4つの基本方針を掲げた。

**基本方針 1** 幼児・学校教育の推進

**基本方針 2** 生涯を通じた学びの推進

**基本方針 3** スポーツの推進

**基本方針 4** 文化活動、文化財の保存・活用の推進

「基本方針 4」では、村上城跡等の史跡については調査研究に基づき保存・整備を実施するとともに、「保存活用計画」を策定し多様な視点での活用を図ることとしている。さらに、4つの基本方針を具現化する方策として、9項目の基本施策を示した。その中で「6 高度な専門性の追求」の実現に向けて「6-4 文化財の調査研究」をあげている。具体

的には「施策別実施計画」として、埋蔵文化財発掘調査による遺跡の研究や調査に基づく史跡の整備を実施し、活用を図るための取組として「1 埋蔵文化財発掘調査整備活用事業」と「2 文化財調査活用事業」が掲げられている。

## (2) 史跡村上城跡に係る計画

### A. 史跡村上城跡整備基本計画〔平成10年(1998)策定〕

本計画は、平成5年(1993)の史跡指定を受けた地域の歴史的文化遺産である史跡村上城跡の適正な状態での保存と文化財的価値の顕在化、村上市の新しい都市づくりの視点からの史跡村上城跡の保存活用整備に向けた指針の計画立案を目的に策定された。計画の対象範囲は、史跡指定地を直接的保存整備計画対象地とするものの、計画対象範囲はかつての武家町はもとより、その外縁に広がる城下町一帯も含んでいる。

本計画の立案においては次に示したように「史跡村上城跡の位置づけ」、「整備に向けての要件」、「基本理念」、「基本方針」、「整備方針」を明確にした。本計画の対象範囲は、指定地のほか武家町やその周辺の城下も含んでおり、整備においては、往時の町割り、現況の土地利用状況、法的規制等の条件を考慮し、第3図のようにゾーニングにより整備指針を定めている。

なお、本計画は、策定から20年以上が経過しており、事業の進捗状況は第34表のとおりである。全体的に遅れも見られることから、本保存活用計画策定に伴い、今後早急に整備計画の見直しを図る予定である。

|           |   |
|-----------|---|
| 位置づけ      | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 地域固有の貴重な歴史的文化遺産である</li> <li>○ 本市の都市構造の核、都市のシンボルである</li> <li>○ 市民の生活にとって有効な様々な都市機能を有する</li> </ul>   |
| 整備に向けての要件 | <ul style="list-style-type: none"> <li>その1 文化財としての価値の認識と保存・継承</li> <li>その2 文化財としての価値の顕在化と理解</li> <li>その3 村上城跡の価値の活用とまちづくり</li> </ul>  |
| 基本理念      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●史跡村上城跡の有する貴重な文化財としての価値を高め、また本市の将来のまちづくりにとって有効な資質の評価を高めるため、史跡村上城跡を本市の歴史と文化のモニュメントとして、また、歴史と文化を活かしたまちづくりのシンボルとして捉え、史跡村上城跡及び周辺を整備する</li> </ul>   |
| 基本方針      | <ul style="list-style-type: none"> <li>●今後のまちづくりに連動するよう、史跡指定地においては各種調査、研究により遺構の解明を図り、史跡地としての価値をさらに高めるため、植生等自然環境に配慮しつつ遺構の保存を図り、史跡村上城跡の特徴を活かした活用整備を行うものとする</li> <li>●往時の村上城の守りとなっていた周辺の武家町やこれらを取り巻くように配された町屋等周辺の旧城下町域においては、歴史的文化遺産の保存、継承を図りつつ、歴史的文化的景観を活かした史跡村上城跡と調和した本市の個性を発揮できるような都市美を再構築するものとする</li> </ul> |

整備方針

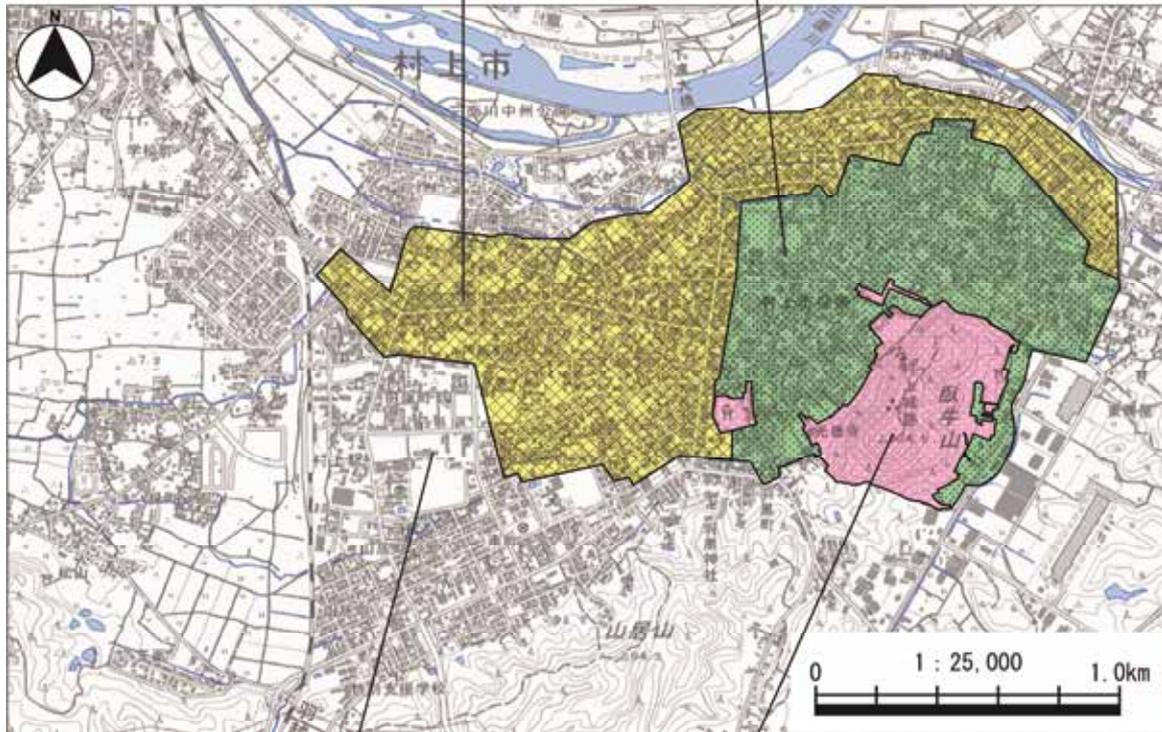
- 史跡としての保存と活用
- 周辺地域の歴史的環境・景観の保全と整備
- 本市の顔づくり
- 市街地の中の潤いと憩いの空間づくり
- 歴史と文化をテーマとした観光地づくり

**外堀ゾーン整備指針**

- ・各種調査等による城下町の全容の解明
- ・町並調査の実施と今後のまちづくりへの活用
- ・関連施設のネットワークによる村上天跡へのアクセスルートとしての道筋の整備

**武家町ゾーン整備指針**

- ・各種調査による遺構の解明
- ・史跡指定地の先導的整備と史跡追加指定の推進
- ・城郭遺構と武家屋敷の一体的保存整備
- ・歴史的景観（町並保存）整備事業の推進
- ・来訪者のためのガイドランス・便益・休養施設等の整備



**城下町周辺ゾーン整備指針**

- ・城下町村上の玄関としての整備
- ・周辺に点在する自然・文化観光資源とネットワーク
- ・自然環境の保全

**お城山ゾーン整備指針**

- ・史跡の追加指定と用地の公有化の推進
- ・各種調査による遺構の解明
- ・早急な保存処理・修理等を要する遺構の修復整備
- ・村上天跡の遺構の特徴を活かした活用整備
- ・市街地にある貴重な自然環境の保全と植生の維持管理
- ・市民の憩い、安らぎの場として施設整備
- ・観光文化都市・村上市の顔となるシンボル性の強調

第3図 ゾーン別整備指針図



第4図 史跡指定地整備計画図

### (3) 関連する市の主な個別計画

#### A. 村上市歴史的風致維持向上計画〔平成28年（2016）策定〕

本市の各地には、旧村上城下として発展した城下町や出羽街道、三国街道中通り、米沢街道などによって村上天下と密接なつながりを持っていた宿場町、北前船の寄港地として栄えた港町などがある。これらの町や集落には歴史的な建造物が現存し、これらの建造物が創り出す歴史的な町並みも数多く残っている。

一方、人口減少や少子高齢化の進行に伴う歴史的建造物の老朽化や荒廃、担い手の不足などといった課題が顕著である。さらに、近年の生活様式の多様化や社会環境の変化等に伴い、歴史的町並みが失われ、伝統的行事や活動に対する関心の希薄化なども進んでいる。

本市では、平成2年（1990）に村上城下の旧武家町で実施した「伝統的建造物群保存対策調査」や重要文化財若林家住宅などの武家住宅の保存事業を契機に、市民の歴史や文化に対する関心が高まり、平成12年（2000）には「村上市歴史的景観保全条例」を施行し、町並み景観の保全に努めてきた。このような中、平成20年（2008）には「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」が制定され、国による歴史的風致維持向上基本方針の策定や市町村に対する支援が行われた。

また、平成14年（2002）には財団法人日本ナショナルトラストが旧城下の町人町と寺町において観光資源保護調査として町家や町並み景観の詳細な調査を実施し、市民の間でも「むらかみ町屋再生プロジェクト」や「黒堀プロジェクト」などの歴史的建造物の町家や

歴史的町並み景観の保全や保存、活用の取り組みが進められている。

以上の状況を踏まえ、本市固有の歴史や文化を反映した歴史的風致を維持及び向上させ、後世に引き継いでいくことを目的として、本計画は策定された。そして、取り組む際の課題や本市の上位計画等や関連計画の方針を踏まえた上で設定した基本方針は次のとおりである。



第5図 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

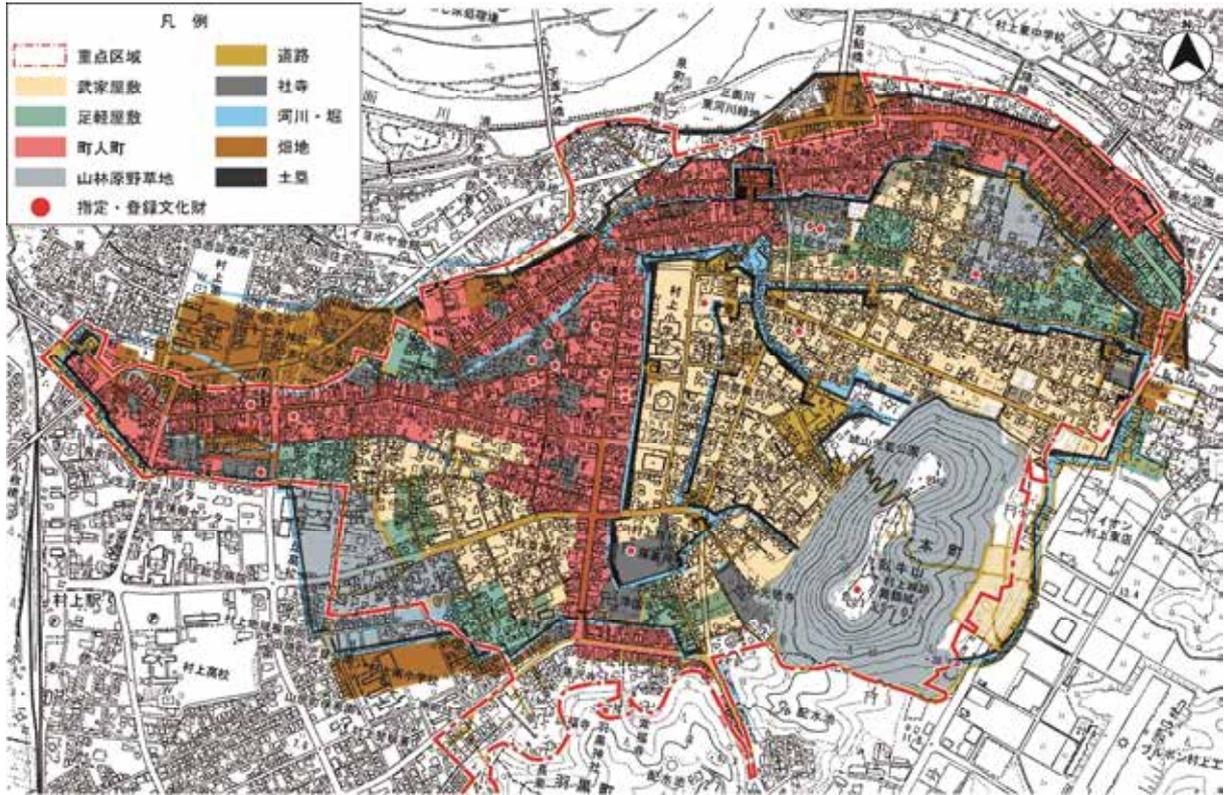
本計画において、本市の歴史的風致の維持及び向上を図るための施策を重点的、かつ、一体的に推進することが特に必要な区域として、「重点区域」が設定されている。

#### 重点区域設定の考え方

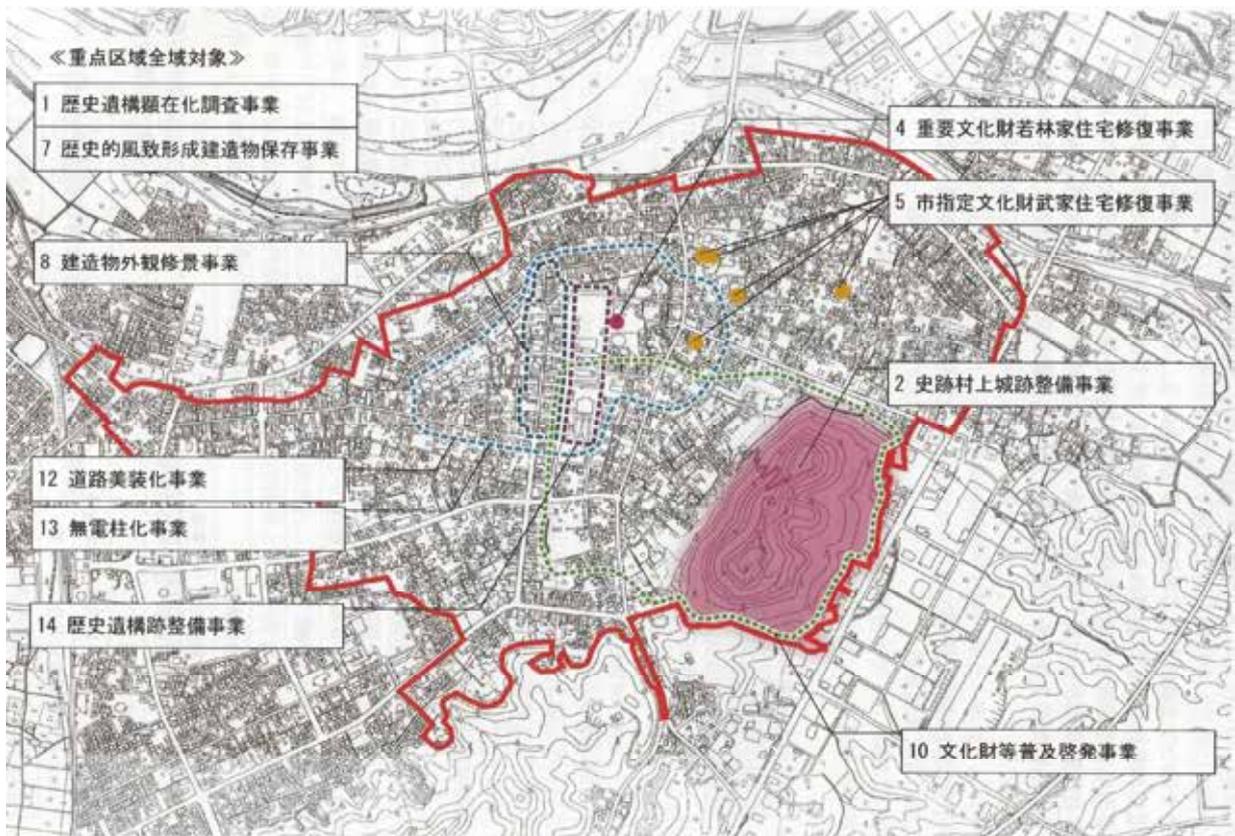
- 代表的な歴史的風致に該当する区域
- 重点区域の要件を満たす建造物が立地している区域
- 現状課題等を踏まえ重点的に取り組んでいく必要がある区域

重点地区の設定にあたっては上記の考え方を踏まえ、江戸時代初期の村上城の近世城郭としての改造と城下の整備により、本市においても特に多様な歴史的風致が色濃く残るとともに、重点区域の要件の一つである重要文化財「若林家住宅」及び「浄念寺本堂」、史跡「村上城跡」の3件が分布する「村上城下町区域（約223ha）」を重点区域に設定した（第6図の赤枠線範囲）。

本区域において計画を推進するための具体的な事業の一つに「史跡村上城跡整備事業」がある。言うまでもなく史跡村上城跡は重点区域の核であり、本区域における近世以降の歴史的風致の成立は、村上城の存在に依っている。



第6図 村上天下町区域（重点区域／15万石時代）



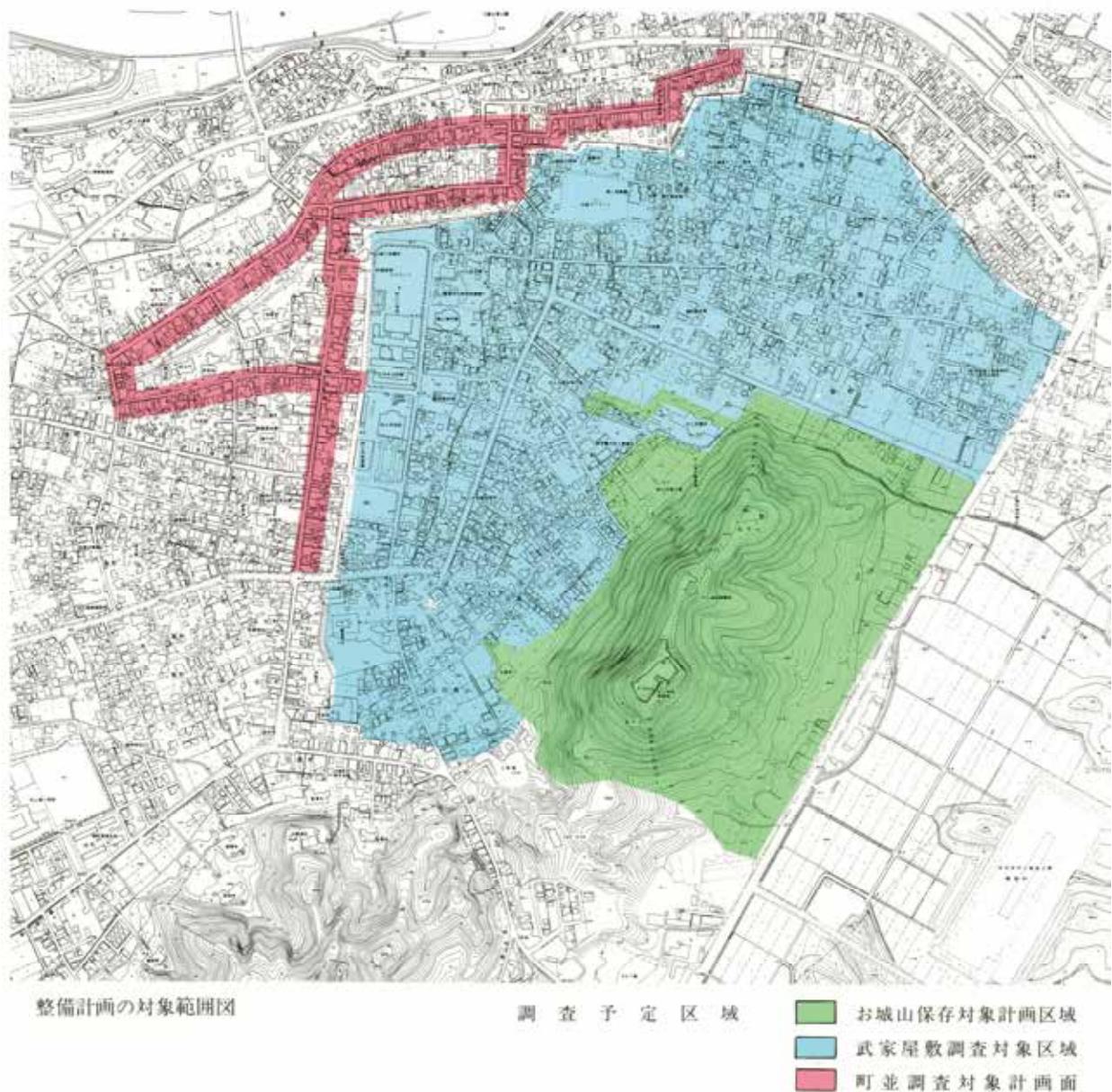
第7図 重点区域（赤線枠）における歴史的風致維持向上施設の整備及び管理に関する事業の位置

## B. お城山とその周辺整備基本計画〔平成4年（1992）策定〕

本計画は、市町村広域合併前に策定されたもので、村上城跡及びその城下町を村上らしさを象徴するものとして捉え、村上城跡を保存、復元し、歴史的価値を高めることが、観光文化都市を標榜する本市のまちづくりに連動するという考え方のもとに取りまとめられている。

本計画では、対象範囲が、ほぼ史跡指定地に該当する「お城山<sup>しろやま</sup>保存対象計画区域」、「武家屋敷調査対象区域」、「町並調査対象計画範囲」とに分けられ、前者に対してお城山整備計画、後二者に対して周辺市街地整備計画を謳っている。

なお、本計画は史跡指定前に策定されたため、大幅な見直しが必要である。その点については本保存活用計画及び早急に見直しが必要な整備基本計画において改善を図る。

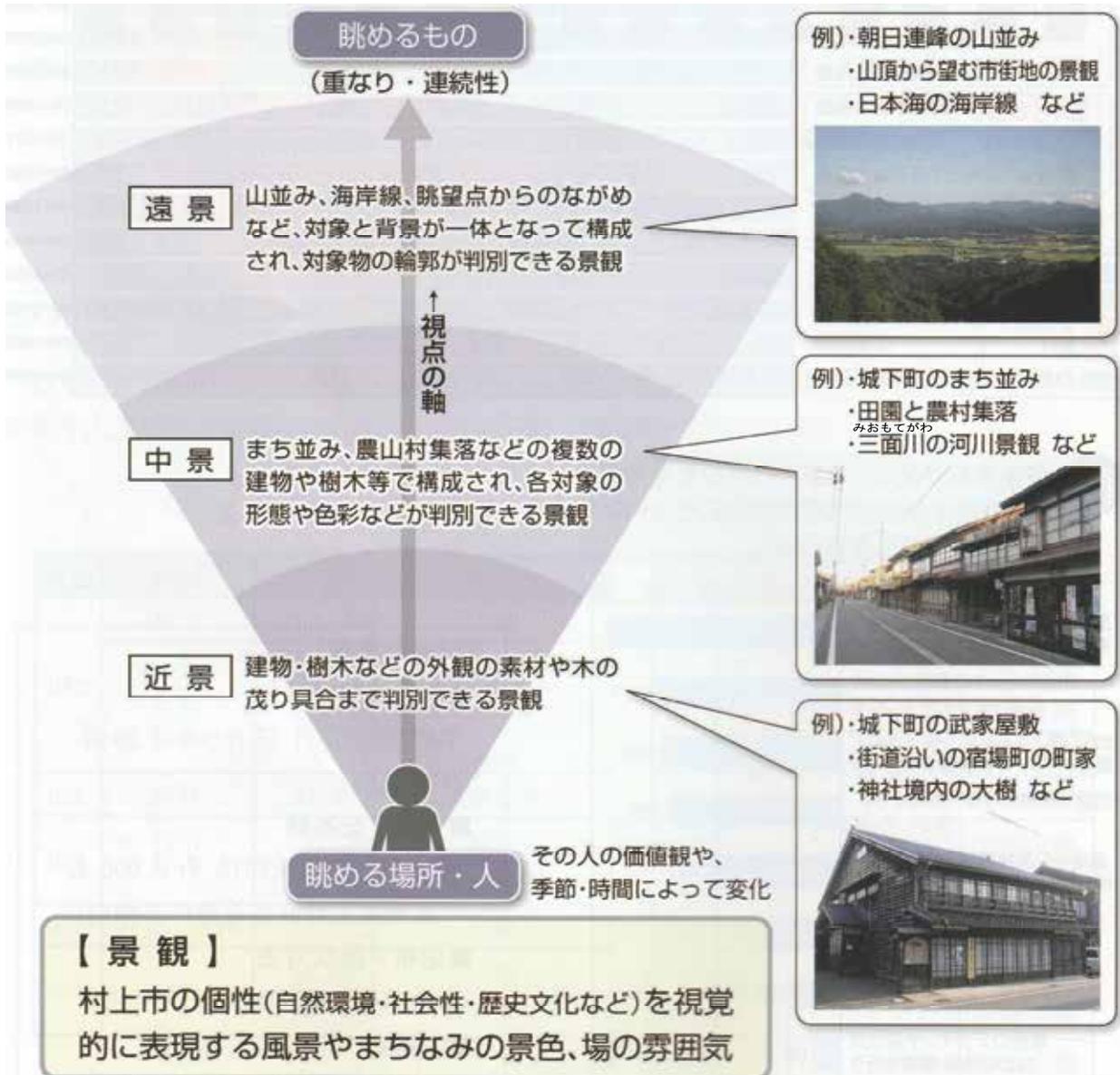


第8図 「お城山とその周辺整備基本計画」の対象範囲図（お城山保存対象計画区域）

### C. 村上市景観計画〔平成 25 年（2013）策定〕

本計画は、本市の景観の現況を把握し、景観形成に関する基本的な考え方や景観づくりの手法等を示すとともに、計画実現に向けた方針やルール等の必要な事項を定め、市民・事業者・行政等の協働により、村上らしい魅力ある景観を後世へ引き継いでいくことを目的に策定された。そして、景観づくりの目標像を「美しい自然や歴史・伝統と暮らしの誇りをきらりと感じさせるまち」と定めている。

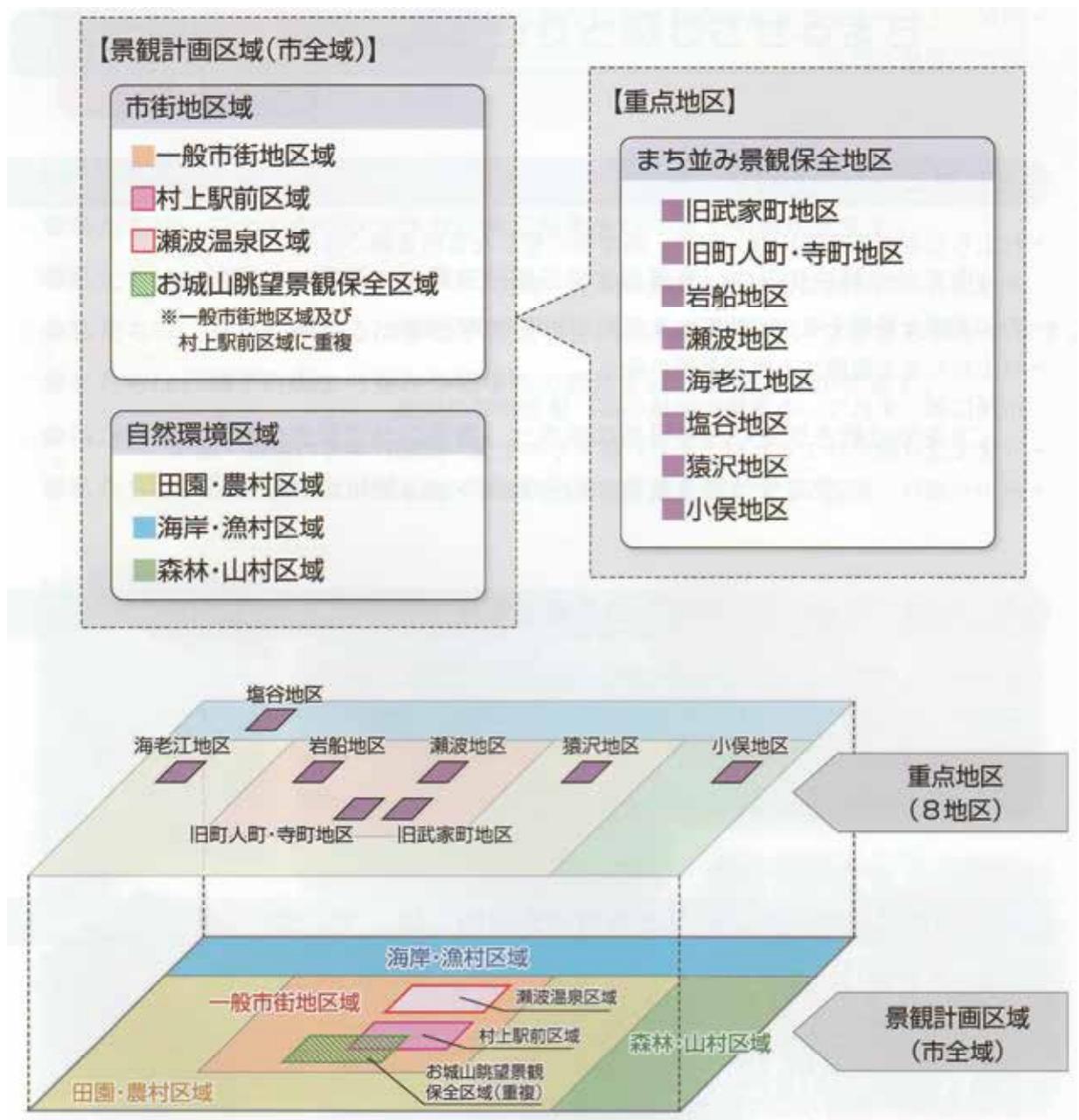
本市には、先代から受け継いできた歴史的まち並みや、その暮らしと営みの中で作り上げられてきた文化的景観、そして、美しい自然など、全国に誇れる素晴らしい景観が多く存在している。これらの景観は、「眺める場所（視点場）」と「眺める人」、そして「眺めるもの（対象）」の3つの関係から成り立っている。「眺めるもの（対象）」は、近いものから遠いものまで視野に入る景色全体を1つのまとまりとして捉えることとなる（第9図）。



第9図 村上市の景観の構成イメージ

本市の特徴的な景観には、①美しい豊かな自然環境、②市街地（城下）の歴史的なまち並み、③生活に根差した集落の景観と生業、④河川や海岸、街道による美しい景観軸、⑤「歴史的景観保全条例」による景観保全や市民が主体となっている様々なまち並みづくりがあげられる。そして、①と②については村上天跡が立地する臥牛山や村上天跡そのものが重要な景観要素となっている。

本計画対象の区域は市全域で、それぞれの特性により4つの市街地（お城山眺望景観保全区域含む）と3つの自然環境区域に区分し、さらに、特に重点的・先導的に景観形成に取り組むべき地区を「重点地区」に指定し、よりきめ細かく優先的な景観づくりに努めることとしている。



第10図 区域設定のイメージ

#### D. 村上市都市計画マスタープラン〔平成 22 年（2010）策定〕

本計画は、平成 20 年（2008）の 5 市町村による合併により、都市計画の分野においても全市一体となった魅力あるまちづくりを推進する必要が生じ、住民の意見を反映しながら、おおむね 20 年後のまちづくりのビジョンを定めるために策定された。そして、まちづくりの重点目標の一つである「歴史文化が薫る豊かな自然に満ちた快適な村上市」の実現に向け、地域の活力向上を目指すための固有資源である「保全すべき都市景観」を掲げている。

##### 【保全すべき都市景観】

- |              |  |
|--------------|--|
| 【歴史ある市街地の景観】 | <ul style="list-style-type: none"><li>・村上市街地旧武家町の歴史的景観</li><li>・村上市街地旧町人町の面影を残すまちなみ</li><li>・村上地域のシンボル臥牛山と山頂からの眺望</li><li>・岩船神社と岩船市街地の景観</li></ul> |
| 【歴史ある集落地の景観】 | <ul style="list-style-type: none"><li>・北前船の寄港地であった海岸部集落の景観</li><li>・旧出羽街道沿いの宿場町の景観</li></ul>   |
| 【温泉地景観】      | <ul style="list-style-type: none"><li>・日本海沿いの瀬波温泉の景観</li></ul>   |

#### E. 村上市環境基本計画〔平成 23 年（2011）策定〕

村上市は、恵み豊かな自然との共生を図りながら、環境への負荷の少ない社会を築くため、基本理念を定め、市・市民・事業者の責務を明らかにし、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、平成 21 年（2009）に村上市環境基本条例を制定した。本計画は、本市における環境施策を推進する上での基本的な計画であり、村上市環境基本条例第 9 条に基づき、同条例第 3 条に定められた環境の保全及び創造に関する基本理念の実現に向けて、環境施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

なお、本計画の期間は、平成 23 年（2011）から令和 2 年（2020）までの 10 年間とし、中間年度である平成 27 年（2015）に見直しを行うものとした。本計画の支柱となる近年の環境政策は次の 4 点である。

##### 環境政策の動向

- ・自然環境の保全
- ・循環型社会の形成
- ・歴史と伝統の継承と新たな文化の創造
- ・地球温暖化対策

そして、上記動向を踏まえ、本市における環境の現状と課題を克服すべく計画目標を体系的に示した。

本計画では、はじめに「望ましい環境像」が「山・川・海 豊かな自然に育まれた歴史と伝統を継承するまち」と定義され、次に、その実現に向けて、

- 1 緑豊かな山々と美しい水辺のある自然と親しみ自然と共生する。
- 2 清潔で安全・安心な生活の中で資源の循環を追求する。
- 3 歴史と伝統のある地域社会の中で快適な暮らしを創造する。
- 4 地域から世界を考え地球環境の保全に取り組む。
- 5 環境の保全に市民・事業者・行政が一体となって取り組む。

という5つの基本目標が設置された。その中の基本目標3の下には、「3-1 歴史と伝統を継承し、新たな文化を創造する」と「3-2 快適な暮らしと生活空間を創造する」という個別目標が設定され、更に「3-1」の下に具体的な施策方針として「3-1-1 文化財の保護」、「3-1-2 歴史景観の保全」、「3-1-3 町並みの保全と創造」が掲げられた。

「3-1-1」では、「文化財保護法及び新潟県文化財保護条例・村上市文化財保護条例に基づき指定文化財を適正に保護する」とし、「本市のランドマークである史跡村上城跡・平林城跡の保存・整備を促進する」としている。また、「3-1-2 歴史景観の保全」では、「史跡村上城跡・平林城跡とその周辺の自然景観との調和に配慮し、歴史景観の保全を推進」することとしている。

さらに、「主体別環境配慮指針」では、以上の担い手である市民、事業者、そして行政が行うべき役割と配慮事項が目標別に示されている。

## 2. 関係法令等（抜粋）

\*            部は、史跡の保存活用に係るものを示す。

### （1）文化財保護法（昭和25年（1950）法律第214号・平成31年（2019）改正）

#### A. 史跡名勝天然記念物（史跡村上城跡）に関わる条文

第三十三条 重要文化財の全部又は一部が滅失し、若しくは毀損し、又はこれを亡失し、若しくは盗み取られたときは、所有者（管理責任者又は管理団体がある場合は、その者）は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、その事実を知った日から十日以内に文化庁長官に届け出なければならない。

\*法第118条により史跡名勝天然記念物に準用

第九十九条 文部科学大臣は、記念物のうち重要なものを史跡、名勝又は天然記念物に指定することができる。

第一百零三条 史跡名勝天然記念物につき、所有者がないか若しくは判明しない場合又は所有者若しくは第九十九条第二項の規定により選任された管理の責めに任ずべき者による管理が著しく困難若しくは不適當であると明らかに認められる場合には、文化庁長官は、適当な地方公共団体その他の法人を指定して、当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な管理及び復旧（当該史跡名勝天然記念物の保存のため必要な施設、設備その他の物件で当該史跡名勝天然記念物の所有者の所有又は管理に属するものの管理及び復旧を含む。）を行わせることができる。

第一百五条 第一百零三条第一項の規定による指定を受けた地方公共団体その他の法人（以下この章及び第12章において「管理団体」という。）は、文部科学省令の定める基準により、史跡名勝天然記念物の管理に必要な標識、説明版、境界標、囲いその他の施設を設置しなければならない。

第二十五条 史跡名勝天然記念物に関しその現状を変更し、又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、現状変更については

維持の措置又は非常災害のために必要な応急措置を執る場合、保存に影響を及ぼす行為については影響の軽微である場合は、この限りでない。

第二百二十七条 史跡名勝天然記念物を復旧しようとするときは、管理団体又は所有者は、復旧に着手しようとする日の三十日前までに、文部科学省令の定めるところにより、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。ただし、第二百五条第一項の規定により許可を受けなければならない場合その他文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

第二百二十九条 管理団体である地方公共団体その他の法人が、史跡名勝天然記念物の指定に係る土地又は建造物その他の土地の定着物で、その管理に係る史跡名勝天然記念物の保存のため特に買い取る必要があると認められるものを買い取る場合には、国は、その買取りに要する経費の一部を補助することができる。

第二百二十九条の二 史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、文部科学省令で定めるところにより、史跡名勝天然記念物の保存及び活用に関する計画（以下「史跡名勝天然記念物保存活用計画」という）を作成し、文化庁長官の認定を申請することができる。

第二百二十九条の三 前条第四項の認定を受けた史跡名勝天然記念物の管理団体又は所有者は、当該認定を受けた史跡名勝天然記念物保存活用計画の変更（文部科学省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、文化庁長官の認定を受けなければならない。

第二百二十九条の四 第二百二十九条の二第三項に規定する事項が記載された史跡名勝天然記念物保存活用計画が同条第四項の認定を受けた場合において、当該史跡名勝天然記念物の現状変更又は保存に影響を及ぼす行為をその記載された事項の内容に即して行うに当たり、第二百五条第一項の許可を受けなければならないときは、同項の規定にかかわらず、当該現状変更又は保存に影響を及ぼす行為が終了した後遅滞なく、文部科学省令で定めるところにより、その旨を文化庁長官に届け出ることをもって足りる。

第八十四条 文化庁長官の権限に属する事務の全部又は一部は、政令（文化財保護法施行令第五条第4項）で定めるところにより、都道府県又は市の教育委員会が行うこととすることができる。

## **B. 埋蔵文化財（村上城跡／史跡指定地外）に関わる条文**

第九十二条 土地に埋蔵されている文化財について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。（第二項以下省略）

第九十三条 土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝塚、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。

第九十四条 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるものが、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たって、あらかじめ、文化庁長官にその旨を通知しなければならない。

第九十九条 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。

(2) 文化財保護法施行令 (第5条第4項昭和50年(1975)政令第267号・平成31年(2019)改正)

第五条

4 次に掲げる文化庁長官の権限に属する事務は、都道府県の教育委員会(第一号イからリまで及びルに掲げる現状変更等が市の区域(法第百十五条第一項に規定する管理団体(以下この条及び次条第二項第一号イにおいて単に「管理団体」という。))が都道府県である史跡名勝天然記念物の管理のための計画(以下この条並びに次条第二項第一号イ及びハにおいて「管理計画」という。))を当該都道府県の教育委員会が定めている区域を除く。以下この項において「市の特定区域」という。)内において行われる場合、第一号ヌに掲げる現状変更等を行う動物園又は水族館が市の特定区域内に存する場合並びに同号ヲに規定する指定区域が市の特定区域内に存する場合にあつては、当該市の教育委員会(当該市が特定地方公共団体である場合にあつては、当該市の長。以下この条において同じ。))が行うこととする。

一 次に掲げる現状変更等(イからチまでに掲げるものにあつては、史跡名勝天然記念物の指定に係る地域内において行われるものに限る。)に係る法第百二十五条第一項並びに同条第三項において準用する法第四十三条第三項及び第四項の規定による許可及びその取消し並びに停止命令

イ 小規模建築物(階数が二以下で、かつ、地階を有しない木造又は鉄骨造の建築物であつて、建築面積(増築又は改築にあつては、増築又は改築後の建築面積)が百二十平方メートル以下のものをいう。ロにおいて同じ。)で二年以内の期限を限って設置されるものの新築、増築又は改築

ロ 小規模建築物の新築、増築又は改築(増築又は改築にあつては、建築の日から五十年を経過していない小規模建築物に係るものに限る。)であつて、指定に係る地域の面積が百五十ヘクタール以上である史跡名勝天然記念物に係る都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第八条第一項第一号の第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域又は田園住居地域におけるもの

ハ 工作物(建築物を除く。以下このハにおいて同じ。)の設置若しくは改修(改修にあつては、設置の日から五十年を経過していない工作物に係るものに限る。)又は道路の舗装若しくは修繕(それぞれ土地の掘削、盛土、切土その他土地の形状の変更を伴わないものに限る。)

ニ 法第百十五条第一項(法第百二十条及び第七十二条第五項において準用する場合を含む。)に規定する史跡名勝天然記念物の管理に必要な施設の設置又は改修

ホ 電柱、電線、ガス管、水管、下水道管その他これらに類する工作物の設置又は改修

ヘ 建築物等の除却(建築又は設置の日から五十年を経過していない建築物等に係るものに限る。)

ト 木竹の伐採(名勝又は天然記念物の指定に係る木竹については、危険防止のため必要な伐採に限る。)

チ 史跡名勝天然記念物の保存のため必要な試験材料の採取 (リからヲまで省略)

**(3) 特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則** (昭和 26 年 (1951) 文化財保護委員会規則第 10 号)

第四条 法第二百五十五条第一項ただし書の規定により現状変更について許可を受けることを要しない場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- 一 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、その価値に影響を及ぼすことなく当該史跡、名勝又は天然記念物をその指定当時の原状（指定後において現状変更等の許可を受けたものについては、当該現状変更等の後の原状）に復するとき。
- 二 史跡、名勝又は天然記念物が毀損し、又は衰亡している場合において、当該毀損又は衰亡の拡大を防止するため応急の措置をするとき。
- 三 史跡、名勝又は天然記念物の一部が毀損し、又は衰亡し、かつ、当該部分の復旧が明らかに不可能である場合において、当該部分を除去するとき。

**(4) 都市計画法** (昭和 43 年 (1968) 法律第百号)

**旧城下に関する条文**

第八条 都市計画区域については、都市計画に、次に掲げる地域、地区又は街区を定めることができる。

- 一 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域  
(第二項以下略)

第九条 第一種低層住居専用地域は、低層住宅に係る良好な住居の環境を保護するため定める地域とする。

**(5) 建築基準法** (昭和 25 年 (1950) 法律第 201 号)

**旧城下に関する条文**

第四十八条 第一種低層住居専用地域内においては、別表第二 (い) 項に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

**(6) 都市公園法** (昭和 31 年 (1956) 法律第 79 号)

**城山児童公園・まいづる公園・記念公園に関する条文**

第二条の三 都市公園の管理は、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が行う。

第六条 都市公園に公園施設以外の工作物その他の物件又は施設を設けて都市公園を占用しようとするときは、公園管理者の許可を受けなければならない。(第 2 項以下略)

**(7) 森林法** (昭和 26 年 (1951) 法律第 249 号)

**保健保安林に関する条文**

第二十五条 農林水産大臣は、次の各号に掲げる目的を達成するため必要があるときは、森林を保

保安林として指定することができる（十 公衆の保健）。

第三十四条 保安林においては、政令で定めるところにより、都道府県知事の許可を受けなければ、立木を伐採してはならない。

第三十四条の二 保安林においては、当該保安林に係る指定施業要件に定める立木の伐採の方法に適合し、かつ、当該指定施業要件に定める伐採の限度を超えない範囲内において択伐による立木の伐採（人工植栽に係る森林の立木の伐採に限る。第三項において同じ。）をしようとする者は、前条第一項第一号、第四号から第七号まで及び第九号に掲げる場合を除き、農林水産省令で定める手続きに従い、あらかじめ、都道府県知事に森林の所在場所、伐採立木材積、伐採方法その他農林水産省令で定める事項を記載した択伐の届出書を提出しなければならない。

第三十四条の四 森林所有者等が保安林の立木を伐採した場合には、当該保安林に係る森林所有者は、当該保安林に係る指定施業要件として定められている植栽の方法、期間及び樹種に関する定めに従い、当該伐採跡地について植栽をしなければならない。（以下略）

〈説明〉臥牛山のほぼすべて、史跡指定面積の約 77%が新潟県の保健保安林指定を受けている。

すなわち、臥牛山の東側斜面のスギ植樹帯は、伐採上限 35%の間伐区域であり、西側斜面の広葉樹帯は、伐採上限 30%の択伐区域となっている。このため、自由伐採が制限されており、石垣の顕在化や眺望確保の妨げとなっている。

## （８）景観法（平成 16 年（2004）法律第 110 号）

### 旧城下に関する条文

第十六条 景観計画区域内において、次に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、国土交通省令で定めるところにより、行為の種類、場所、設計又は施行方法、着手予定日その他国土交通省令で定める事項を景観行政団体の長に届け出なければならない。

- 一 建築物の新築、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 二 工作物の新設、増築、改築若しくは移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替又は色彩の変更
- 三 都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為その他政令で定める行為
- 四 前三号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に支障を及ぼすおそれのある行為として景観計画に従い景観行政団体の条例で定める行為

第十七条 景観行政団体の長は、良好な景観の形成のために必要があると認めるときは、特定届出対象行為について、景観計画に定められた建築物又は工作物の形態意匠の制限に適合しないものをしようとする者又はした者に対し、当該制限に適合させるため必要な限度において、当該行為に関し設計の変更その他の必要な措置をとることを命ずることができる。

## （９）鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律

（平成 14 年（2002）法律第 88 号）

### A. 鳥獣保護区（臥牛山）に関する条文

第八条 鳥獣及び鳥類の卵は、捕獲等又は採取等をしてはならない。

第二十八条 環境大臣又は都道府県知事は、鳥獣の種類その他鳥獣の生息の状況を勘案して当該鳥獣の保護を図るため特に必要があると認めるときは、それぞれ次に掲げる区域を鳥獣保護区として指定することができる（以下略）。

## (10) 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

(平成12年(2000)法律第57号)

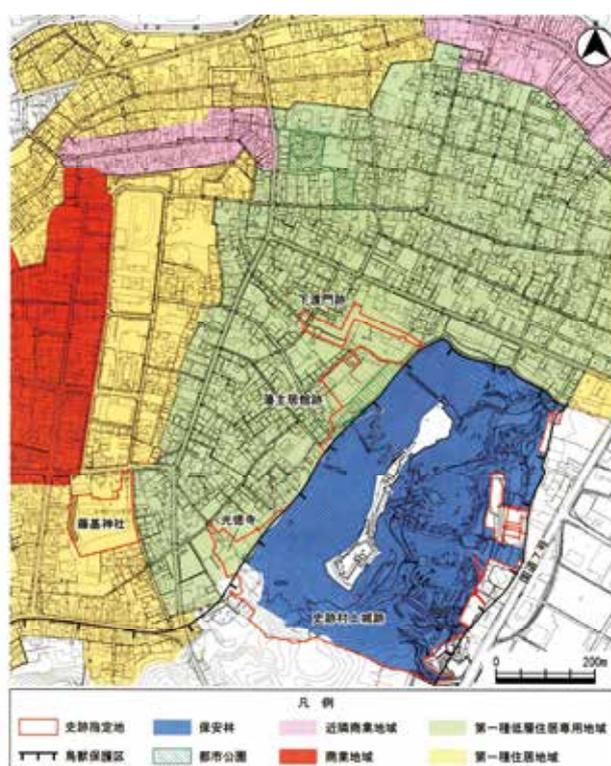
### 土砂災害警戒区域（臥牛山）に関する条文

第七条 都道府県知事は、基本方針に基づき、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における土砂災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを土砂災害警戒区域として指定することができる。

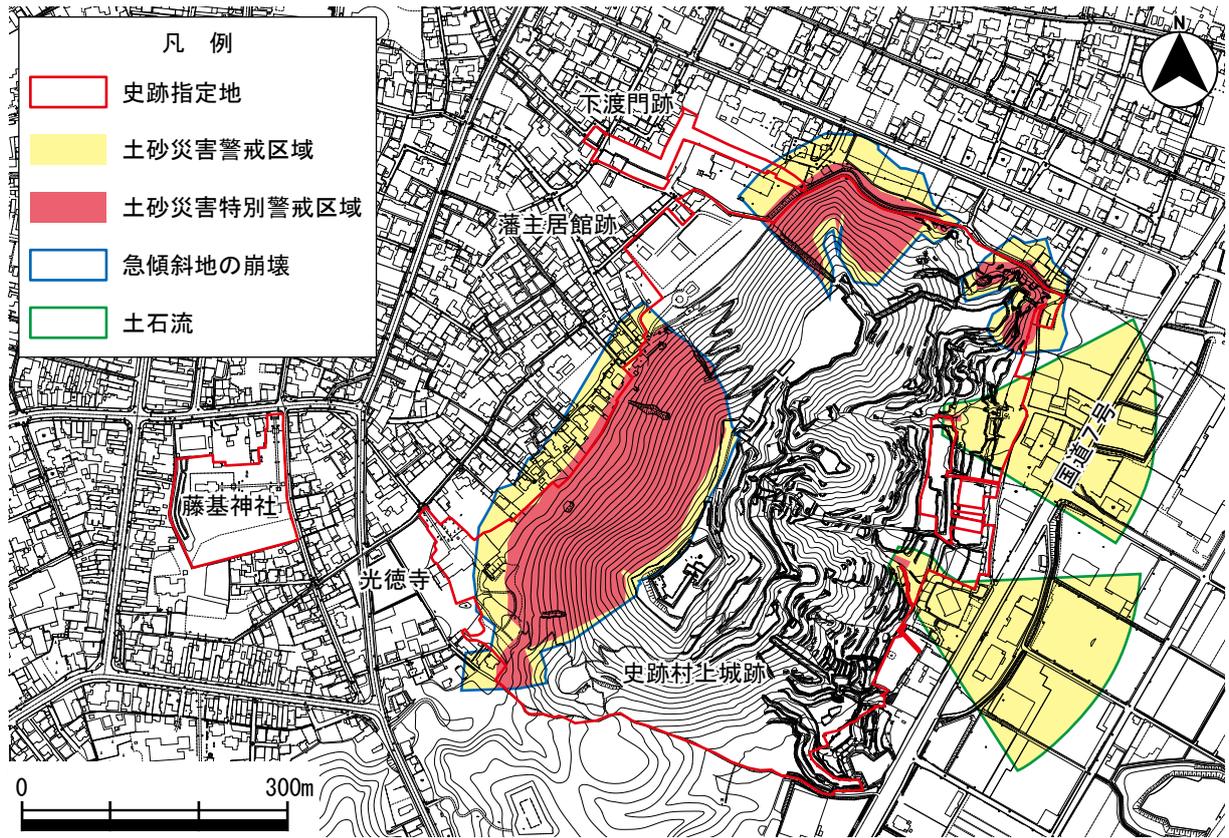
### 土砂災害特別警戒区域（臥牛山）に関する条文

第九条 都道府県知事は、基本方針に基づき、警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合には建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、一定の開発行為の制限及び居室を有する建築物の構造の規制をすべき土地の区域として政令で定める基準に該当するものを、土砂災害特別警戒区域として指定することができる。

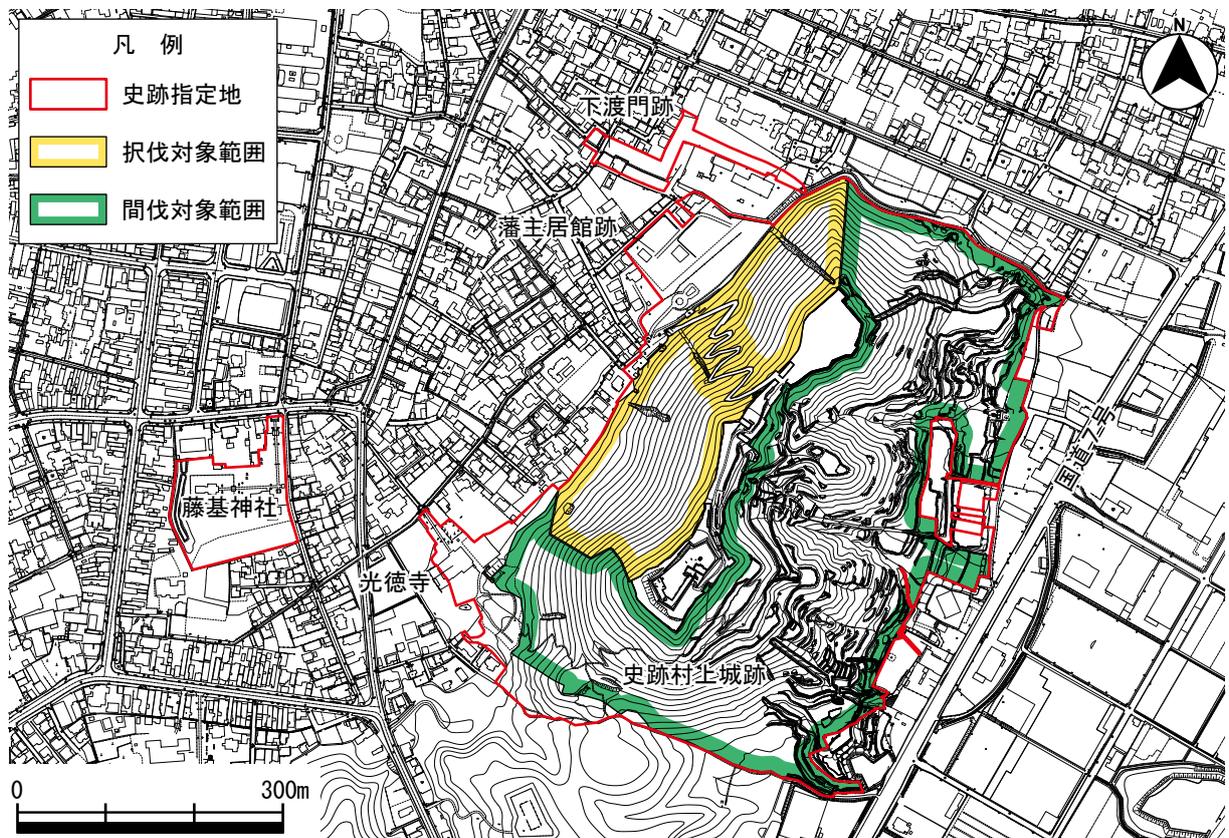
第十条 特別警戒区域内において、都市計画法第四条第十二項に規定する開発行為で当該開発行為をする土地の区域内において建築が予定されている建築物（当該区域が特別警戒区域の内外にわたる場合においては、特別警戒区域外において建築が予定されている建築物を除く。以下「予定建築物」という。）の用途が制限用途であるもの（以下「特定開発行為」という。）をしようとする者は、あらかじめ、都道府県知事許可を得なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為その他の政令で定める行為については、この限りではない。



第11図 関連法規制図



第 12 図 土砂災害警戒区域範囲図



第 13 図 保健保安林指定図



## 第2章 史跡村上城跡の概要

### 第1節 指定に至る経緯

#### 1. 指定に至る経緯

昭和63年(1988)から平成元年(1989)にかけて、「ふるさと創生事業」により、各市区町村に、地域振興のための地方交付税として1億円が交付されることとなった。平成の市町村合併以前の当時の村上市では、市民から広くアイデアを募った結果、最も要望があったものが、村上城の建物などの復元や遺構の保存整備、町並みや武家屋敷などの保存整備であった。このため、市では、該事業として「お城山とその周辺整備」を採択、実施することとなり、平成4年(1992)3月に「お城山とその周辺整備基本計画」を策定した。その間、文化庁調査官、新潟県文化行政課職員、識者等を交えたワーキンググループによる各種調査と検討の過程で、進む都市開発から、村上城(臥牛山)、藩主居館跡、僅かに残る堀敷や土居敷等の遺構を急ぎ保護し、後世へ伝えるべく、村上城の国指定史跡化が俎上に載せられるようになった。そして、本格的に史跡指定に向けた調査と準備が行われ、平成元年(1989)9月には「村上城跡周辺保存に関する建議」が村上市文化財調査委員会で採択され、村上市教育委員会の議決を経て、同10月、村上市長に提出された。平成3年(1991)、文部大臣が国の文化財保護審議会から、新潟県指定史跡である村上城跡を国史跡に指定するよう答申を受けたことで、平成4年(1992)、村上市は、3月13日付けで村上城の国史跡指定申請書を正式に国へ提出した。

#### 2. 追加指定に至る経緯

城下で僅かに堀敷と土居敷の名残を留める下渡門跡は、村上城の本質的価値を構成する重要な要素の一つである。このため、国史跡予定地として3筆の地権者3名とも交渉を行っていたが、いずれも最終的な同意が得られず、国史跡指定地外となっていた。しかし、平成13年(2001)6月18日、隣接する2筆分(530.20㎡)の地権者2名から同意が得られたことで、後に追加指定を行うこととなった(平成14年(2002)3月19日)。そのうち無住の1筆分については、追加指定後に村上市が文化庁の補助制度を利用して購入した。

ところが、先の追加指定箇所に隣接する残る未指定の1筆において、平成13年(2001)9月、急遽、宅地造成工事が開始されたため、指定地外ではあるが周知の遺跡範囲(村上城跡)であったことから、新潟県教育委員会から工事中止命令が出された。市外在住の地権者、仲介役である地元の不動産業者と市側との連絡不足に起因するものであった。これに伴い、文化庁から、先に追加指定した2筆と一体で下渡門跡土居敷を構成する当該箇所に対し、文化庁の補助金制度による追加指定を前提とした土地公有化の提案がなされた。これを受け、市が地権者と不動産業者と交渉を行った結果、一旦、不動産業者が地権者か

ら当該箇所を買上げることで工事を中止し、原状回復した上で、史跡の追加指定を行うこととなった。この結果、平成 14 年（2002）、824.55 m<sup>2</sup>が新たに追加指定となり、平成 15 年（2003）に市が文化庁の補助事業として不動産業者から当該用地を買上げて公有化した。

## 第 2 節 指定の状況

### 1. 指定の状況

#### (1) 指定告示

名 称 村上城跡  
所在地 新潟県村上上市村上字牛沢 60 番地、羽黒口 564 番ノ 1 他、新町 937 番ノ 1 他、二之町 932 番ノ 4 他、本町字田口 979 番他、三之町 620 番ノ 1 他、本町字臥牛山 986 番ノ 1 他  
種 別 史 跡  
指 定 日 平成 5 年（1993）6 月 8 日（文部省告示第 77 号）  
指定面積 299,382.00 m<sup>2</sup>  
指定理由 [基準]

特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部第二（城跡）による。

#### [説明]

村上城は中世・近世を通じて揚北地方（越後北部）における中心的な役割を果たした城で、標高 135m の臥牛山に築かれた平山城である。

中世における揚北は、城氏滅亡の後に入った各鎌倉御家人が勢力を伸ばしていた。奥山荘の中条氏、黒川氏、加地荘の加地氏などがそれで、揚北地方最北の岩船郡（小泉荘）には秩父平氏の本庄氏が入った。彼らは南北朝期以降にも、守護上杉氏の影響をあまり受けず、独自の政治圏である「揚北」を形成し、「揚北衆」と呼ばれた。

小泉荘に入った本庄氏は南北朝内乱期には同族の色部氏と合戦し、敗れてその城が落城していることが色部文書等により分かるが、当時の本庄氏の城は、猿沢城（朝日村所在）であるといわれている。室町時代以降、本庄氏は他の揚北衆に同じく反守護（上杉氏）の立場を鮮明にし、延徳元年（1489）、明応 2 年（1493）、永正 4 年（1507）と守護及び守護方の武将と数次にわたって合戦したが、永正 4 年 9 月、本庄城は火を放たれ落城した。この本庄城は臥牛山にある村上城を指すものである。

天文 8 年（1539）、本庄房長は伊達・中条連合軍の攻撃を受け本庄城は落城、天文 20 年（1551）になって房長の子繁長が本庄城を取り戻す。繁長は一時、上杉氏に従うが、永禄 11 年（1568）3 月、武田信玄の誘いに応じ、反旗を翻して、上杉輝虎軍に包囲された。繁長は、「南方は深田洋々として湖水の如し、

西は大海原、特に大河は郭をめぐり、地理無双の城地たり」(上杉年譜)とある堅固な地利を頼んでよく凌いだが結局孤立し、翌永禄12年(1569)2月、米沢の伊達氏、会津の芦名氏の仲介で輝虎に下り、嫡子を入質として春日山に送った。本庄氏の治世は天正18年(1590)末、豊臣秀吉が繁長を改易するまで続いた。

慶長2年(1597)の瀬波郡絵図には「村上ようがい」と城下の街が画かれており、山上に多くの建物のあったことが分かる。

慶長3年(1598)、上杉氏の会津移封に伴い村上頼勝が9万石で転封された。しかし、豊臣恩顧の村上家は間もなく取り潰され、元和4年(1618)堀直奇が10万石で村上城に入封となった。

堀氏は村上城の縄張り、作事を進め、ここに近世城郭としての村上城が完成した。

寛永19年(1642)堀家は嗣子断絶より絶家となり、正保元年(1644)本多忠義が入城した。正保2年(1645)の城郭絵図に画かれた村上城はこの時のもので、本丸には三層の天守閣の外、渡櫓、多聞、二の丸には5か所の櫓などが画かれ、この絵図によって往時の姿を偲ぶことができる。

この後慶安元年(1648)、松平直矩(結城松平)が15万石で入城、以後榊原政倫、本多忠孝、松平輝貞、間部詮房の各家が続き、享保5年(1720)内藤弑信が5万石で入って、以後明治維新まで八代、150年近く続いた。

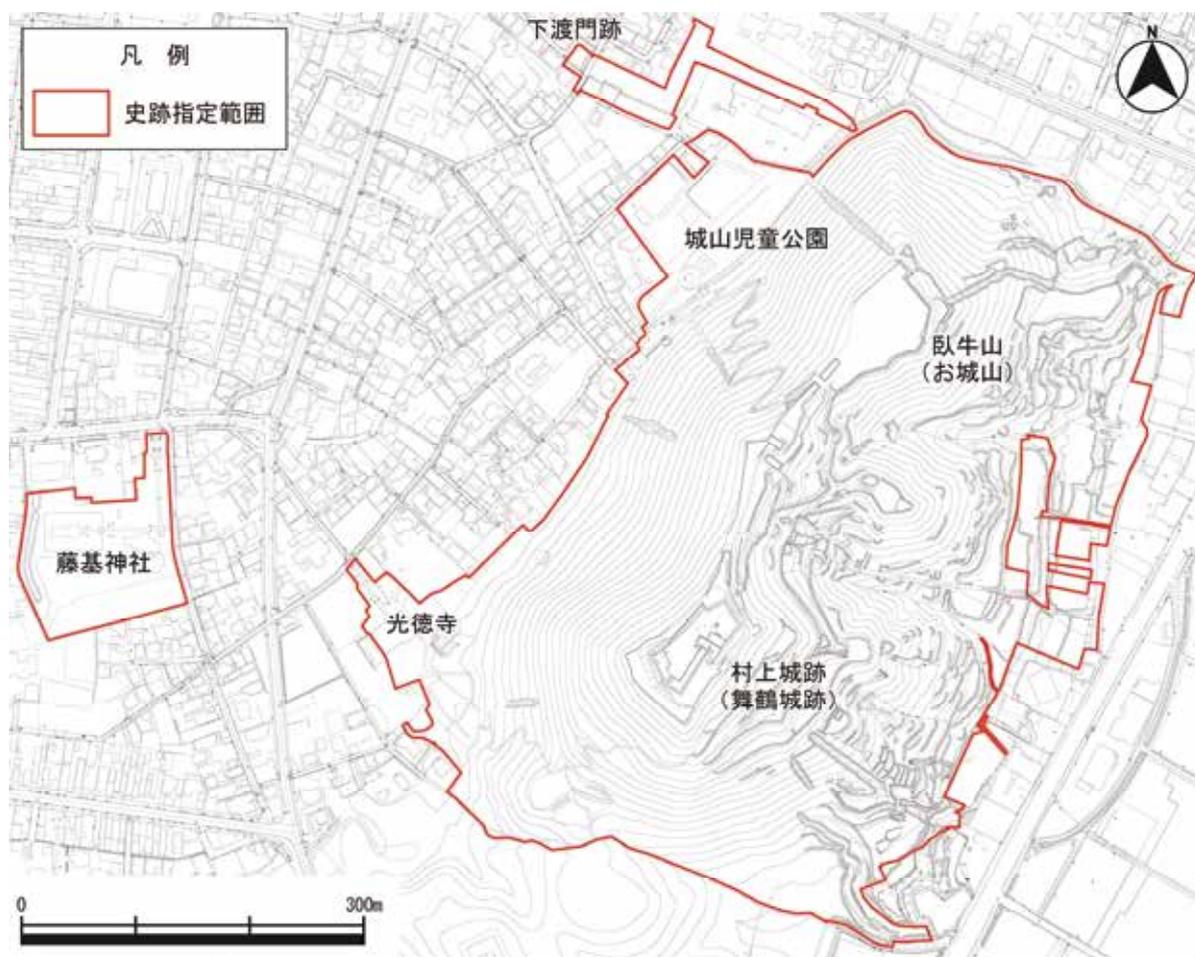
遺構は、山上に天守台、乾櫓、巽櫓、埋門、出櫓、平櫓、月見櫓、鞆櫓、千貫丸等の跡が残り、石垣は高さ8m近く、山頂の各部にくまなく巡らされている。山下には居屋敷、一文字門、下渡(げど)門等の跡が、藤基神社境内には外郭土塁も残っており、石垣も使われている。また臥牛山東面には本庄氏時代の戦国遺構である腰ぐるわや堅堀、土塁、井戸跡等も良好に残っている。

このように村上城は中近世を通じて揚北地方の中心であった城であり、今日に残る遺構もそれにふさわしい壮大なるものである。また、中世の遺構と近世の遺構が渾然一体として残る姿も貴重なものである。ここに村上城のうち臥牛山全体と、山麓に良好に残る遺構部分を史跡に指定し、その保存を図るものである。

#### [管理団体]

村上市 平成23年(2011)3月30日指定(文化庁告示第31号)

## (2) 指定範囲



第14図 村上城跡史跡指定範囲

## 2. 追加指定の状況

### (1) 平成14年(2002)3月の追加指定

#### A. 追加指定告示

所在地 新潟県村上市二之町937番ノ5、937番ノ9(史跡村上城跡下渡門跡)

指定日 平成14年(2002)3月19日(文部科学省告示第43号)

指定面積 530.20㎡

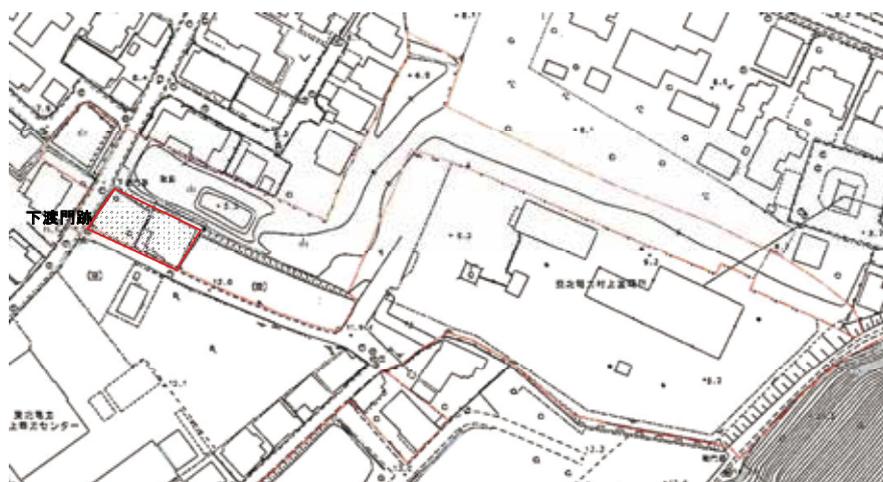
指定理由 [基準] 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準(昭和26年文化財保護委員会告示第2号)史跡の部第二(城跡)による。

[説明] 戦国時代から江戸時代の平山城跡で、文禄・慶長期の「越後国瀬波郡絵図」に描かれた城郭として、教科書等でも著名である。山上には総石垣を巡らし、山麓には藩主居館や藩庁が営まれた。今回は、居館防衛のために設けられた下渡門跡の一部を追加指定するものである。

[管理団体] 村上市

平成23年(2011)3月30日指定(文化庁告示第31号)

## B. 追加指定範囲



第 15 図 村上城跡史跡追加指定範囲（平成 14 年（2002）3 月）

## （2）平成 14 年（2002）12 月の追加指定

### A. 追加指定告示

所在地 新潟県村上市二之町 937 番 6

指定日 平成 14 年（2002）12 月 19 日（文部科学省告示第 209 号）

指定面積 824.55 m<sup>2</sup>

指定理由 [基準] 特別史跡名勝天然記念物及び史跡名勝天然記念物指定基準（昭和 26 年文化財保護委員会告示第 2 号）史跡の部第二（城跡）による。

[説明] 村上城跡は、戦国時代から江戸時代の平山城跡であり、17 世紀前半に山麓の藩主居館を守るために下渡門が設けられた。高石垣と堀、土塁が一体となって残る唯一の城門跡である下渡門跡の土塁部分の一部を追加指定する。

[管理団体] 村上市

平成 23 年（2011）3 月 30 日指定（文化庁告示第 31 号）

## B. 追加指定範囲



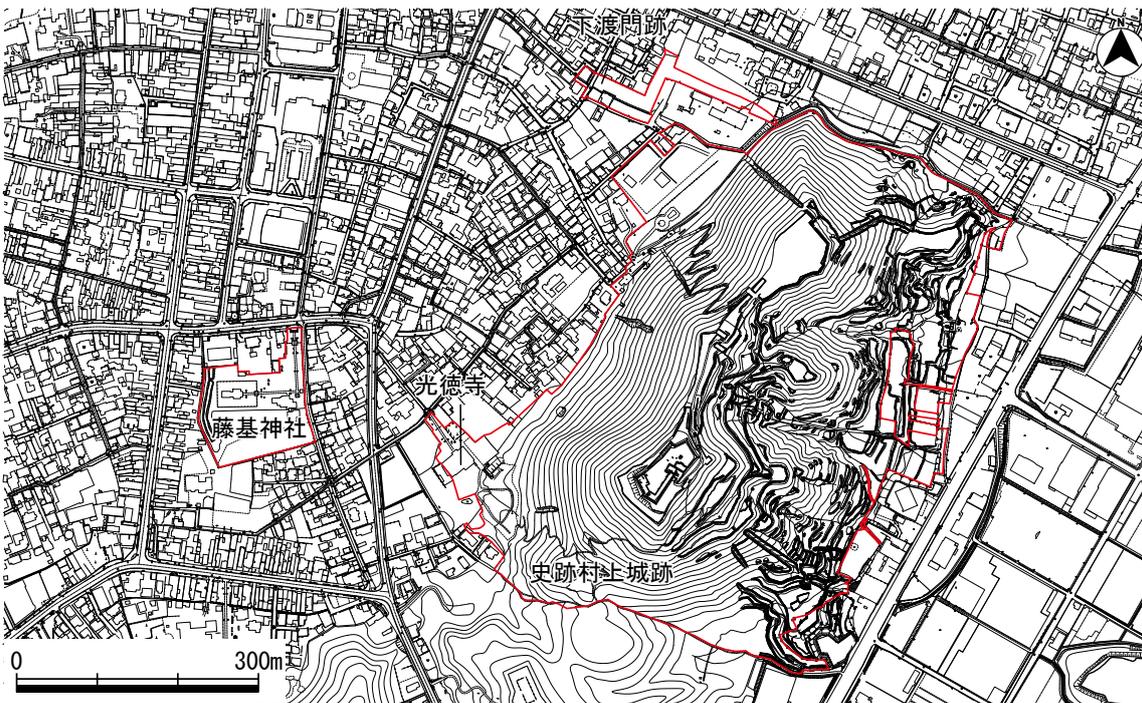
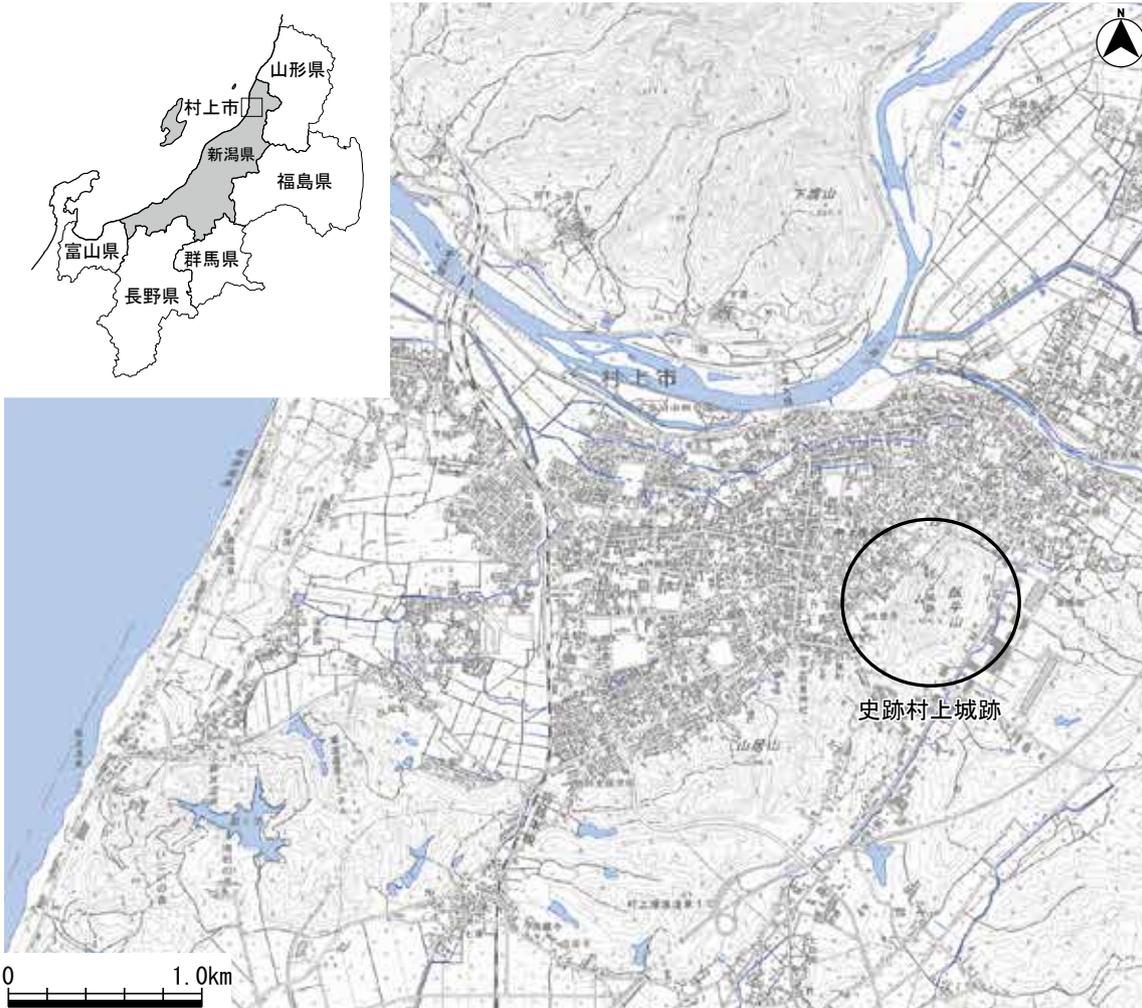
第 16 図 村上城跡史跡追加指定範囲（平成 14 年（2002）12 月）



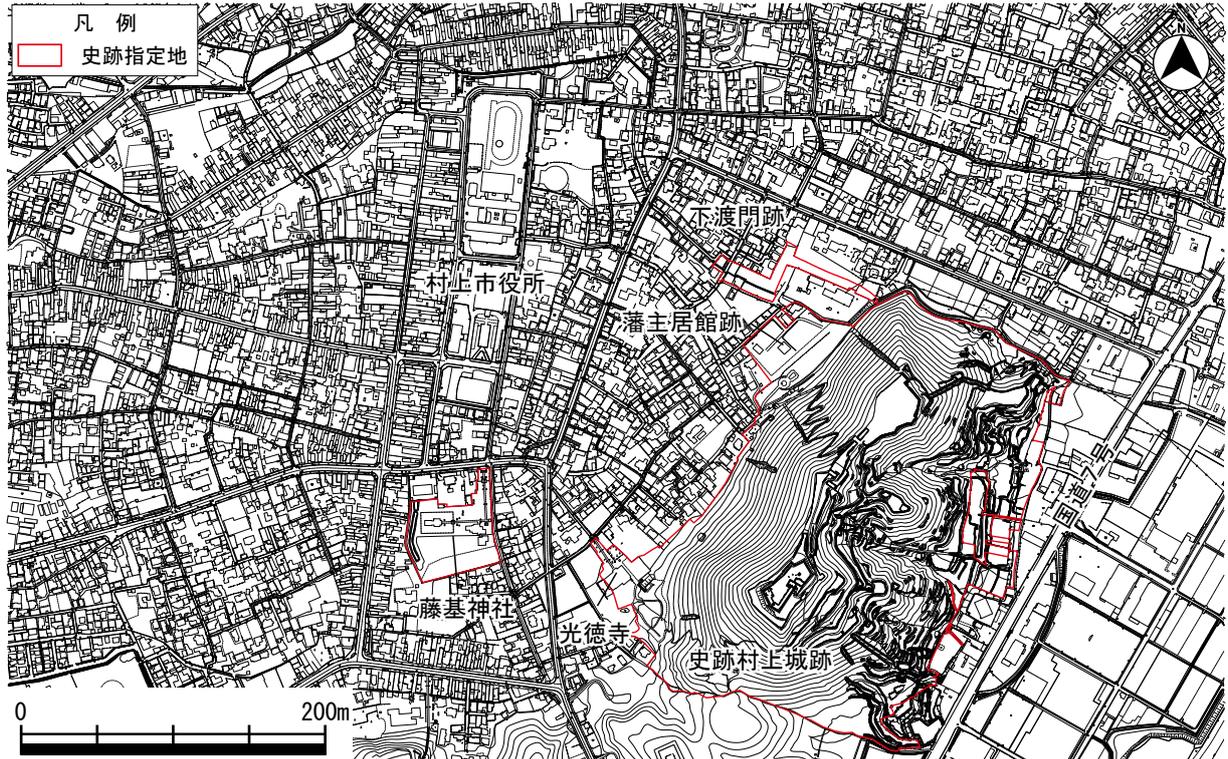
史跡村上城跡全景 平成29年(2017)撮影



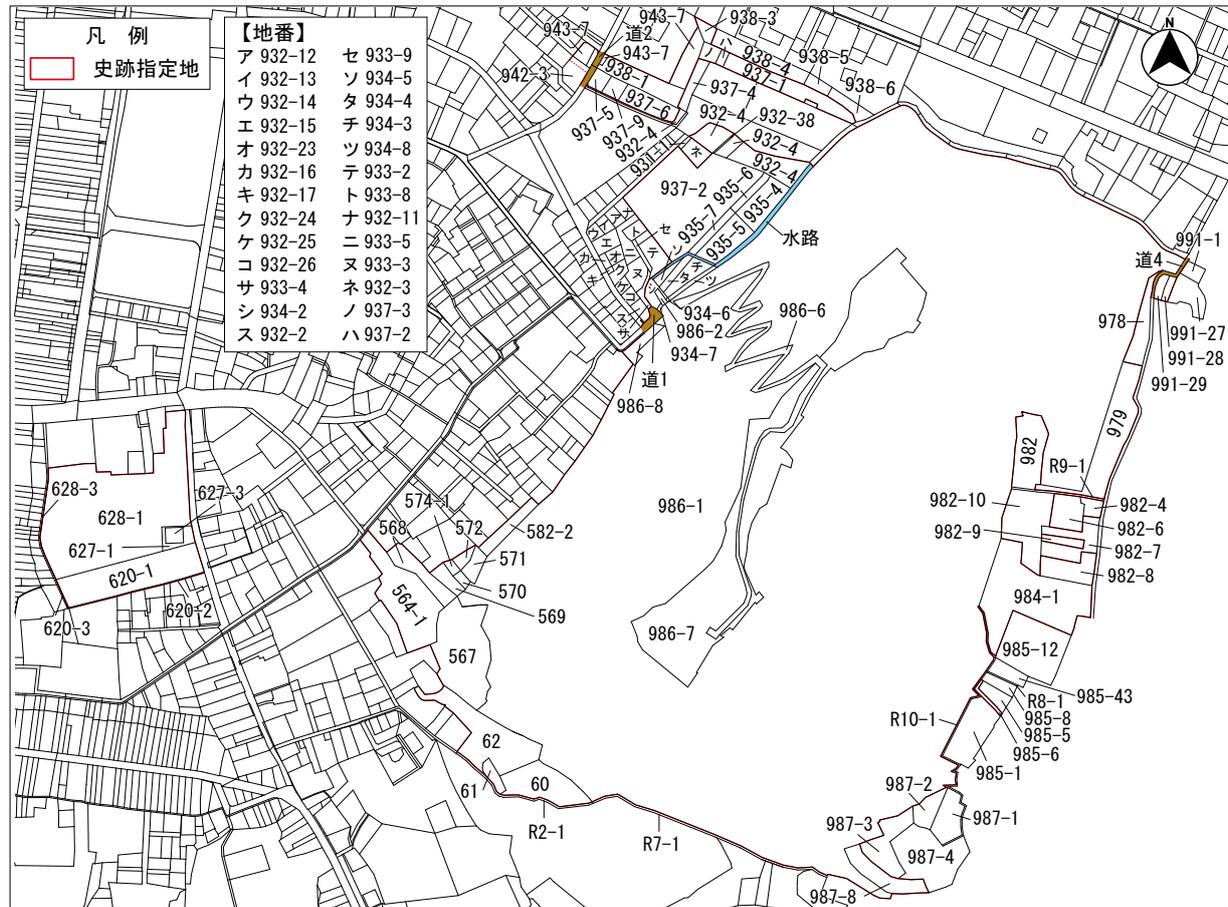
平成14年(2002)追加指定範囲(下渡門跡)



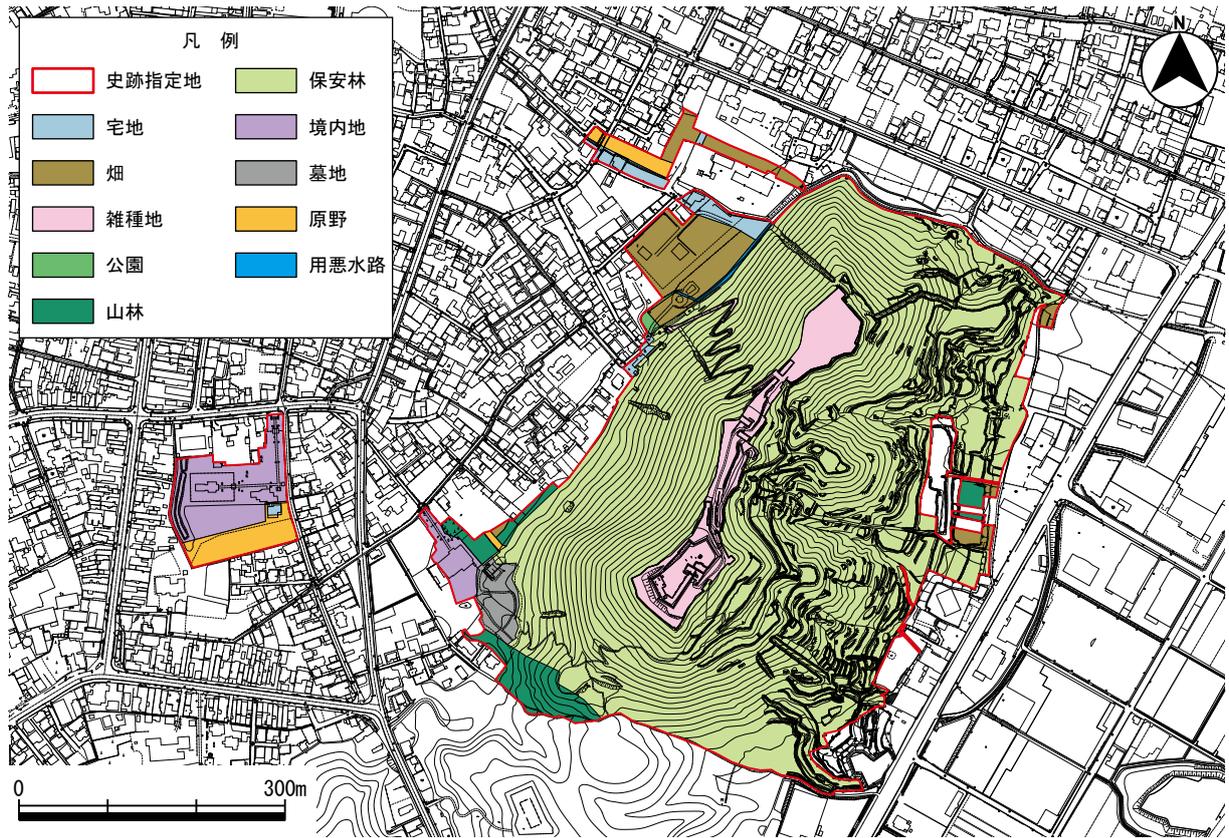
第17図 位置図



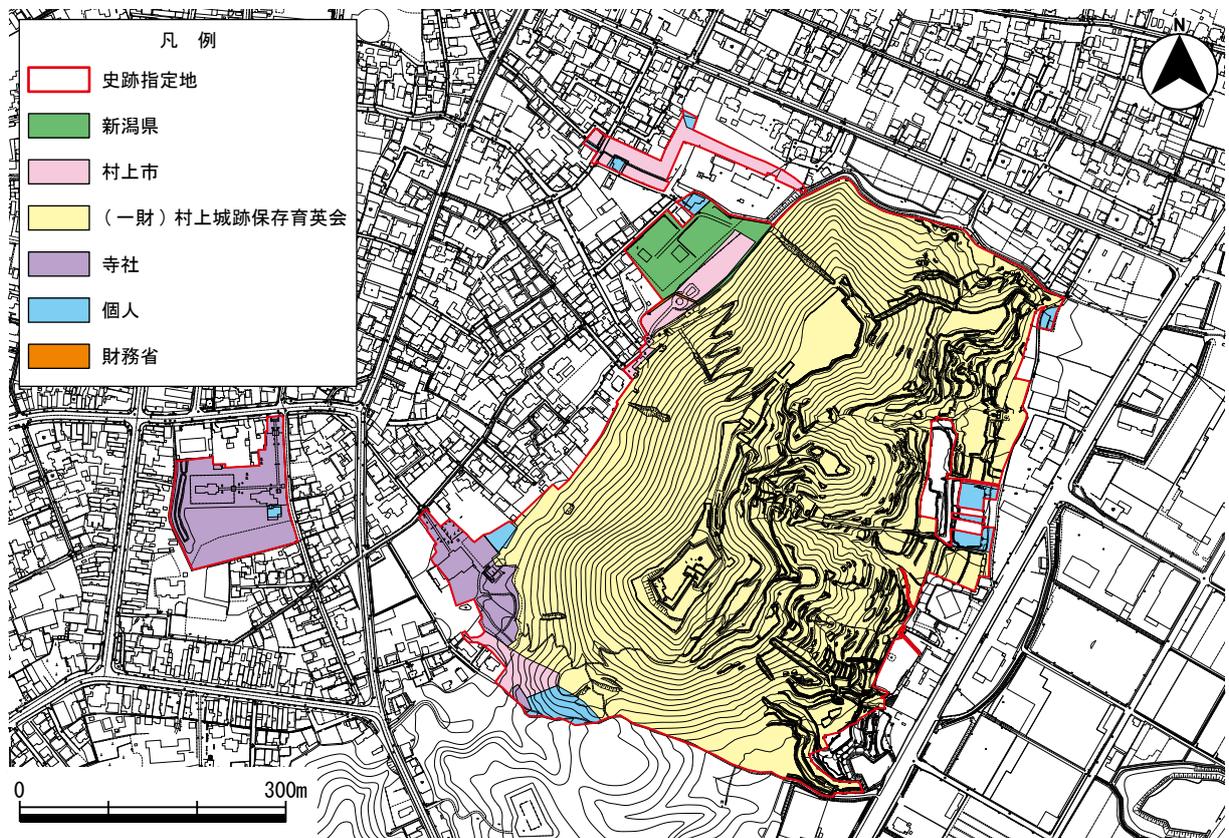
第18図 史跡範囲図



第19図 史跡指定範囲地籍図



第 20 図 土地利用状況図



第 21 図 土地所有者状況図

### 第3節 地理的環境

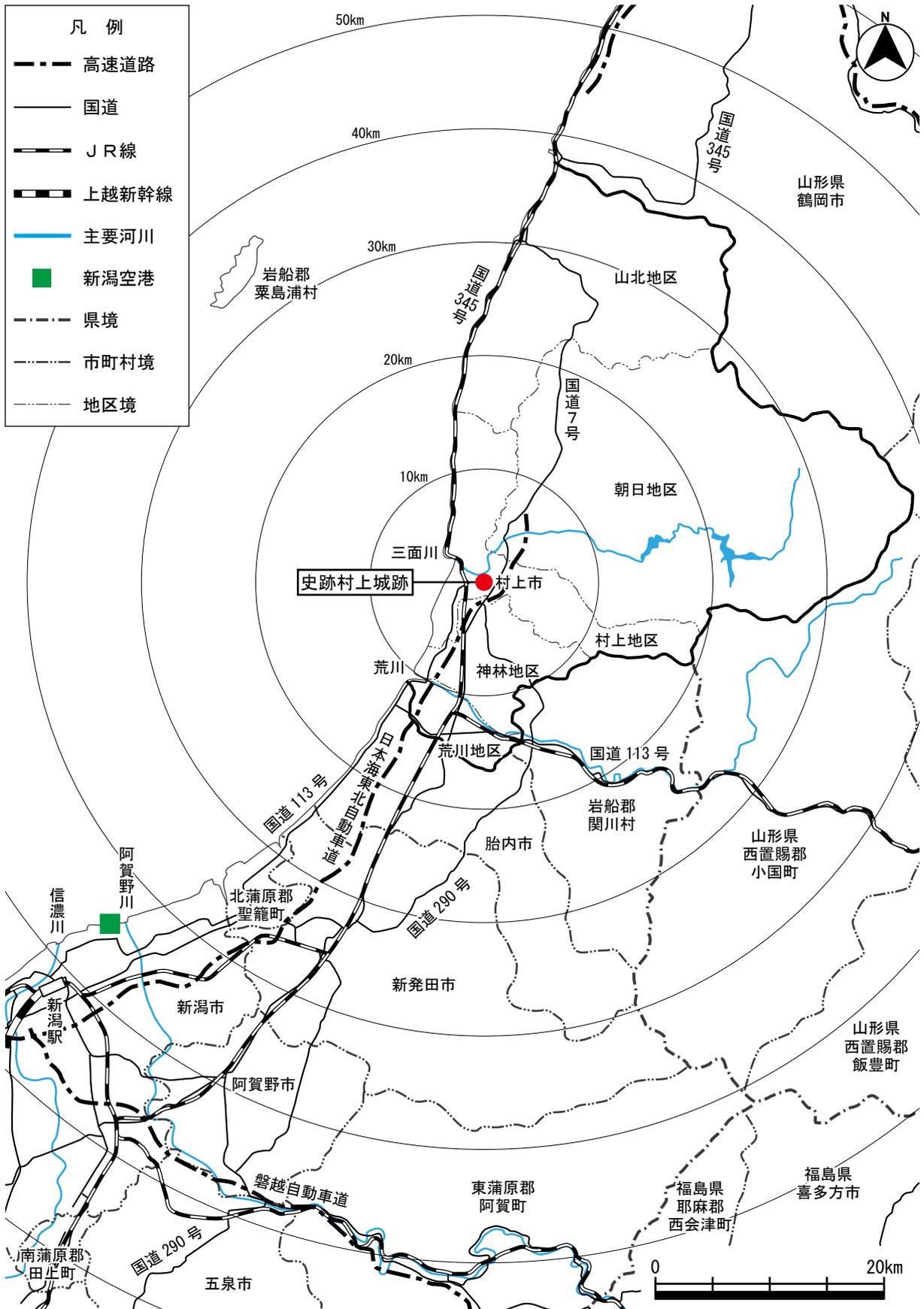
村上天跡は新潟県村上市に所在する。村上市は県北に位置し、同市を含むこの地域一帯は下越地方と呼称される。西は佐渡島・粟島<sup>あわしま</sup>を浮かべる日本海に臨み、その海岸線は約50kmと長大である。また、北は山形県、東は岩船郡関川村<sup>いわふねぐんせきかわむら</sup>、南は胎内市<sup>たいない</sup>にそれぞれ隣接する。

現在の村上市は、平成20年(2008)、関川村<sup>あわしまうらむら</sup>と粟島浦村を除く旧岩船郡5市町村による広域合併により誕生した。合併前の行政区である、村上地区(旧村上市)、山北地区(旧山北町<sup>さんぼくまち</sup>)、朝日地区(旧朝日村<sup>あさひむら</sup>)、神林地区(旧神林村<sup>かみはやしむら</sup>)、荒川地区(旧荒川町<sup>あらかわまち</sup>)のそれぞれに支所が置かれている。基幹道路は市内を南北に縦断する新潟市と青森市を結ぶ国道7号(昭和41年(1966)開通)で、市の南部で、村上市と新潟県魚沼市を結ぶ国道290号(昭和50年(1975)開通)と合流する。西の海岸線沿いには、新潟市と山形県遊佐町を結ぶ国道345号(昭和50年開通)が走り、更に国道7号に沿うように、新潟市と秋田市を結ぶ予定の日本海沿岸東北自動車<sup>にいつ</sup>が「朝日まほろばインターチェンジ」まで開通している。鉄道は、国道7号に並行し、新潟県新津駅と秋田駅間のJR羽越本線<sup>うえつ</sup>(大正3年(1914)、新発田~村上間開通<sup>しほた</sup>)が延び、市の南部を東西に流れる一級河川の荒川沿いにJR米坂線<sup>よねさか</sup>が延びる。村上天跡の所在地である村上市中心部から県都新潟市の中心地までは車を利用した場合、国道7号や290号を経由して約70km、約90分の距離にある。羽越本線を利用した場合、普通列車で約80分、特急利用で約50分である。

村上天跡は、JR羽越本線村上駅からほど近い市役所や国県の出先機関が集まる市街地中心部のやや東側、標高135mの独立峰である臥牛山(通称お城山)を中心に築かれた平山城である。登城道正面入り口と最高頂の本丸天守台跡との比高は約121m、登城道入口から山頂までの距離は約0.9km、徒歩約20分である。史跡指定範囲は南北約650m、東西約500m、面積約320,000㎡で、村上市本町字臥牛山986-1を代表地番とする。西は日本海まで直線距離にして約3.5kmである。北には、朝日連峰を源とする二級河川の三面川<sup>みおもて</sup>が西流する。東に朝日連峰、南に飯豊連峰、その北と西には美田が遙かにひろがる。



村上城跡周辺(北から)



第22図 史跡村上城跡の立地図

## 第4節 自然的環境

### 1. 指定当時の状況

村上天跡の立地する村上市村上天地区は、東西約 23 km、南北 21 km、面積約 142 km<sup>2</sup>の広がりをもつ。村上天地区は、西方で日本海に面し、北・東部は山地が広がり、南部には荒川が流れ、地区のほぼ中央部に三面川が西流し、それぞれ日本海に注いでいる。村上天跡を含む村上天地区の市街地は、三面川左岸の河岸段丘に分布している。

村上市の気候は、海岸部と内陸部で異なるものの、いずれも日照時間が少なく降水量の多い日本海沿岸の特徴を示し、特に冬期は北西の季節風が強い。直近 10 年間(2009 年～2019 年)での年間平均気温は 12.6℃、年間降水量は 2,122 mm、最深積雪は平均 52.4 cm である。

### 2. 地形・地質

村上市の地形は、分布地域、発達程度、地質や地形形成営力などの違いに基づいて、葡萄山地、村上天丘陵、上海府台地、村上天台地、岩船台地、三面川低地、三面川低地、岩船低地の 8 つの地形区に区分されている(新潟県 1989)。

村上天地区の市街地周辺は、村上天丘陵、村上天台地、三面川低地の地形区に区分される。このうち村上天丘陵は、村上天地区の市街の南側に位置し、山居山丘陵(標高 94.4m)、浦田山丘陵、国道 7 号の東側の助洲丘陵を含んだ丘陵である。村上天跡のある臥牛山(標高 135m)は、村上天丘陵の北部に位置している(新潟県 1989)(第 23 図)。

村上市の地質は、先白亜系のホルンフェルスと白亜紀の花崗岩類

(岩船花崗岩)を基礎として、下位より中新世の葡萄層、釜杭層、下関層、内須川層、鮮新世の鍬江層からなり、第四系は、更新世の上助洲層や段丘堆積物、扇状地堆積物、氾濫



第 23 図 「村上天」地形図

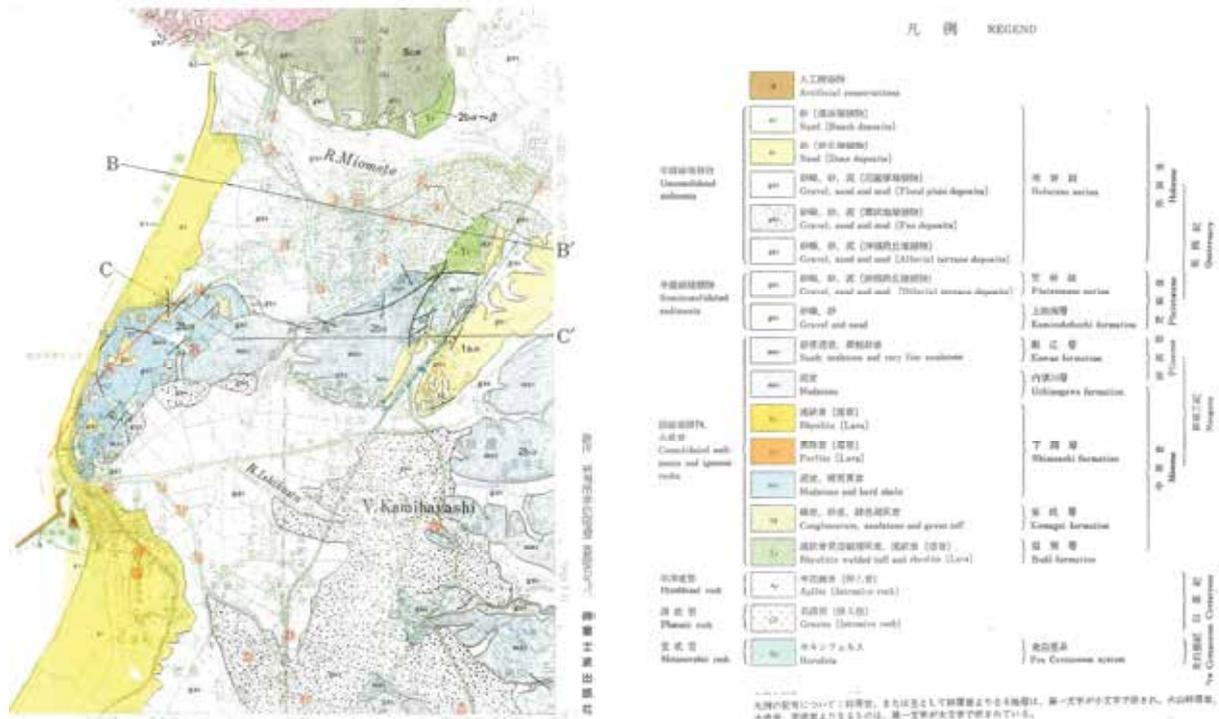
第 1 表 「村上天」図案層序区分

| 時代   | 層序      | 厚さ (m) | 地質             | 地質記号 | 説明     |
|------|---------|--------|----------------|------|--------|
| 新第三紀 | 臥牛山丘陵   | 300    | 凝灰岩質凝灰岩        | (Gy) | 山居山丘陵  |
|      | 浦田山丘陵   | 300    | 凝灰岩質凝灰岩        | (Gy) | 山居山丘陵  |
| 第四紀  | 上助洲層    | 30     | 砂礫・砂           | (gs) | 扇状地堆積物 |
|      | 段丘堆積物   | —      | 砂礫・砂・泥         | (gs) | 段丘堆積物  |
| 第三紀  | 臥牛山丘陵   | 270    | 凝灰岩質凝灰岩・凝灰岩質砂岩 | (Gy) | 山居山丘陵  |
|      | 浦田山丘陵   | 300    | 凝灰岩質凝灰岩        | (Gy) | 山居山丘陵  |
| 白亜紀  | 岩船台地    | 300    | 凝灰岩質凝灰岩・凝灰岩質砂岩 | (Gy) | 岩船台地   |
|      | 三面川低地   | —      | 凝灰岩質凝灰岩・凝灰岩質砂岩 | (Gy) | 三面川低地  |
| 先白亜紀 | ホルンフェルス | —      | ホルンフェルス        | (Hf) | 基礎地層   |



出槽台溶結凝灰岩 (49 頁参照)

原堆積物や砂丘・海浜堆積物から構成される（新潟県 1989）（第1表）。このうち、村上丘陵の地質は、先白亜系のホルンフェルスや中新世の地層から構成される（第24・25図）。



第24図「村上」表層地質図（新潟県1987から転載）部分 第25図「村上」表層地質図凡例（新潟県1987から転載）部分  
 地質構造は、ほぼ北北東—南南西の方向性を示し、村上丘陵の西方の岩船台地に軸部をもつ瀬波背斜と国道7号線沿いに軸部をもつ上助渕向斜の褶曲構造が認められる。また、臥牛山周辺には、臥牛山断層など北北東—南南西方向に活断層が分布する（新潟県1989）。

村上城跡の位置する臥牛山の地質は、西側より中新世の葡萄層、先白亜系ホルンフェルス、第四系の上助渕層からなる。山体の西側に分布する葡萄層は、流紋岩質の溶結凝灰岩から構成され、臥牛山の南西部斜面の露頭において確認できる。また、平成19年（2007）の石垣修復工事に伴う出櫓台<sup>でやぐらだい</sup>の発掘調査においても葡萄層の溶結凝灰岩を確認した。この溶結凝灰岩は、山頂石垣のいわゆる「丹後石<sup>たんごいし</sup>\*」としても観察される。葡萄層の溶結凝灰岩の東側には先白亜系のホルンフェルスが分布する。先白亜系のホルンフェルスと葡萄層は不整合関係で接している。山体の東側や国道7号線沿いには、下位の先白亜系や葡萄層を不整合に覆う第四系の上助渕層が分布する。上助渕層は、砂礫層を挟在する未固結の中～極粗粒砂層から構成される（新潟県1989）（第24・25図）。

\*本丸櫓門下南面の「鏡石」のこと。俗称。藩主堀丹後守直奇にちなむという。

### 3. 植生（第26図・51図）

村上市の平均気温は12.5℃であることから（気象HP 2019）、森林帯区分としては、温暖帯落葉広葉樹林に属し、クヌギ、アベマキ、ムクノキ、コナラ、クリ、エノキ、ケヤキなどの森林である。しかし、前3種はごくまれで、代わって冷温帯落葉広葉樹のブナが優占し

ている（新潟県治山課 1973）。

海岸に接している石船神社、<sup>いわふね</sup>多岐神社、<sup>たき</sup>勝木管堅八幡宮の社叢には温暖帯常緑広葉樹のヤブツバキ林がみられ、石船神社と管堅八幡宮の社叢は新潟県の天然記念物に指定されている。三つの社叢それぞれにタブノキ林、ヤブツバキ林がみられる。

臥牛山（135m）は、標高は低いものの、西斜面にはブナ、トチノキ、サワシバ、オオバボダイジュ、ケヤキなどを主とする温暖帯落葉広葉樹におおわれ（尾崎 1983：柴田 1997）、低木として温暖帯常緑樹のヤブツバキが混じり、工藤の報告では 816 種（工藤 1968）、横山の報告では 430 種（いわふね自然愛好会 2011）の植物が記録されている。40 年間で種数の激減がみられる主因は、かつて東斜面の山裾（田口門跡周辺）に広がっていた湿地と水田は、国道 7 号の開通にともなう相次ぐ大型店舗の出店によって消滅し、水生・湿地植物も姿を消したことによる。



臥牛山の西側斜面

臥牛山の東斜面は一面のスギ人工林におおわれている。同斜面は、明治初年まで西側と同じ落葉広葉樹林であったが、明治 6 年（1873）に村上学校（士族学校）が創設され、同 12 年（1879）に校舎を新築した際の、学校建築用材伐採の跡地にスギ苗を植栽したことがら始まったとされる（鈴木 1983）。やがて、スギ植林事業は、明治 15 年（1882）創設の鮭産育養所（士族の専業）の殖産事業の一環に組み込まれて経営されることとなった。これらの収益は旧士族の生計に充てられたが、一部は小中学校への寄付、高等小学生への授業料補助、および上級学校進学生への育英事業にも充てられた（村上本町教委 1974）。育養所も第一次世界大戦による未曾有の好景気と、その後のデフレ、大正 12 年（1923）の関東大震災、昭和 2 年（1927）の世界大恐慌と世の荒波にもまれながら経営に尽力したものの、鮭の不漁と育英事業費の増大とが加わり経営難が続いた。太平洋戦争後は村上城跡保存育英会へと改組され、鮭川の漁業権が漁業組合へ移行したこともあって、育英事業費はスギ売却収入への依存を深めていった。

過去のデータを見ると、スギ幹材積合計は昭和 35 年（1960）で 9,370 石、昭和 44 年（1969）で 7,360 石、昭和 53 年（1978）で 6,720 石と漸減したのに比べ、30 年以上の熟成木を抽出すると各年で 8,060 石、5,760 石、3,520 石と激減しており、伐採がかなりの速度で行われていたことが窺われる（鈴木 1983）。

サクラは石垣から 5m 以内に植栽されていたために根による圧力等で石垣が孕んで崩壊の危険の一因ともなった。その本数は本丸 75 本、二の丸 45 本を含め、山頂部に約 150 本を数えた（柴田 2000）。数種類のサクラのうち、ソメイヨシノは大正 4 年（1915）に植栽されたものである（風間 1990）。

同じ落葉広葉樹林ではあるが、臥牛山北西斜面の登城道（七曲り道）の両脇にみられる林相は、林内のそれとは異にする。高木はブナ、サワシバ、ケヤキ、オニグルミ、ミズナ

ラ、コナラ、エゾイタヤ、カスミザクラ、ケンポナシ、エノキ、クリなどである(柴田 1997)。

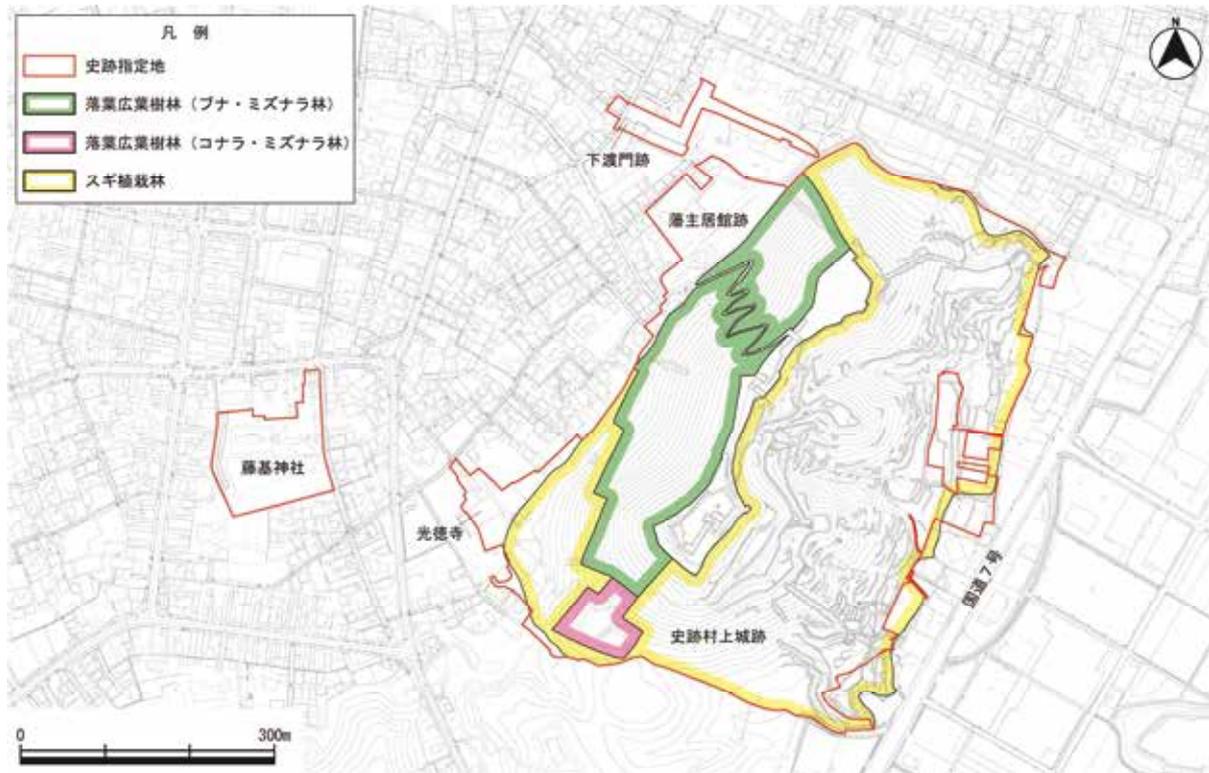


四ツ門跡付近のソメイヨシノ



臥牛山登城道入口(七曲り道)

次に、主な森林等について紹介する。



第 26 図 臥牛山の植生図

### (1) 落葉広葉樹林(ブナ・ミズナラ林)

臥牛山の西側は急斜面で、山体は約 15cm ほどの土に覆われた溶結凝灰岩で、その覆い土に植物が生える。ブナ(樹高 12m・胸高周囲長 285 cm)、ケヤキ(同 13m・同 173 cm)、サワシバ(同 11m・同 145 cm)で、高木層は樹高 15m、植被率 90%。亜高木層は樹高 5m、植被率 15%、構成種はホオノキ(樹高 7m)、サワシバ(同 7m)、ハウチワカエデ、ガマズミ、フ

ジ、ツルマサキ、イワガラミの7種と種類数も個体数も少ない。低木層は樹高80cm、植被率20%、構成種はヒメアオキ(被度2・樹高66cm)、チマキザサ(同1・同46cm)、マユミ、ムラサキシキブ、ヤブツバキなど21種と多い。草本層は高さ40cm、植被率97%、構成種はタマバシロヨメナ(被度2・樹高65cm)、サカゲノイノデ(同2・同45cm)など28種。全体として木本31種、草本28種、計59種が確認されている(柴田1997)。



ブナ・ミズナラ林(西側斜面)

通常、海拔の低い方から標高が高くなるにつれてコナラ、ミズナラ、ブナと分布しているが、臥牛山の落葉広葉樹の特徴として、この3種が混生していることが挙げられる。

また、かつてこの林内には、県内では希なカザグルマが混生していたが(尾崎1983)、今日では、東斜面のスギ植林の林縁にしろろじて残存していた個体を移植し、関係者の手によって保護・増殖が試みられている。

## (2) 落葉広葉樹林(コナラ・ミズナラ林)

かつて羽黒神社があったとされる場所(いわゆる元羽黒)には面積は広くはないが、コナラ・ミズナラの2次林がみられる。



コナラ・ミズナラ林(元羽黒)

高木層はコナラ(樹高15m・胸高周囲長190cm)、ケヤキ(同15m・同160cm)、ミズナラ(同14m・同150cm)、オオヤマザクラ(同14m・同110cm)など。亜高木は、ホオノキ、ヤマモミジ、ウワミズザクラ、ハウチワカエデ、クリなどである。

低木層はヤマウルシ、オオバクロモジ、マルバマンサク、ガマズミ、ヒメアオキ、ヤブツバキ、ユキツバキ、ムラサキシキブ、ウゴツクバネウツギなどである。

草本層はチマキザサ、ナルコユリ、ミヤマカンスゲ、コウライテンナンショウ、リョウメンシダ、シシガシラ、サカゲノイノデ、ゼンマイ、ドクダミ、キンミズヒキ、コシノカンアオイなどである。

この林は、以前に植栽されていたスギ植林の伐採跡地に生えた二次林と思われる。しかし、村上市の植生は、元々、ブナ群落に占有されていたので、やがて西側斜面からブナの侵入が始まり、時間をかけてブナ林へと遷移していくものと思われる。

## (3) スギ人工林

臥牛山の東斜面に植栽されている。高木層は植被率65%、樹高18m、樹種は植栽されたスギ(樹高19m・胸高周囲長118cm)のみである。亜高木層は植被率15%、樹高5m、樹種は生育劣のスギとツタウルシの2種。低木層は植被率30%、樹高110cm、樹種はヒメアオキ(被度2・樹高115cm)、オオザサ(同2・同100cm)、クサギ、ムラサキシキブなど11種。草

本層は植被率 100%、高さ 70 cm、リョウメンシダ、サカゲノイノデ、ゼンマイなどのシダ類が多く、ミヤマカタバミ、オオサワハコベ、スマレサイシンなど 33 種。全体では木本 19 種、草本 33 種、計 52 種を確認した（柴田 1997）。

石垣修理工事に伴い、作業用モノレールが北東部斜面に設置された。その際、最大勾配 38°、線路の総延長 240m、幅 3m の軌道添いのスギ約 60 本が伐採された。この時の年輪調査から、山頂部の肩の樹齢約 60 年の幹周が 90 cm、山裾部の樹齢約 40 年の幹周が約 120 cm と水分、肥料の差が成長の差となって現れていることが分かった（柴田 2000）。



スギ植林（東側斜面）

#### （４）キノコ（菌類）

6 目 20 科 53 種が確認されている。しかし、分類が進んでいないため、同定に至らなかった個体も数多く、種類数は、実際にはこの 2 倍にのぼるキノコ（菌類）が生育しているものと思われる（いわふね自然愛好会 2011）。

臥牛山の環境は、総じて生きた樹木と共生するテングタケやイグチ、ベニタケ科などの外生菌根性のキノコにとっては厳しく、反面、倒木や立ち枯れ木、落葉などが多いことから、これらを分解する木材腐朽菌や落葉分解菌が活動しやすいといえる。



シロキツネノサカズキモドキ

（近重雄撮影）

### 4. 動物

#### （１）昆虫

トンボ目は、流水性のニホンカワトンボや止水性のオオアオイトトンボ、コシアキトンボなど 16 種の生息が確認された。東斜面の小さな水域、湿地に生息するものと思われる。

コウチュウ目は、オサムシ科 23 種、コガネムシ科 25 種、テントウムシ科 17 種、カミキリムシ科 53 種、ハムシ科 42 種、ゾウムシ科 40 種など計 329 種、食性は臥牛山の西斜面の落葉広葉樹の葉に多くを依存しているものである。



ギフチョウ（佐藤良次撮影）

ハチ目は、スズメバチ科 9 種など計 23 種。餌料はチョウ類幼虫（アオムシ）や昆虫など、豊富な餌料に依存しているものと思われる。

ガ亜目は、シャクガ科 11 種、ヤガ科 9 種など計 35 種。食性は落葉広葉樹に依存。

チョウ亜目は、セセリチョウ科 8 種、アゲハチョウ科 10 種、シジミチョウ科 15 種、タテハチョウ科 22 種など計 71 種。食性はガ亜目と同じ落葉広葉樹に依存するものが多い。

以上の各目とその他を含め、昆虫は 545 種を記録したが、食性は落葉広葉樹と草本類、その他の豊富な餌料に依存しているものが多い。貴重種としては環境省の RDB(レッドデータブック)で絶滅危惧Ⅱ類、新潟県 RDB で準絶滅危惧のギフチョウ、新潟県 RDB で準絶滅危惧のコジャノメ、新潟県内では記録の少ない種としてはムネアカアワフキ、オオヨツスジハナカミキリ、ムモンアカシジミ、近年臥牛山に定着した種としてモンキアゲハ、アオマツムシ、アオバハゴロモなどを記録した(いわふね自然愛好会 2011)。

## (2) ソウ類、プランクトン、底生動物

臥牛山の水源・水域としては東斜面の式ツ丸井戸<sup>ふた</sup>、千貫井戸<sup>せんがん</sup>、中島井戸、城山清水、大沢、中の沢、下の沢など\*小規模であるが、この水源・水域に依存する動植物が生息している(いわふね自然愛好会 2011)。

千貫井戸にはサヤミドロ属(糸状藻類)が優占し、この群体にオビケイソウなどの複数のケイソウ類と有殻アメーバ類が確認された。

動物プランクトンとしては、千貫井戸ではマルミジンコとケンミジンコ目が多く、その他複数種が確認された。一方、中島井戸ではオケワムシ属、ノープリウス幼生、カイムシ類、その他多様なプランクトンが生息していた。

水生昆虫は、カゲロウ目 6 タクサ(分類群)、トンボ目 7 種、トビケラ目 9 タクサなど計 7 目 30 タクサが確認された。特に、下の沢でクロタニガワカゲロウが多く、大沢で湧水性のババホタルトビケラが確認されたことが注目される。

その他の動物として 8 タクサが確認された。大沢においてサワガニとナミウズムシ(プラナリア)の生息が注目される(いわふね自然愛好会 2011)。

\*いずれも俗称。千貫井戸は「馬冷やし場(第 27 図参照)」



ナミウズムシ

## (3) 軟体動物(貝類)

淡水産巻貝のカワニナが大沢と下の沢に生息している。また、陸貝のカタツムリ(有肺亜綱柄眼目)はナミギセル、オオタキコギセル、パツラマイマイ、オオキビガイ、コウラナメクジ、ニッポンマイマイ、オオケマイマイ、オオウケマイマイ、ウスカワマイマイ、ヒダリマキマイマイの 10 種の生息が確認された。ウスカワマイマイとニッポンマイマイが比較的多かった(いわふね自然愛好会 2011)。



ニッポンマイマイ

#### (4) 両生類

サンショウウオ目はトウホクサンショウウオの1種、カエル目はアズマヒキガエル、ニホンアマガエル、トノサマガエル、ヤマアカガエルの4種、計5種にとどまった。種類数も個体数も少ないのは、臥牛山が市街地に面していることと水域が極めて小規模のためと考えられる(いわふね自然愛好会 2011)。



アズマヒキガエル(雌雄)

#### (5) 爬虫類

カナヘビ科はニホンカナヘビの1種、ナミヘビ科はアオダイショウ、シマヘビ、ジムグリ、シロマダラ、ヤマカガシの5種、クサリヘビ科はニホンマムシの1種、計3科7種にとどまった。種類数も個体数も少なかった。これは、臥牛山が市街地に近い位置にあって水域が少ないことと、夜行性のものは人目につきにくいという理由であろう(いわふね自然愛好会 2011)。



ジムグリ(近重雄撮影)

#### (6) 鳥類

確認された鳥類は8目19科41種で、このうちスズメ目が30種と最も多かった。スズメやムクドリ、カワラヒワ、ハシボソガラス、ハシブトガラスといった市街地や平地の田園地帯に生育する種に加え、シジュウカラ、メジロ、ヒヨドリ、ホオジロなどの低山帯や草地の鳥類が四季を通して観察された。



キビタキ(宮越一俊撮影)

また、落葉広葉樹の茂る西斜面では、例年、夏鳥のキビタキやコサメビタキが観察されることから営巣している可能性が高い。さらに、春秋の渡りの季節には、茂みにカシラダカやジョウビタキなどが観察され、冬にはコガラ、ヒガラ、キクイタダキ、ウソなど山地性の鳥類も飛来している(いわふね自然愛好会 2011)。

#### (7) 哺乳類

食虫目ではモグラ、ヒミズの2種、齧歯目ではニホンリス、翼手目ではイエコウモリ、兎目ではトウホクノウサギ、食肉目ではニホンイタチ、ホンドテン、タヌキ、ハクビシンの5目7科9種の確認に止まった。

種類数も個体数も少ないのは、市街地に近いことと夜行性の動物が人目につきにくいなどの理由が考えられる。この中で、ホンドリスの目撃情報やトウホクノウサギ、ハクビシンの情報が多かった。また、ニホンツキノワグマとニホンカモシカの情報が寄せられることもある(いわふね自然愛好会 2011)。



ホンドリス(佐藤廣撮影)

## 5. 史跡整備と希少種等との関係

史跡整備が植物の希少種に与える影響、その他、植生に係る問題について表中に掲げた。今後、専門家や関係者などからも意見を聴取し、可能な範囲で整備と希少種保護との両立、その他、植生に係る問題の解決方法について検討したい。

第2表 史跡整備が希少種に与える影響

| 原因           | 希少種の例   | 状況・対策   |
|--------------|---|---|
| 石垣修復工事       | ヤクシソウ、ヒメヨツバムグラ、レイヨウボタン、イワガラミ、クジャクシダ、ウスバサイシン、トラノオシダ  | [状況] 石垣修復工事により、それまで石垣周辺に生育していた希少種が消失又は減少した。<br>[対策] 施工前の移植。                                       |
| ブルーシートや土嚢の使用 | イチリンソウ、ヒナノウスユキソウ、オオナルコユリ、ミズタマソウ   | [状況] 石垣工事・発掘調査などで使用のブルーシートや土嚢が破れ、細片となったプラスチック製の繊維が土中で分解されず、希少種の生育に悪影響を与えている。<br>[対策] 生分解性素材などの使用。 |
| 毀損箇所の応急措置等   | センボンヤリ、ヤマアイ、オウレン、コシノコバイモ、コシノカンアオイ   | [状況] 登城道の法面崩落や崩落防止のための応急措置（シートの被覆、大型土嚢やフトンカゴの設置）等により希少種が消失した。<br>[対策] 緊急を要する場合は不可。                |
| 草刈り          | コウヤワラビ、サイハイラン、トケンラン   | [状況] 日常の維持管理として草刈りを行う箇所に生育する希少種が結実前に刈られてしまう。<br>[対策] 草刈り時期の変更、三～五分刈り程度の草刈りに止めるなどの配慮。              |
| 樹木の生長        | カタクリ、ツツジ類、カエデ類、フデリンドウ、ハルリンドウ、アオイスミレ、アカフタチツボスミレ、ミツバウツギ、エゾタンポポ、コシオガマ、ウスゲタマブキ、ユウガギク、ヤマニガナ、フユノハナワラビ   | [状況] 登山道などの樹木の過生長により日照不足となり、低木や林床植物が小型化、消失している。<br>[対策] 植生管理計画の策定と計画に沿った択伐実施などの適切な樹木管理。           |
| その他の問題       | [状況] セイタカアワダチソウ、ダンドボロギク、ベニバナボロギク、オオアレチノギク、ハルガヤなどの外来種の増加。<br>[対策] 生育状況の把握と防駆除の徹底。<br>[状況] 愛好家団体により保護されているヤマユリなどの特定植物が石垣を被覆しており、来跡者の石垣撮影、史跡保全のための石垣調査や変位観察の障害となっている。また、同団体による特定植物保護のための囲い込みロープや看板が過剰に設置されており、修景上の問題となっている。<br>[対策] 石垣を始めとした遺構の保全や活用に影響が及ばない箇所への移植の勧告、ロープや看板などの漸減への指導。 |   |

## 第5節 歴史的環境

### 1. 村上市の歴史

現在の村上市域における人類の痕跡を示す資料としては、朝日地区の奥三面遺跡群の樽口遺跡から発掘されている約3万年前の後期旧石器時代の石器が最古である。同じ奥三面遺跡群の元屋敷遺跡では、縄文時代後晩期の大規模な集落跡が発掘されており、出土品のうち1,718点が国重要文化財に指定されている。日本海沿岸東北自動車道に係る発掘調査で発見された神林地区の山元遺跡は、日本海側最北の弥生時代の高地性環濠集落であり、平成28年（2016）に国の史跡指定を受けている。

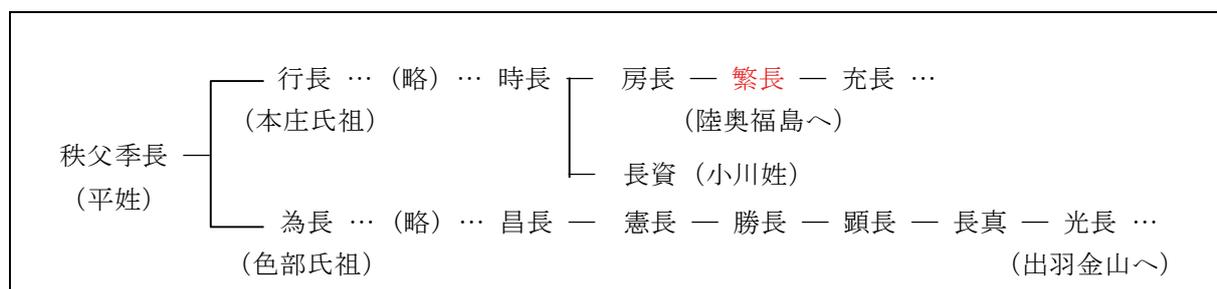
文献史料では、『日本書紀』大化4年（648）の「磐舟柵」の記載が最古で、より具体的なものは奈良時代の天平勝宝4年（752）の「造東大寺司牒」中の「磐船郡山家郷」であると思われる。古来、「磐舟柵」は、現在の村上市岩船地区に比定されてきたが、現段階では、確実なものになっていない。なお、昭和31～32年（1956～57）、村上市瀬波温泉三丁目地内の浦田山丘陵で検出された2組の石組遺構について、発見当初、磐舟柵との関連が指摘され、緊急発掘調査が行われた結果、磐舟柵設置時期を1世紀以上遡る6世紀の古墳時代後期の石組石室であると判明し、それぞれ「磐舟浦田山古墳群1号墳」「磐舟浦田山古墳群2号墳」と命名されている。「平安時代の延長5年（927）成立の『延喜式』では、神社名として「磐船郡八座」が登場する。

11世紀頃、藤原北家の中御門家によって成立したとされる「小泉荘」は、12世紀頃には、北は山形県境、南は荒川付近にまで達していたが、やがて鎌倉幕府の成立により、その創設に功のあった武蔵の有力御家人である平姓秩父季長がその地頭職に任じられた。やがて季長は、その子、行長と為長の兄弟に小泉荘を分割相続させ、兄の行長は、現在の神林地区の有明付近を境とする北半の「小泉本庄」の地頭職を継承した。後に「小泉氏」を名乗り、弟の為長は南半の「加納」の地頭職を継承して「色部氏」を称した。当初、小泉・色部氏は、ともに鎌倉の地を離れることはなかったが、色部氏については、13世紀後半、為長の子である公長のときに越後へ下向したものと思われる。色部氏が拠った平林城跡は昭和53年（1978）に中世城郭として国の史跡指定を受けている。小泉氏については詳細不明であるが、14世紀の中頃までには越後へ下向し、持長の頃に本庄氏を称したものと考えられる。当時、本庄氏は、岩船を除く村上地区から朝日地区一帯を、色部氏は岩船以南から荒川地区にかけてと粟島をそれぞれ領有していたものと考えられる。本庄氏は現在の天神岡集落付近に、色部氏は牧目集落の小色部付近に居を構えていたと想定される。その後、本庄、色部両氏は、いずれも国人領主としてそれぞれの地を治め、戦国期には上杉家の部将に組み込まれた。

慶長3年（1598）、上杉氏が去った越後春日山への堀秀治の入封に合わせ、その与力大名として村上頼勝が加賀小松から村上へ9万石で入った。村上藩とその城下町の歴史は、この村上頼勝から始まる。堀家廃絶後、越後高田の松平忠輝の与力大名としての存在であった頼勝は、元和2年（1616）の忠輝の改易によって徳川幕府直属大名として独立した。

村上藩の規模が最大であった、寛文7年（1667）～宝永元年（1704）ころの榊原家15万石時代の人口は、資料によれば、足軽や中間なども含めた武家町が1,690人（榊原家分限帳）、町人町が9,223人（岩船郡郷友会雑誌）で、合計で10,913人程度である。この15万石時代をピークに村上藩の領地は減少し、江戸時代後半の約150年間は内藤家5万90石の治世が続き、明治を迎えた。明治4年（1871）の廃藩置県に伴い、村上藩は村上県となり、翌明治5年（1872）には新潟県に編入された。その後、明治12年（1879）、旧城下の本悟寺に岩船郡の郡役所が置かれた。さらに、明治19年（1886）、旧士族の町である「村上本町」と町人の町「村上町」とが成立し、両町分立は昭和21年（1946）まで続いた。

#### 本庄氏・色部氏略系図



## 2. 村上城の歴史

### (1) 村上城の概要

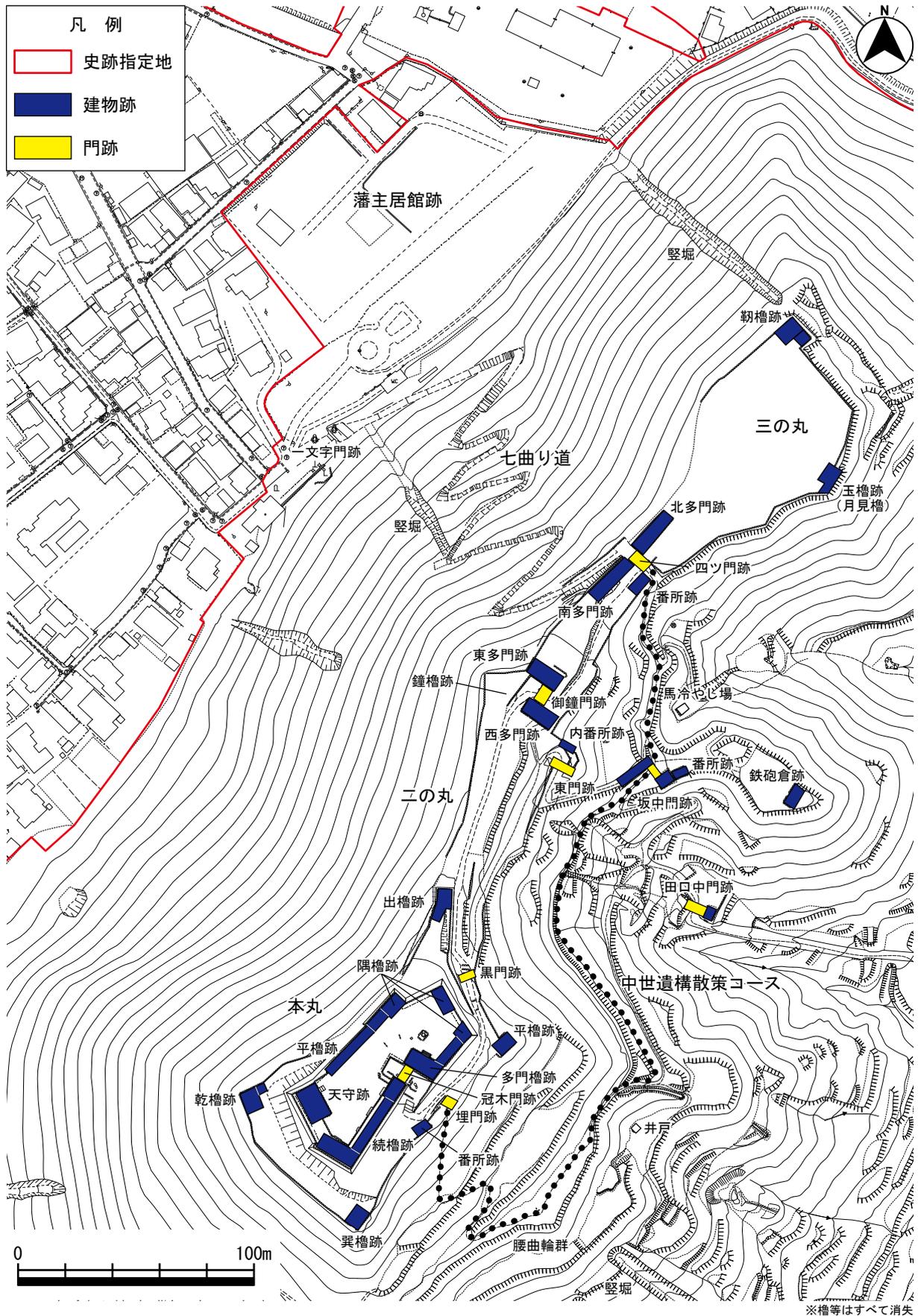
村上城（本庄城）の成立起源は詳らかでなく、永正4年(1507)の落城に関する記述が史料上の初出と思われる。坂東八平氏の秩父氏を祖とし、現在の村上市周辺に比定される小泉荘地頭職として関東から下向した本庄氏による築城と推定され、古くは本庄城と呼ばれた。本庄氏は繁長のときに特に勢いを得て、越後北部の揚北衆（阿賀野川以北の国人領主）の領袖に成長し、離合を繰り返しながらも上杉謙信・景勝麾下の有力部将として戦国乱世を乗り切っている。村上城の最古の姿は「慶長瀬波郡絵図」に描かれるが、石垣は確認できず、崖上に木柵が打ち並べられた中世的な城郭として表現されている。

本庄氏、上杉氏の国替えの後、村上城には9家が目まぐるしく入れ替わり、幕末・明治まで存続した。徳川家康の異母弟とされる信成を祖とする内藤家は、享保5年（1720）、5代式信のとき村上へ入り、その後、明治2年（1869）、13代信美が版籍奉還を行うまでの150年間にわたり藩政を担った。その間、10代の信敦は、寺社奉行（1813～1817）、京都所司代（1822～1825）、11代の信親は、寺社奉行（1843～1848）、大坂城代（1848～1850）、京都所司代（1850～1851）、老中（1853～1862）などの幕府要職を務めた。

村上城が、東日本の山城、平山城では珍しい総石垣張りの近世城郭として変貌を遂げるのは関ヶ原の戦い以降であり、その基礎は、慶長～寛永期の村上氏（9万石）、堀氏（10万石）の頃に整えられ、寛文期の松平氏（15万石）の頃に改変され、最大になったものと思われる。村上城の石積みは、幕末～近現代の改変を受けていると思われる箇所が多いものの「割石布積み（打ち込みハギ布積み）」が基本である（第31図）。石材は黒雲母流紋



第27図 遺構現況図 (縄張り図)

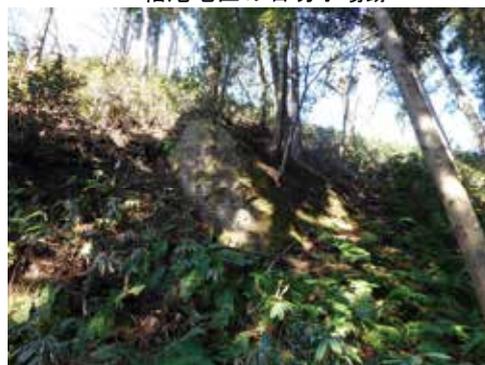


第 28 図 建物の推定位置図

岩（溶結凝灰岩の一種で黒雲母を多く含む流紋岩 第1表参照）で、その石切丁場は、直線で約9km北方の日本海に面した柏尾集落近くの岩山に存在する。石材は、日本海～三面川～城下の水堀を経由して供給された。地元では「柏尾石」と呼ばれ、今でも柏尾集落には、村上天の築石と同質の古い墓石が見受けられる。なお、臥牛山そのものも、柏尾石より若干、黒味が強い黒雲母流紋岩を岩盤としており（第30図）、山中にも露頭箇所が存在する。また、平成19年（2007）の石垣修復工事に関連した出櫓台跡上面での発掘調査の結果、岩盤を削り取った小規模な石切り作業場状の遺構を検出した。必要に応じて岩盤を削り、石垣材として使用していたことも考えられる。本丸続櫓下東面石垣南東隅や三の丸下東斜面石垣に、やや古相の「野面石乱積み」状の石積みが看取できる（第31図）。



柏尾地区の石切丁場跡



臥牛山の黒雲母流紋岩の露頭（本丸跡下東側斜面）

山下の城内は、内側から、山麓の藩主居館を扇の要に、家中の大身者を配した二ノ丸曲輪、それに次ぐ三ノ丸曲輪\*、その外側に外堀を回した梯郭式であり、それぞれが三面川の支流の門前川から取水された堀と土塁とで区画されていた。城下町全体を包摂する総堀は、現在の JR 村上駅付近にまで達しており、16 か所の門と4 か所の外部からの進入口を備えていた。

山上城郭部分は三の丸～二の丸～本丸から成る連郭式であり、日本海と三面川に守護された堅固な要塞であった。調練場とも呼ばれた三の丸には、鞆櫓・玉櫓（月見櫓）・武具倉などが、二の丸には、鐘櫓（享保3年（1718）焼失）・御鐘門・御鐘門枳形・近世の搦め手道に繋がる東門などが存在した。本丸の三層天守櫓は寛文7年（1667）に落雷火災により焼失し、他の櫓や門も火災や明治初期の取り壊し等によって滅失している。現在、山上には石垣だけが残り、蕭々と往時を物語っている。堅堀、土塁といった臥牛山東側斜面を中心とした戦国由来の中世遺構と、山上を隈なく巡る近世の石垣とが渾然一体として残ることから、平成5年（1993）に国史跡としての指定を受ける。新潟県では唯一の総石垣張りの城郭である。

全史跡指定範囲の約83%を占める臥牛山を中心とする地所は、明治8年（1875）、明治政府への旧村上藩士族の嘆願により、その共有財産となり、現在は士族たちの後裔で組織される「一般財団法人村上天跡保存育英会」によって財産管理されている。古くは「本庄城」、後には「舞鶴城」などとも称された。

\*正徳元年（1711）の『村上御城廓』を始め、古記録では、城下の郭に対して「二ノ丸」「三ノ丸」の語が頻りに使用されている。また、郷土史書等でも城下の郭を「二ノ丸」「三ノ丸」と記載している例が多い。本書もその表現に倣った。これに対して、山上の郭については、「二の丸」「三の丸」の表現を用いる。

## (2) 歴代村上城主について

遅くとも16世紀初頭には既に存在していたと思われる村上城であるが、築城は、本庄房長ふさながの頃と考えられている。史料中、明確になっている歴代村上城主は、城代を含め25名である。記述から分かるように、村上むらかみの地は、幕府要衝の地を幼くして襲封した藩主が成長するまで一時的に治める地であり、また、権力の座にあった者の転出の地でもあったといえる。

\*括弧内は在城期間を示す。

**本庄繁長 (?~1590)** 本庄氏は、武蔵国に本貫地を持ち、鎌倉時代に小泉荘地頭職として下向した板東八平氏の秩父氏を祖とし、次第に越後北部の有力国人領主へと成長していく。戦国期の繁長のときに勢力は最盛となり、中世城郭としての村上城を完成させ、後に上杉氏(謙信)の有力部将として活躍する。天正16年(1588)、最上義光よしあきが領する隣国出羽庄内へ侵攻して制圧するも、豊臣秀吉が定めた私戦禁止令(惣無事令)違反を問われ、同18年(1590)に所領没収となる。しかし、慶長3年(1598)、上杉家の会津移封に伴い、謙信の跡目の景勝によって福島城(福島市)に1万1千石で封じられた。

**春日元忠 (1591~1598)** 本庄繁長改易後、村上城は、上杉謙信と景勝に仕えた重臣直江兼続の実弟おおくにさねより大国実頼に与えられる。実頼は実際に村上城に駐留せず、家臣の春日元忠(武田勝頼の旧臣で武田家滅亡後に上杉家に仕えた)が城代を努めた。上杉家の会津移封に伴い出羽高島へ移った。

**村上頼勝 (1598~1616)** 織田信長に仕えた丹羽長秀の家臣。上杉景勝に代わって堀秀治ひではるが越後春日山へ45万石で入封したが、その与力として9万石で加賀小松から村上に入ったのが村上頼勝である。二ノ丸、三ノ丸など家臣団居住地を臥牛山麓に造成するなど村上城の近世城郭化を進めた。

**村上忠勝 (1616~1618)** 頼勝の娘と豊臣秀吉の臣、戸田氏繁うじしげ(勝隆)かつたかとの間の子で、男子の無かった頼勝が養子にしたという。重臣間の争いを収めきれず、元和3年(1617)に改易。丹波篠山藩預かりとなる。

**堀直奇 (1618~1639)** 豊臣秀吉に仕え、坂戸城主さかと(越後六日町1万石)、飯山城主むいかまち(信濃水内4万石)、蔵王堂城主ざおうどう(越後長岡8万石)を経て、元和4年(1618)に10万石で村上へ入封。臥牛山上に三層の天守、隅櫓、多聞櫓等を築くとともに、石垣を多用することで村上城を近世城郭へと変貌させた。また、惣堀を設けるなど城下を更に拡張し、現在の村上市中心部の町割りの基礎を成した。次男直時は越後村松3万石の藩祖となる。

**堀直次 (1631~1638)** 直奇嫡子。寛永8年(1631)、18歳で家督を継ぐも寛永15年(1638)に病没。

**堀直定 (1639~1642)** 直次嫡子。寛永16年(1639)、直次の死により4歳で家督を相続。寛永19年(1642)、7歳で病没。堀家無嗣断絶となる。

**幕府領 (1642~1644)**

**本多忠義 (1644~1649)** 家康時代、徳川四天王に数えられた本多平八郎忠勝の庶流の孫。正保元年(1644)、遠江掛川から10万石で村上に封じられる。慶安2年(1649)、

陸奥白河へ移封。正保城絵図は、忠義の代に作成されたもの。

**松平直矩**<sup>なおのり</sup>（1649～1667） 慶安2年（1649）、7歳で播磨姫路から15万石で村上入封。直矩は、徳川家康の次男結城秀康の孫であり、家康の曾孫にあたる。村上藩の石高は最大となり、城下町は、惣堀の外側にまで伸張した。寛文2年（1662）、幕府へ村上城改修許可申請を行い、翌年には三層の新しい天守が完成する。このとき、山上の地形が3尺下げられたという。また、寛文4年（1664）には、二ノ丸櫓下、三ノ丸門脇の石垣破損箇所の修復願いが老中久世大和守により許可されている。このころ、村上城の櫓が全部で21棟建て替えられたとされており、現在の村上城の石垣や土塁は、ほぼ、このときの改造と思われる。

東園大納言基賢<sup>ひがしぞの</sup>の娘を迎えるために居館北側に伊白丸<sup>い はくまる</sup>を造成したのも直矩である。寛文7年（1667）、再び播磨姫路へ転封となる。

**榊原政倫**<sup>まさとも</sup>（1667～1682） 寛文7年（1667）、3歳で播磨姫路から15万石で入封。政倫は家康四天王の一人の榊原康政から数えて5代目。入封僅か2か月後、落雷により、三層天守ほか4つの多聞が焼失し、以後、再建されることはなかった。松平直矩によって立て替えられた天守は、僅か4年間、山上に聳えていただけであった。天和3年（1683）病没。

**榊原勝乗**<sup>かつのり</sup>（1682～1704） 榊原政倫には実子が無く、その重篤に際して、分家から養子として入り、榊原家の家督を継ぐ。のち政辰、政邦に改名。光徳寺境内の市指定文化財「榊原孫七郎墓碑」は、僅か1歳で夭折した勝乗の嫡男のもの。宝永元年（1704）、播磨姫路へ移封。

**本多忠孝**（1704～1709） 宝永元年（1704）、7歳で播磨姫路から15万石で入封。本多忠義と同じく本多忠勝を祖とし、庶流であるが忠勝から数えて6代目が忠孝である。12歳で瘡瘡を患い、宝永6年（1709）、発病から僅か1箇月で急逝した。

**本多忠隆**（1709～1710） 急逝した忠孝には跡継ぎが無かったことから、通常であれば、無嗣断絶となるどころ、祖先が武功の家柄であることから、一族の本多忠隆（後に忠良）を播磨山崎1万石から迎え、家督を相続させることが許された。しかし、領地は10万石を削減され、5万石となった。宝永7年（1710）、三河刈谷へ移封後は、6代将軍家宣の側用人を努めた。

**松平輝貞**（1710～1717） 宝永7年（1710）、上野高崎から7万2千石で入封。輝貞は、3代将軍徳川家光、4代家綱に仕えた老中松平信綱の孫にあたる。村上入封前の上野高崎時代には5代将軍綱吉の側用人を努め、幕政に参加したが、6代将軍家宣が、新たな側用人として間部詮房を起用したことで輝貞は遠ざけられ、左遷の形で領地も江戸に近い上野高崎から村上へと替えられた。

村上城の規模を表した「村上御城廓」<sup>むらかみごじょうかく</sup>は、輝貞が正徳元年（1711）から作成を命じたものである。享保元年（1716）、徳川吉宗が8代将軍に就任するに及び輝貞は重用され、側用人、老中格を努めることとなる。また、それに伴い、享保2年（1717）、上野高崎に転封していく。

**間部詮房**<sup>まなべあきふさ</sup>（1717～1720） 徳川吉宗が8代将軍に就任すると、6代家宣、7代家継に側

用人として仕え、儒者新井白石らと正徳の治を行った間部詮房が、享保2年（1717）、上野高崎を松平輝貞に明け渡し、入れ替わりで村上に入封する。享保5年（1720）病没。

**間部詮言**（1720） 間部詮房の実弟。詮房と正妻との間に実子が無かったため、詮房の養子となり、遺領を継ぐが、享保5年（1720）、越前鯖江へ移される。

**内藤弑信**（1720～1725） 村上内藤家の祖となる内藤信成は、徳川家康の父である広忠とその侍女である内藤清長の娘との間に生まれた。弑信は、信成から数えて5代目で、実父は信成の庶流内藤信広の子の旗本の内藤信光である。当時、実子が無かった陸奥白河棚倉城5万石の嫡流内藤信良の養子に迎えられた。その後、駿河田中城を経て、摂津・河内に領地を得、正徳2年（1712）から享保3年（1718）まで大坂城代を務めた。5万90石での村上への入封は享保5年（1720）である。享保10年（1725）、養父信良の実子で、義弟でもある信輝に家督を譲る。

**内藤信輝**（1725） 享保10年（1725）、義兄内藤弑信の養子となり家督を相続するが、同年10月、45歳で急逝。

**内藤信興**（1725～1761） 信輝嫡男内藤信積が享保6年（1721）に18歳で早世していたため、享保10年（1725）、次男信興が6歳で家督を相続した。

**内藤信旭**（1761～1762） 宝暦11年（1761）、信興41歳の隠居により、嫡男信旭が18歳で家督を相続するが、翌年病没する。早世の信旭には嗣子が無かったことから、断絶を恐れた家臣により、その死は当面伏せられ、急遽、実弟の信凭を養子縁組みして家督を相続させたという。

**内藤信凭**（1762～1781） 実兄信旭の急死により宝暦12年（1762）、14歳で家督を継いぎ、天明元年（1781）に逝去。

**内藤信敦**（1781～1825） 父信凭の死により、天明元年（1781）、嫡子信敦が3歳で家督を相続。11代将軍徳川家斉政権下では、奏者番、寺社奉行、若年寄、京都所司代を務めた。京都所司代在任中の文政8年（1825）に49歳で逝去。村上藩主としては歴代最長で、在位すること45年であった。

**内藤信親**（1825～1864） 内藤信敦の三男。兄二人がいずれも夭折したため、文政8年（1825）、父の死により12歳で家督を相続した。奏者番、寺社奉行、大坂城代、京都所司代、老中を務めた。のち、信親から信思に改名するが、これは、14代将軍家茂に嫁した和宮親子を憚ったものだという。元治元年（1864）、52歳で隠居、藤翁と号した。

**内藤信民**（1864～1868） 内藤信親の子はいずれも早世で、嗣子が無かったことから、晩年の信親は、同族である信濃佐久の岩村田藩主内藤正繩の五男を養子に迎え、元治元年（1864）に家督を相続させた。幕末動乱期の慶応2年（1866）の第2次長州征伐に際しては、大坂警護のために出兵している。戊辰戦争では奥羽越列藩同盟に加わり、越後与板方面で戦うが、戦況の憂慮や、新政府軍への恭順派と抗戦派の対立に苦悩し、慶応4年（1868）、城中で自死した。19歳であった。そのおよそ1か月後に村上開城となる。

**内藤信美**（1869） 内藤信民が急死したため、内藤信思（信親）は、明治2年（1869）2月、内藤家の遠縁にあたる和泉岸和田藩の岡部家から長美を養子に迎え、信美と改名させ家督を相続させた。同年、版籍奉還により村上藩知事となる。

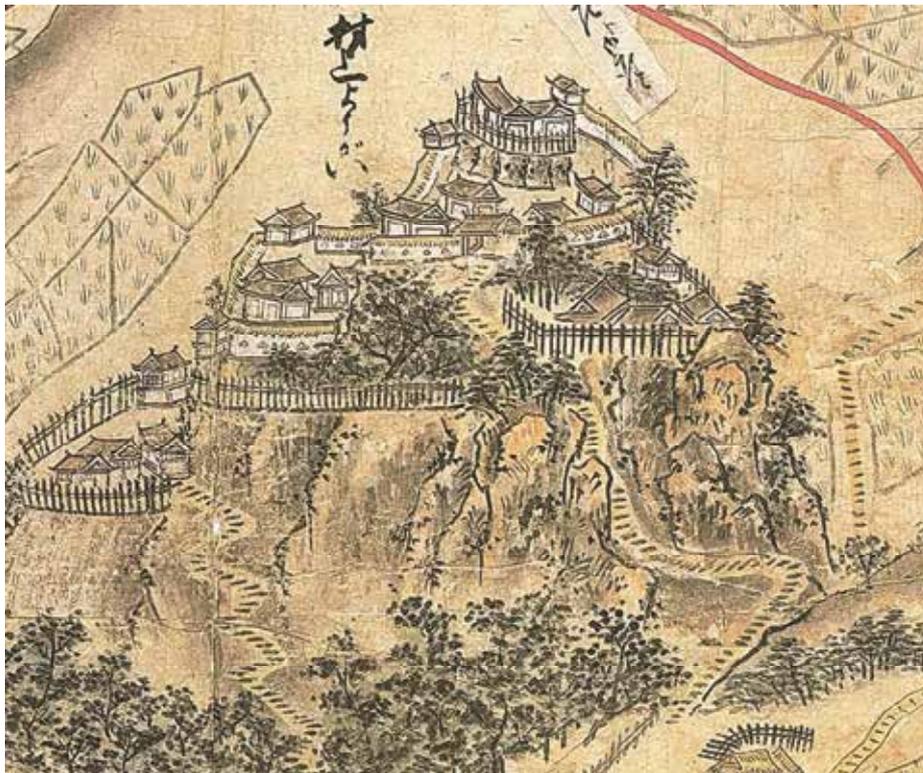
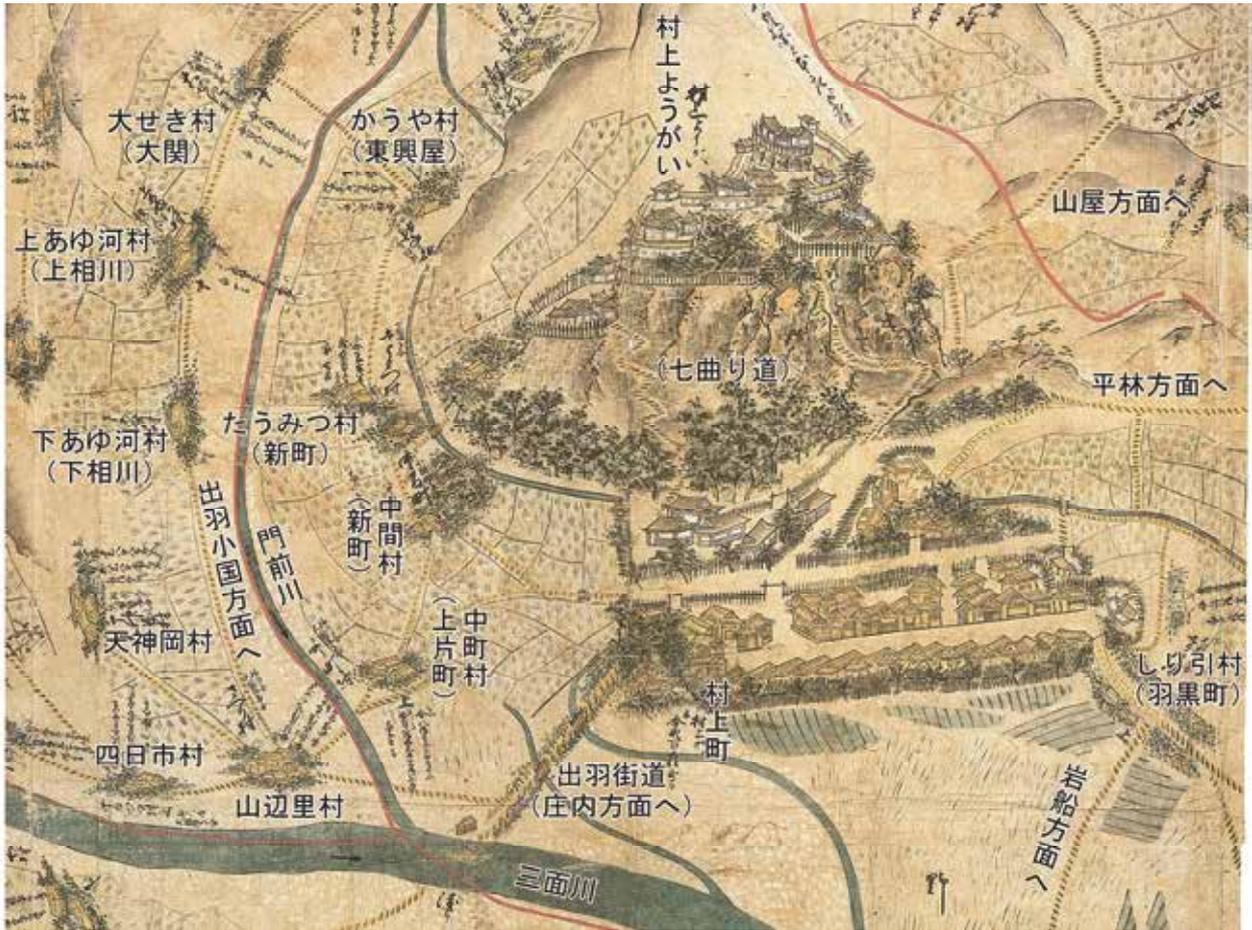
【歴代村上城主】

|                         |                               |                          |                       |
|-------------------------|-------------------------------|--------------------------|-----------------------|
| 〈本庄家〉<br>〈在城〉～1590      | 2万貫                           | 〈上杉家預り〉<br>1591～1598     | 〈村上家9万石〉<br>1598～1617 |
| … 本庄時長                  | — 房長                          | — 繁長                     | — 春日元忠                |
|                         |                               | — 村上頼勝                   | — 忠勝                  |
|                         |                               | — 加賀小松から                 | — 除封                  |
| (堀家 10万石)<br>1618～1642  | (本多家 10万石)<br>1644～1649       | (松平家 15万石)<br>1649～1667  |                       |
| — 堀直奇                   | — 直次                          | — 直定                     | — 本多忠義                |
| 越後長岡から                  | 死没 除封                         | 遠江掛川から陸奥白河へ              | 播磨姫路から播磨姫路へ           |
| (榊原家 15万石)<br>1667～1704 | (本多家 10万石) (5万石)<br>1704～1710 | (松平家 7万2千石)<br>1710～1717 |                       |
| 榊原政倫                    | — 勝乗                          | — 本多忠孝                   | — 忠隆                  |
| 播磨姫路から                  | (政辰・政邦)<br>播磨姫路へ              | 播磨姫路から                   | (忠良)<br>上野高崎から上野高崎へ   |
|                         |                               | 三河刈谷へ                    |                       |
| (間部家 5万石)<br>1717～1720  | (内藤家 5万90石)<br>1720～1869      |                          |                       |
| 間部詮房                    | — 詮言                          | — 内藤式信                   | — 信輝                  |
| 上野高崎から                  | 越前鯖江へ                         | 河内大蓮から                   | — 信興                  |
|                         |                               |                          | — 信旭                  |
| — 信凭                    | — 信敦                          | — 信親                     | — 信民                  |
|                         | 寺社奉行, 京都所司代                   | (親思)<br>寺社奉行, 大坂城代,      | — 信美                  |
|                         |                               | 京都所司代, 老中                | — 版籍奉還                |
|                         |                               |                          | 明治2年 (1869)           |

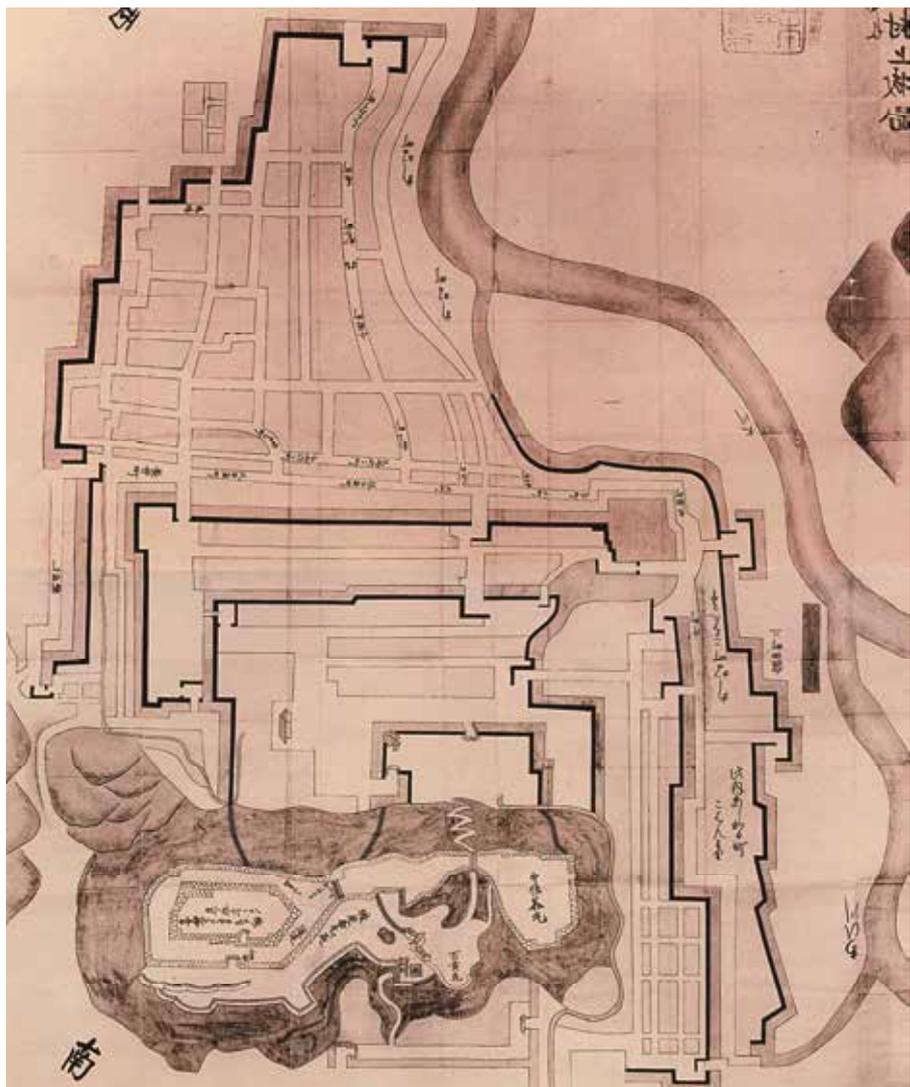
第3表 歴代城主在城表

|     | 1500        | 1550 | 1600          | 1650                | 1700 | 1750      | 1800 | 1850 | 1900 |
|-----|-------------|------|---------------|---------------------|------|-----------|------|------|------|
| 本庄家 | 16C初頭?～1590 |      |               |                     |      |           |      |      |      |
| 上杉家 |             |      |               | 1591～1598 (春日元忠 城代) |      |           |      |      |      |
| 村上家 |             |      |               | 1598～1617           |      |           |      |      |      |
| 堀家  |             |      |               | 1618～1642           |      |           |      |      |      |
| 幕府領 |             |      |               | 1642～1644           |      |           |      |      |      |
| 本多家 |             |      | 江戸幕府成立 (一六〇三) | 1644～1649           |      |           |      |      |      |
| 松平家 |             |      |               | 1649～1667           |      |           |      |      |      |
| 榊原家 |             |      |               | 1667～1704           |      |           |      |      |      |
| 本多家 |             |      |               | 1704～1710           |      |           |      |      |      |
| 松平家 |             |      |               | 1710～1717           |      |           |      |      |      |
| 間部家 |             |      |               | 1717～1720           |      |           |      |      |      |
| 内藤家 |             |      |               |                     |      | 1720～1869 |      |      |      |

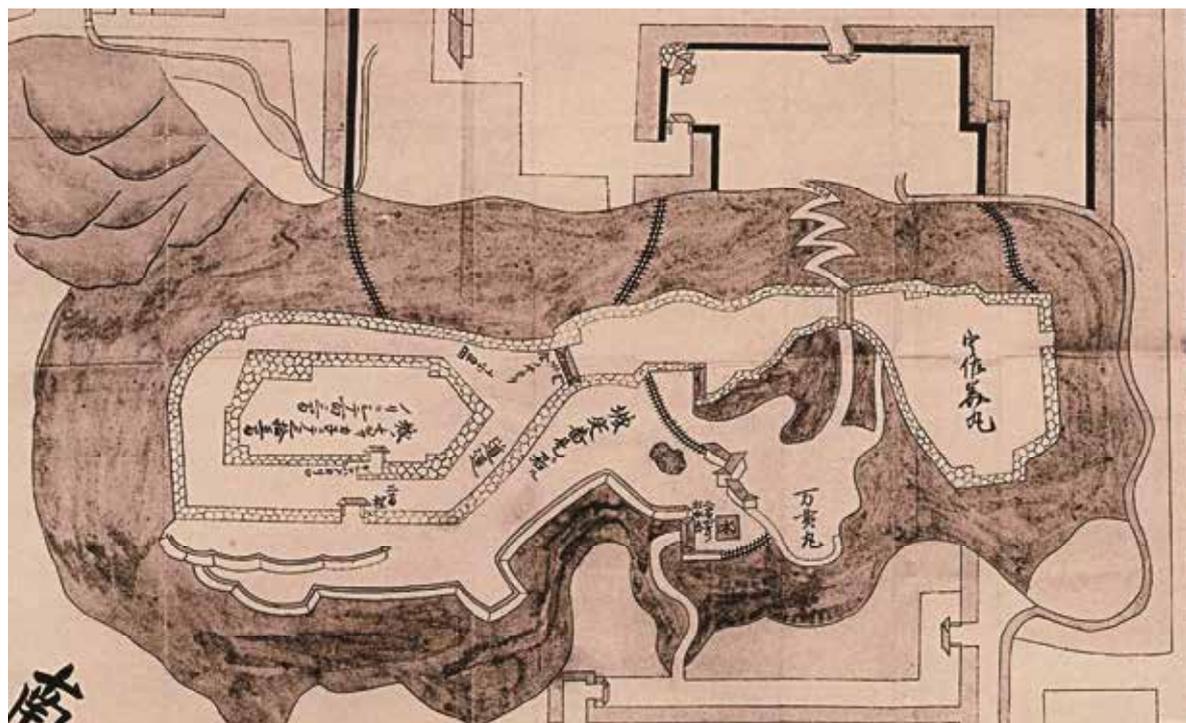
村上城跡縄張りの変遷

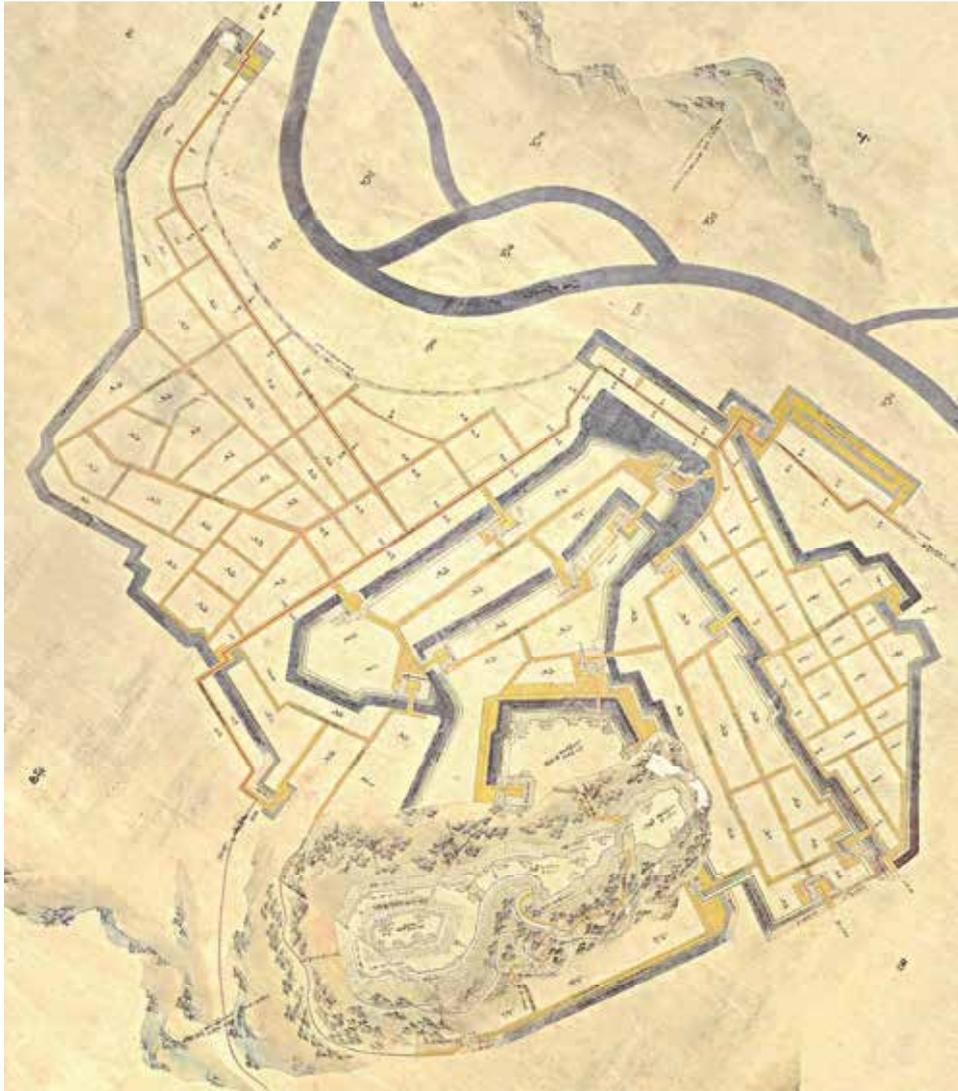


A. 慶長2年(1597)  
瀬波郡絵図(部分)を改編  
米沢市立上杉博物館所蔵

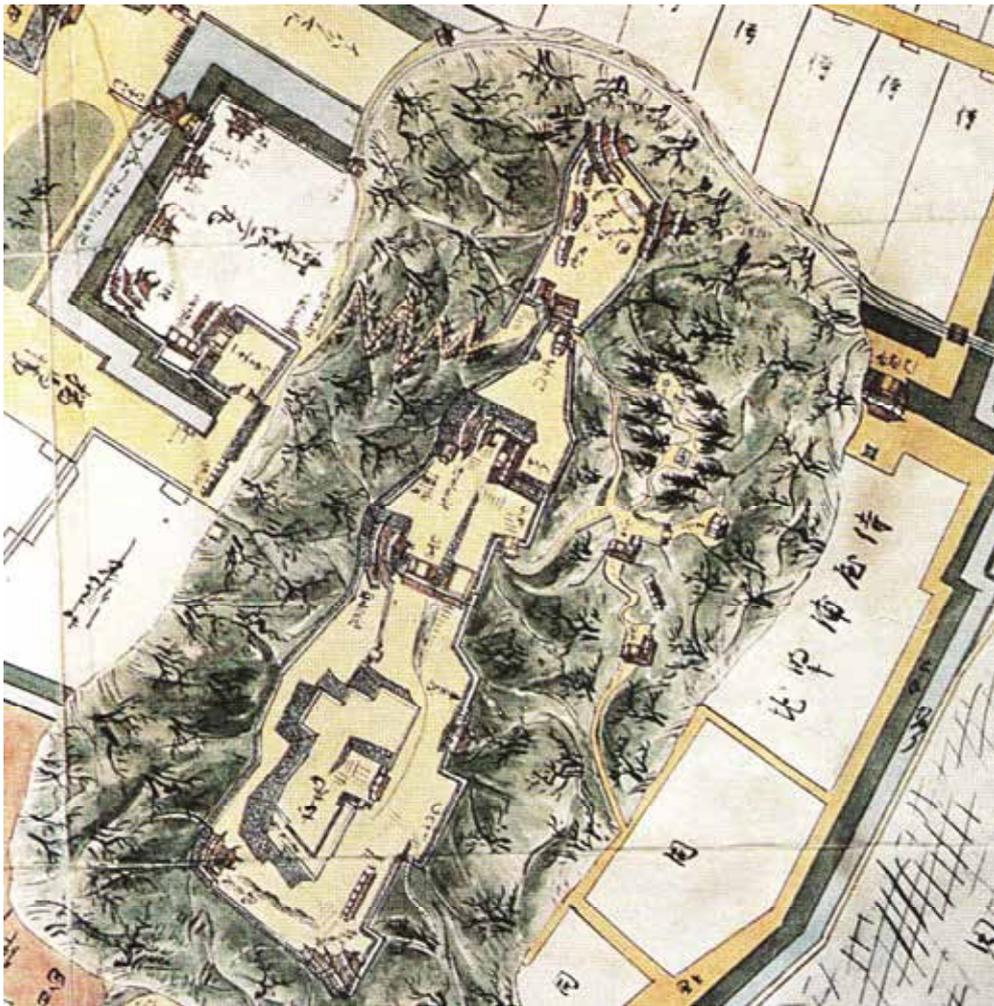


B. 元和年間  
越後村上城下絵図  
(国立公文書館蔵)

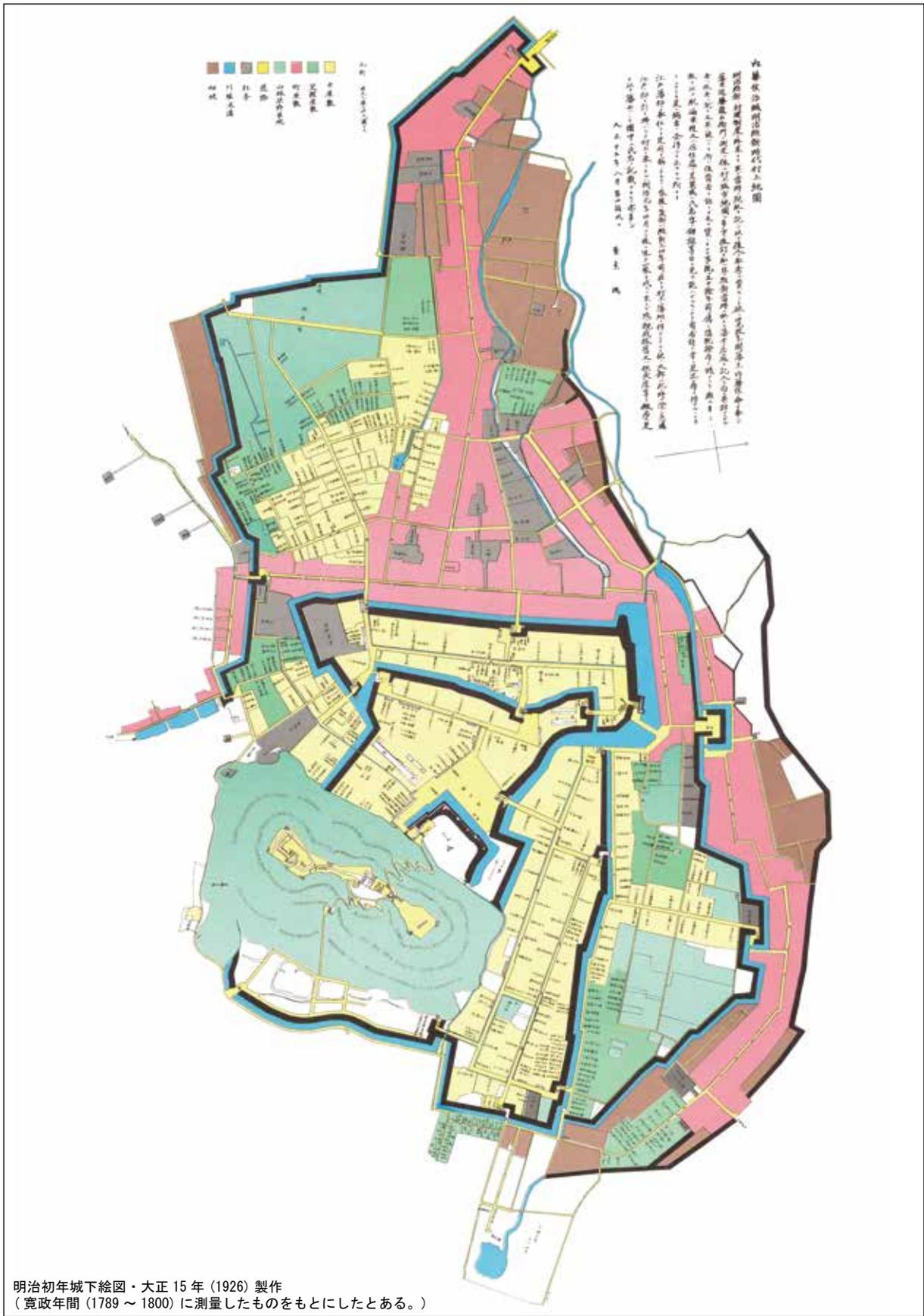




C. 正保城絵図  
(国立公文書館蔵)



D. 享保2年(1717)間部家絵図(新発田市立歴史図書館蔵) 7万2千石 松平輝貞時代



E. 明治初年城下絵図

## 史料解説（54～58 頁、99 頁第 11 表参照）

- A. 慶長 2 年瀬波郡絵図（越後国瀬波郡絵図）** 太閤検地に基づき、慶長 2 年（1597）、上杉景勝の命で作成されたと言われる。村上城は、中央に「村上ようがい」として描かれており、「新御絵図ニハ本庄ト御座候」と追加記載されている。瀬波郡絵図中の村上城では、まだ石垣が用いられておらず、曲輪や建物は、木柵や塀で囲まれており、中世的な城館としての様相を呈している。
- B. 元和年間越後村上城下絵図（越後村上城絵図）** 元和 4 年（1618）、越後長岡から、堀直奇が 10 万石で入り、臥牛山に石垣を構築、天守櫓、隅櫓、多聞櫓などを新造した。この絵図では、本丸出櫓、二の丸御鐘門、三の丸御櫓などが描かれておらず、本丸搦め手の埋門なども現在の食違虎口でなく、平入虎口として描かれている。東側斜面と西側斜面には縦方向に木柵が用いられていることが分かる。本丸下の山腹東側に白塗りの塀で囲まれた二段の郭がみられるが、ここには石垣は描かれていない。中世の腰曲輪を利用しているのであろうか。山上の三の丸に相当する「宇佐美丸」は直奇の生母の姓「宇佐美氏」に因むという。正確性が薄い、下書きか計画図かと推察される。
- C. 正保城絵図** 正保元年（1644）、幕府は、諸藩に城及び城下の絵図作成を命じた。図隅に「本多能登守」とあることから、正保元年に遠江掛川から入封した本多忠義によって作成、提出されたものである。「元和年間絵図」よりも山上の整備が進み、現在の縄張りとは異なるが、鐘櫓や出櫓らしき建物も描かれている。城の搦め手である現在の東門から坂中門に相当する門までの木柵は、白塗りの塀に見える。
- D. 享保 2 年間部家絵図（村上城下絵図）** 享保 2 年（1717）、上野高崎から間部詮房が 5 万石で入る。その際、前城主の松平輝貞が作成したものが、間部家に伝わったものと思われる。正保城絵図と比較すると、本丸への入口である冠木門枳形、二の丸御鐘門枳形、三の丸御櫓、本丸入口の出櫓と付随する黒門、黒門で合流する大手と搦め手の二筋の道などが描かれており、縄張りは、現在の村上城のものとはほぼ同じである。本丸下の山腹東側の郭は使用されなくなっているようである。この縄張りの改修・拡張は、村上藩が最大となった 15 万石時代の藩主、松平直矩によって寛文元年（1661）から寛文 5 年（1665）頃にかけて行われたものと思われる。本丸下、帯曲輪南東隅の巽櫓脇には「雪隠」が描かれている。
- E. 明治初年城下絵図（内藤侯治城明治維新時代村上地図）** 内藤信敦の命による寛政年間（1789～1800）の藩士近藤龍右衛門の測量図に明治元年（1868）の内藤信民の頃の藩士居住地等を重ねたもの。大正 15 年（1926）に進藤養素などにより編集された。山上城郭部分や藩主居館の描写は簡素であるが、城下の藩士等の居住者については非常に細かく記されている。身分ごとの居住地の区割りも色分けされ、明確に表現されている。

### (3) 村上城の石垣について

次章以降に詳述する史跡村上城跡の本質的価値の主要な構成要素である村上城の石垣について、特に一項目を設けて述べる。

#### A. 村上城石垣の現況

村上城跡が位置する臥牛山の山上、山腹、山麓には約 3,233 m<sup>2</sup>の石垣が残存する(城下惣構中の諸門付随のものを除く)。正徳元年(1711)の当時の村上城の規模を記した史料『村上御城廓』からは、正徳ごろに約 4,066 m<sup>2</sup>の石垣が構築されていたことが読み取れる。往時と比べると、現在までに2割強の石垣が消失したことになり、その多くが崩壊、崩落、脱落に起因するものと思われ、現在も山中の随所に落石が見られる。また、一部は本丸跡の碑文の土台等に転用されており、明治3年(1870)以降は民間に払い下げられたものや村上から平林までの道路の路肩補強に積まれた石もあった。残存する石垣は、大別して下記のとおりである。

#### ①当初(江戸初期)の姿をそのまま残すと思われるもの。

本丸天守台下南東隅、二の丸東門跡東面、三の丸北側ほか

#### ②江戸期の積み直し等の改変が窺えるもの。

鞆櫓跡、黒門跡ほか

#### ③明治～昭和に改変されたもの。また、その可能性があると思われるもの。

四ツ門南多聞跡、四ツ門北多聞跡、御鐘門東多聞跡、本丸多聞櫓下東面ほか

#### ④史跡村上城跡整備基本計画に沿って、平成の修復が行われたもの。

三の丸玉櫓(月見櫓)跡周辺、御鐘門跡下の一部、出櫓台跡

なお、平成22年(2010)から28年(2016)まで、村上城跡の石垣現状を把握するために、第1期石垣詳細調査(「石垣カルテの作成」)を実施した(第29図・第33図)。残存する山上・山麓石垣のうち、近年、解体・積み直しを行った出櫓台石垣や三の丸石垣を除く約1,796 m<sup>2</sup>、全体の約77%を対象とした調査であった。

このほか、山上の随所にサクラやスギなどが植樹されており、その成長に伴い、周辺石垣への影響が懸念される状態となっている。

なお、かつての村上城の石切り場直下には、JR羽越本線が開通しているため、現在は石の産出はされておらず、史跡村上城跡整備事業に基づく平成12年以降の村上城の石垣修復には、質感の類似した山形県最上町産のとみざわいし富沢石(安山岩)を購入、使用している。



石垣への樹木の影響

上：出櫓台西面 下：三の丸西面

## B. 石垣修復の履歴

村上城の石垣積み直しに係る史料及び資料は多くはない。とりわけ、太平洋戦争以前の修復については、記録が残されておらず、ほとんど分からないといってよい。以下、これまでに判明している石垣修復の概要と履歴を示す。

### ①概要

#### ア. 江戸期

慶安2年(1649)、堀家(10万石)が直定のとき無嗣断絶となる。その後、播磨姫路から松平直矩が15万石で移される。寛文2年(1662)、直矩は幕府に村上城の修繕・改築の許可を願い出る。寛文5年(1665)までには三層の天守をはじめ、21棟の櫓の建て替えが行われ、山上及び城下の拡張が行われた。このとき、本丸が三尺下げられた。享保7年(1722)には、内藤式信が、崩落した山上の石垣を修復すべく、幕府に絵図を差し出した記録が残るが、その始末は不明である。

#### イ. 近代

戊辰の戦役の際の無血開城政策により村上城は戦禍を免れた。明治3年(1870)、内藤信美が村上城の放棄を建言し、明治5年(1872)、村上城郭内の財産の入札が布告される。明治8・9年(1875・1876)頃までには、山上及び旧城下の建物等の除却が完全に行われたという。このほか、明治45年(1912)の葉書に、出櫓台石垣が一部崩落した状態の写真が掲載されていることから、少なくとも明治45年以前に、同所で石垣の崩落が発生していることが分かる。やや不鮮明であるが、大正初期の撮影とされる写真には、崩落箇所にも築石を確認できることから、その間、何らかの形で修復が行われたものと思われる。

#### ウ. 昭和 ～太平洋戦争後～

昭和20年代の村上城跡の石垣修復記録は確認できない。平成5年(1993)、村上城跡は国史跡に指定されるが、指定以前である昭和30～60年代は、城跡の大部分を所有する村上藩旧士族の子孫等で構成される「財団法人村上城跡保存育英会」が主体となって石垣等の修復を行っていたという。村上地方は昭和39年(1964)、粟島沖を震源とするマグニチュード7.5の新潟地震(村上市震度5)に見舞われた。このとき、村上城跡の石垣にも崩壊・崩落・亀裂などの被害が発生。以後、村上城跡保存育英会による昭和期の石垣修復は、この弥縫策が中心となるが、応急措置の性格もあり、コンクリートが多用され、伝統的な石積み技法が顧慮されていない箇所も多い。

#### エ. 平成

国史跡指定前の平成元～3年(1989～1991)、本丸平櫓跡石垣、本丸乾櫓跡石垣、東門跡石垣などの崩落危険箇所に対して単管組みフェンスを設置。

平成5年(1993)の国史跡指定後は、史跡村上城跡整備基本計画に包含される石垣修復整備に関する中長期的な計画の立案のため、平成10年(1998)に目視を主とした3日間の現地調査による山上石垣の概況調査をした。

この結果、対象となる2,655㎡の石垣の保全には、平成12年(2000)を起点とすれば平成31年(2019)まで20年の修復期間を要すると推定された。その後の石垣修復工事及

び石垣悉皆調査の開始の経緯については第1章のとおりである。修復が追い付かず孕み出しや合端の開きなどが顕著で、石垣悉皆調査によって危険度が高いと判定された石垣面（第34図）には、平成27年（2015）からノギス式クラックゲージによる簡易計測を開始し、さらに、平成28年（2016）からは3Dレーザー測量（第36図）を導入して観察している。これまで、本丸北東隅櫓下北東面石垣、本丸多聞櫓下東面石垣、本丸黒門跡石垣、本丸続櫓下石垣、山麓一文字門跡などを対象としてきたが、令和2年（2020）末時点で問題のある移動は観察されていない。



石垣移動量調査（3Dレーザー測量）



クラックゲージによる簡易観測

## ②地区別石垣修理状況（第4表、第32図参照）

### ア. 本丸

（時期不明）西隅櫓下北西面石垣の合端や天端の随所にコンクリートが充填される。

（時期不明）黒門跡石垣基部前面に根石の迫り出しを抑制するためのコンクリート帯が用いられている。不自然な落し積みも見られる。

- ・昭和38年（1963）、北隅櫓下北面石垣の積み直しと鉄棒打ち込みによる補強（現在、鉄棒は残っておらず、その引き抜き痕らしき円孔が32か所残される）が行われている。また昭和39年（1964）の新潟地震により、同所が大きく孕み出したことで、昭和40年（1965）に再度修理されたという記録が残る。
- ・昭和40年（1965）、新潟地震による被害で櫓門下南面石垣を修復。
- ・昭和40年、新潟地震による被害で北東隅櫓下北東面石垣の右隅角部を解体修理。
- ・昭和40年、新潟地震による被害で多聞櫓下北面石垣左半を解体修理。
- ・昭和42年（1967）、続櫓下東面石垣の修復の記録あり。右隅角部か。
- ・昭和46年（1971）、9月の豪雨災害で出櫓台跡北面石垣が崩壊、同年修復（29.70 m<sup>2</sup>）。
- ・昭和47年（1972）、出櫓台跡東面石垣天守寄りの孕み出し箇所を解体修理（85.80 m<sup>2</sup>）。
- ・昭和48年（1973）、平櫓跡下西面石垣南側の崩壊部を積み直し（27.80 m<sup>2</sup>）、鉄棒打ち込みによる補強。
- ・昭和49年（1974）、北東隅櫓下北東面石垣補強の記録あり。
- ・昭和50年（1975）、平櫓跡下西面石垣の積み直し。
- ・昭和52・53年（1977・78）、北東隅櫓下北東面石垣の積み直し（123.00 m<sup>2</sup>）。補強のための鉄棒打ち込みか。
- ・昭和54・55年（1979・80）、多聞櫓下東面石垣の積み直し（51.00 m<sup>2</sup>）。補強のための鉄棒打ち込みか。

- ・昭和 56 (1981) 年、出櫓台跡石垣東面の孕み出し箇所を解体修理(35.88 m<sup>2</sup>)。
- ・昭和 58 (1983) 年、櫓門下北面石垣の積み直し(34.08 m<sup>2</sup>)。
- ・昭和 59・60 年 (1984・85)、平櫓跡下西面石垣天守寄り部分の積み直し(61.29 m<sup>2</sup>)。
- ・昭和 61・62 年 (1986・87)、平櫓跡下西面石垣北側の積み直し(79.03 m<sup>2</sup>)。
- ・平成 15～27 年 (2003～2015)、出櫓台跡東面、北面、西面石垣積み直し(228.7 m<sup>2</sup>)。

#### イ. 二の丸

(時期不明) 御鐘門跡枳形内東面石垣 縦目地が通る箇所が多く、天端石も小振りでは不揃いのものが多い。解体・積み直しがなされたと思われる。

(時期不明) 御鐘門跡枳形内南面石垣 縦目地が多く通り、修復の可能性がある。

(時期不明) 四ツ門南多聞跡北面石垣 築石の合端のほぼすべてにコンクリートが充填される。築石を間引いて積み直した可能性がある。

- ・昭和 37・38 年 (1962・63)、御鐘門跡下西面石垣の一部を解体修理。
- ・昭和 54 年 (1979)、御鐘門跡下西面石垣に落石防止金属ネットフェンスを設置。  
平成 14 年 (2002)、同所石垣積み直しに伴い撤去。
- ・昭和 57 年 (1982)、御鐘門東多聞跡石垣の東面と北面を積み直し(59.01 m<sup>2</sup>)。
- ・平成 14 年 (2002)、御鐘門跡下西面石垣積み直し(45.00 m<sup>2</sup>)
- ・平成 25 年 (2013)、出櫓台下西面石垣に対し、落石防止金属ネット設置。

#### ウ. 三の丸

(時期不明) 四ツ門北多聞跡南面石垣 左半の築石の合端にコンクリートの充填。

- ・平成元年 (1989)、鞆櫓跡下石垣に落石防止金属ネットフェンスを設置。
- ・平成 2 年 (1990)、四ツ門北多聞跡石垣西面、四ツ門北東側石垣南面、四ツ門北東側石垣東面に落石防止金属ネットフェンスを設置。
- ・平成 3 年 (1991)、鐘櫓跡石垣北面に落石防止金属ネットフェンスを設置。
- ・平成 12・13 年 (2000・01)、玉櫓跡周辺石垣積み直し(69.50 m<sup>2</sup>)。

#### エ. 本丸下帯曲輪

- ・平成元年 (1989)、乾櫓跡下石垣、平櫓跡下石垣に対し、落石防止金属ネットフェンスを設置。

#### オ. 歴史的道

- ・昭和 40 年 (1965)、七<sup>ななまが</sup>曲<sup>どう</sup>り道南多聞跡下西面石垣に対し、落石防止金属ネットフェンスを設置、平成 13 年 (2001) ワイヤ交換。
- ・昭和 44 年 (1969)、七曲り道部分修理の記録あり。詳細不明。
- ・平成 2 年 (1990)、東門跡石垣東面に落石防止金属ネットフェンスを設置。
- ・平成 19 年 (2007)、坂中門跡石垣の築石 1 石が抜け落ちたため、落石防止金属ネットフェンスを設置。
- ・平成 22 年 (2010)、四ツ門番所跡東面石垣に対し、落石防止樹脂製ネット設置。

#### カ. 山麓部

- ・東日本大震災により一文字門跡石垣で落石が生じたため、平成 29 年 (2017) から石垣前面の延長 17.5m の区間に金属製落石防護柵を設置、車両や人の近接を制限。



コンクリートの充填（御鐘門跡下石垣）  
昭和 37・38 年（1962・63）施工？



鉄棒（本丸北東隅櫓下石垣北東面）  
昭和 38 年（1963）施工と思われる。



新潟地震で崩壊した本丸多間櫓下東面石垣



昭和 55 年（1980）修復の現在の本丸多間櫓下東面石垣



昭和 46 年（1971）豪雨により崩壊した出櫓台石垣北面



三の丸鞆櫓跡下落石防止金属ネットフェンス

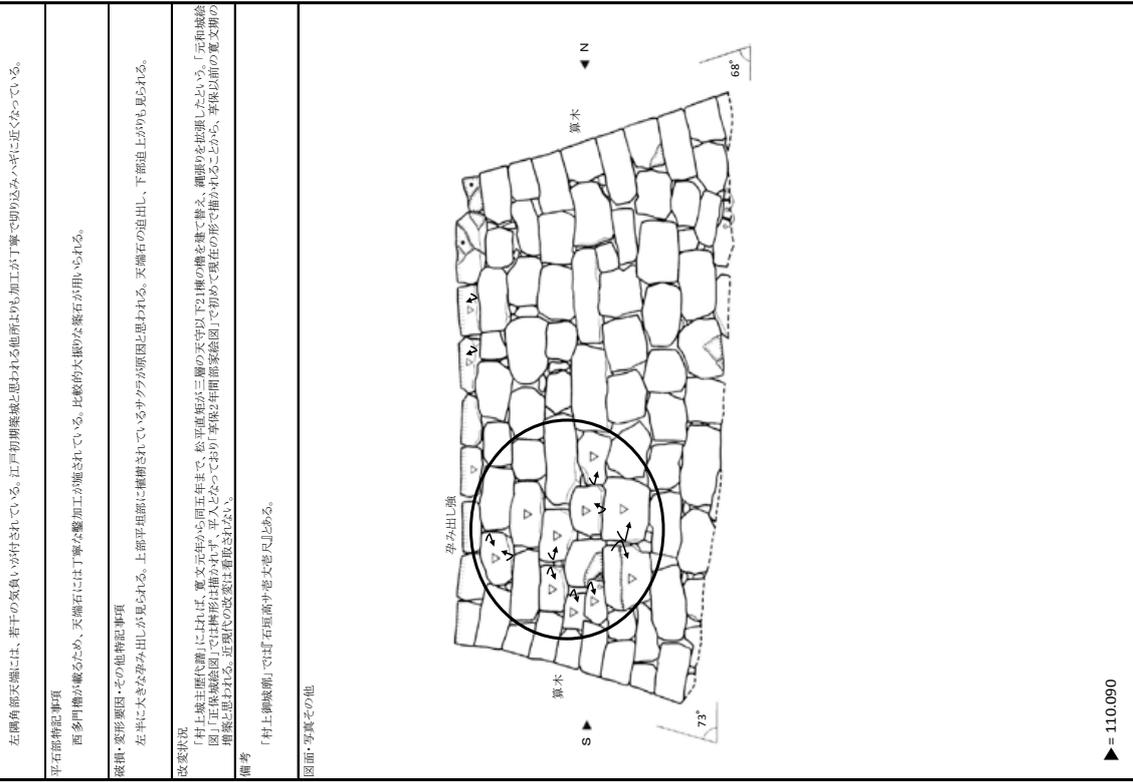


出櫓台跡下西面石垣落石防止金属ネット設置状況  
平成 25 年（2013）

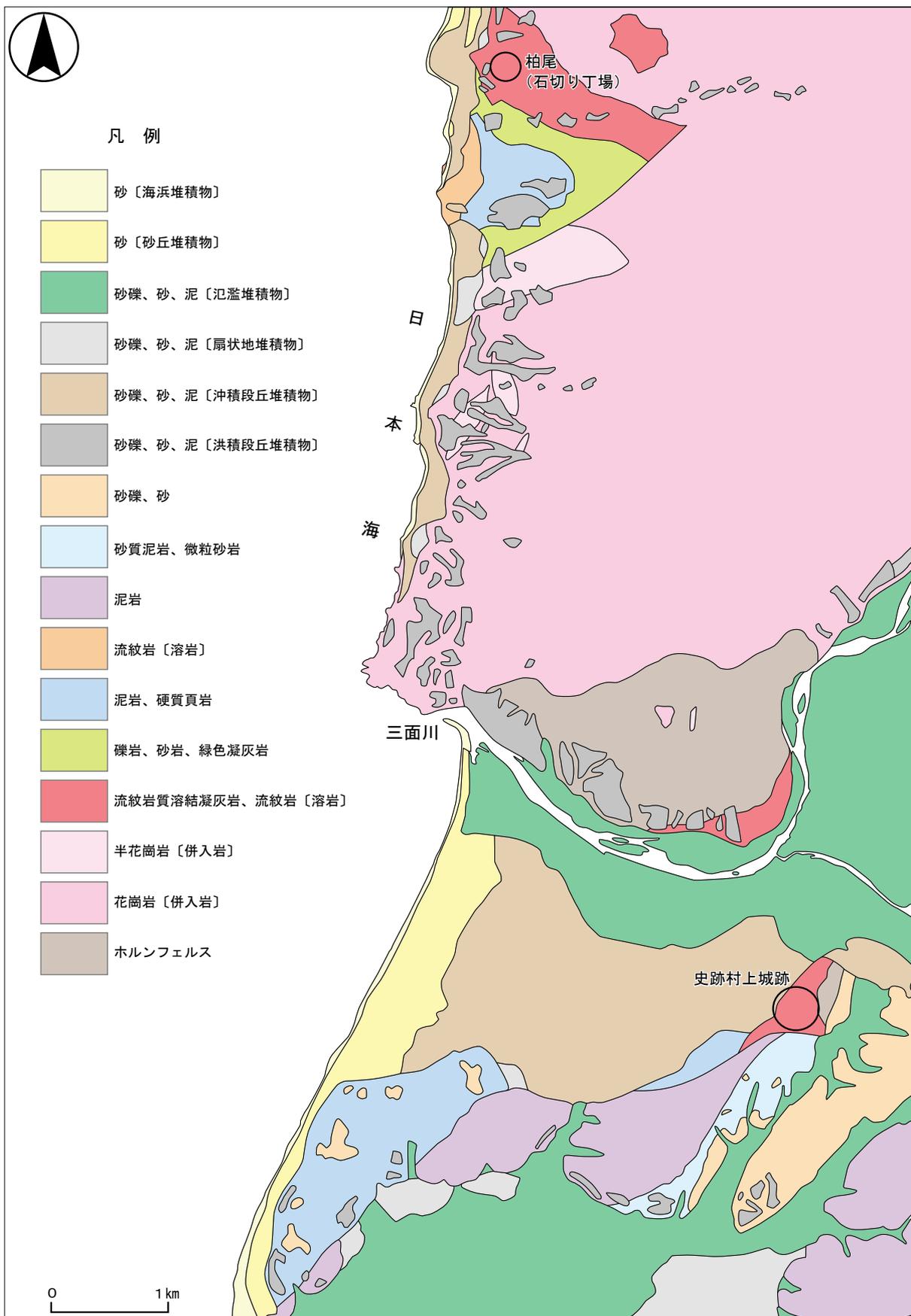


七曲り登城道入口車両等近接防止柵設置  
平成 29 年（2017）

|                 |  |              |                      |             |   |
|-----------------|--|--------------|----------------------|-------------|---|
| 石垣番号            | N083   | 地区           | 二の丸                  | 位置図         |  |
| 名称              | 御園門西多門跡  | 面積           | 18.96 m <sup>2</sup> |             |   |
| 石垣部位            | 門  | 方位           | 東面                   |             |   |
| 地盤              | 岩盤・地山・盛土<br>脚木・不明  | 立地面<br>斜面(度) |                      |             |   |
| 延長(m)           |  | 高さ(m)        |                      |             |   |
| 天端基部            | 左 2.74   | 中央 3.16      | 右 3.96               |             |   |
| 隅角部             |  | 勾配           | 反り                   |             |   |
| 左               | 出角・入角・盛直 73 度  | 無・有(天端から)    | 5.9m                 | 5.9m        | 5.9m  |
| 右               | 出角・入角・盛直 68 度  | 無・有(天端から)    | 5.9m                 | 5.9m        | 5.9m  |
| 備考              | (脚中・柱用石・建機跡等)<br>石質(岩石種・寄渡他)<br>黒雲母流紋岩   |              |                      |             |   |
| 平面形状            | 立平面形状  | 石材配置         | 石材加工                 | 石材規模        | 石材形状  |
| 直・幅段力           | 勾配 73 度  | 直・有(天端から)    | 直・有(天端から)            | 野面・盛直・加工    | 野面・盛直・加工  |
| 縦・高さ            | 73 度   | 直・有(天端から)    | 直・有(天端から)            | 野面・盛直・加工    | 野面・盛直・加工  |
| 横断(脚中・柱用石・建機跡等) | なし   | 石質(岩石種・寄渡他)  | 黒雲母流紋岩               | 石質(岩石種・寄渡他) | 黒雲母流紋岩  |
| 縦断(脚中・柱用石・建機跡等) | なし   | 石質(岩石種・寄渡他)  | 黒雲母流紋岩               | 石質(岩石種・寄渡他) | 黒雲母流紋岩  |
| 石大端             | ×  | ×            | ×                    | ×           | ×   |
| 石中端             | ○  | ○            | ○                    | ○           | ○   |
| 石小端             | ×  | ×            | ×                    | ×           | ×   |
| 天端              | ○  | ○            | ○                    | ○           | ○   |
| 基部              | ○  | ○            | ○                    | ○           | ○   |
| 全体              | 88 個   | 3.4 %        | 7.1 %                | 1.1 %       | 1.1 %   |
| 隙間              | 88 個   | 3.4 %        | 7.1 %                | 1.1 %       | 1.1 %   |
| 欠損              | 0 個  | 0 %          | 0 %                  | 0 %         | 0 %   |
| 腐蝕              | 0 個  | 0 %          | 0 %                  | 0 %         | 0 %   |
| 崩壊              | 0 個  | 0 %          | 0 %                  | 0 %         | 0 %   |
| 変色              | 0 個  | 0 %          | 0 %                  | 0 %         | 0 %   |
| その他             | 0 個  | 0 %          | 0 %                  | 0 %         | 0 %   |
| 総計              | 88 個   | 3.4 %        | 7.1 %                | 1.1 %       | 1.1 %   |
| 調査者             | 正徳元村・村上御城跡／村上城主御城跡／正徳元村・御園門西多門跡  |              |                      |             |   |
| 調査時期            | 江戸初期   |              |                      |             |   |
| 分類              | 打ち込み・寄積積み  |              |                      |             |   |
| 見取り図・写真         |  |              |                      |             |   |
| 調査年月日           | 平成22年6月4日  |              |                      |             |   |
| 調査者             | 塩原 知人  |              |                      |             |   |

|                 |   |
|-----------------|---|
| 隅角部特記事項         | 左隅角部天端には、若干の穴あきが付いている。江戸初期築城と思われる他所よりも加工が丁寧で切り込みハキに近くみている。  |
| 平石部特記事項         | 西多門跡が載るため、天端石には丁寧な磨加工が施されている。比較的大胆な築石が用いられる。  |
| 築機・変形要因・その他特記事項 | 左半に大きな寄み出しが見られる。上部平坦部に横積みされている。天端石の追出し、下部追出しも見られる。  |
| 変遷状況            | 「村上城主御城跡」に上れば、寛文5年(1665)年同5年(1665)年、徳川幕府が三層の石守り(下)1層の礎を建て替へ、細部を庇垣したという。「正徳元村・御園門西多門跡」(正徳元村)には、寛文5年(1665)年同5年(1665)年、徳川幕府が三層の石守り(下)1層の礎を建て替へ、細部を庇垣したという。「正徳元村・御園門西多門跡」(正徳元村)には、寛文5年(1665)年同5年(1665)年、徳川幕府が三層の石守り(下)1層の礎を建て替へ、細部を庇垣したという。「正徳元村・御園門西多門跡」(正徳元村)には、寛文5年(1665)年同5年(1665)年、徳川幕府が三層の石守り(下)1層の礎を建て替へ、細部を庇垣したという。 |
| 備考              | 「村上御城跡」では「石垣跡(寄渡石)」とある。   |
| 図面・写真その組        |    |

第29図 石垣調査(石垣カルテ)



第 30 図 村上城跡周辺表層地層図



解体工事直前の出櫓台石垣



解体中の出櫓台石垣



平成 27 年（2015）竣工の現在の出櫓台

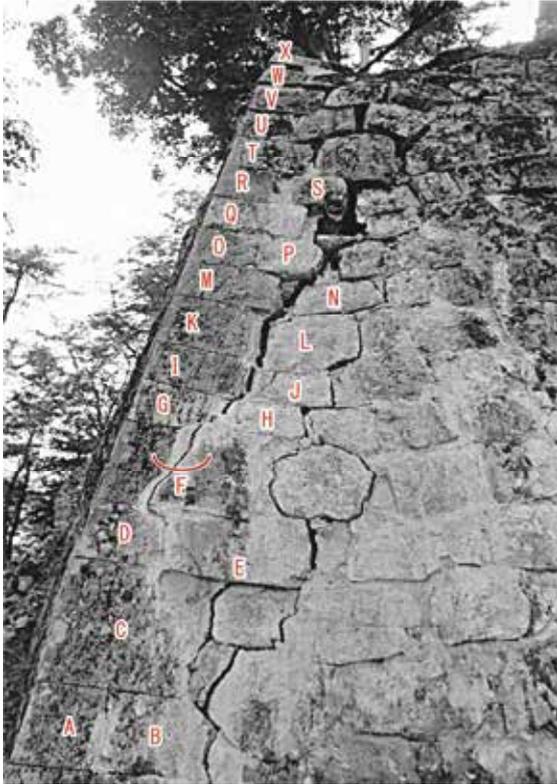
新潟地震による被害 昭和 39 年（1964）6 月 16 日 13 時 01 分発生 M7.5 村上市の震度 5



本丸多間櫓下南面石垣



本丸櫓門下北面石垣

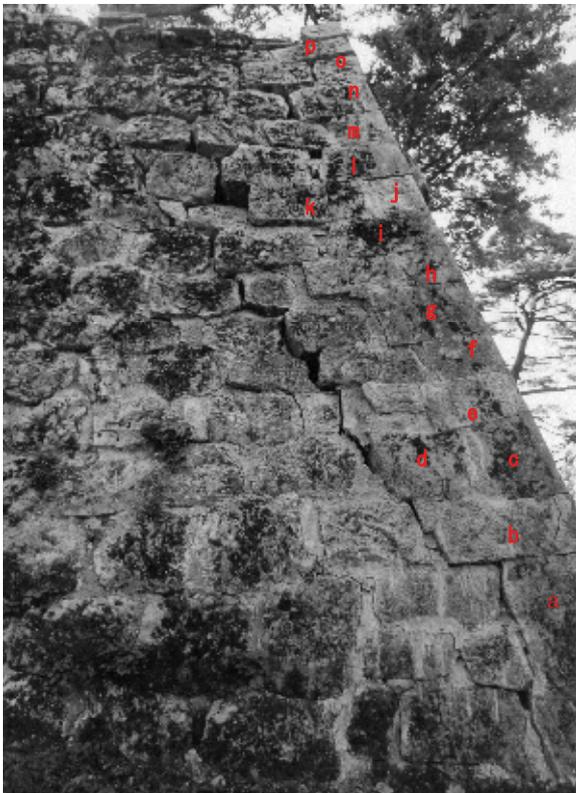


本丸多聞櫓下北東面石垣左隅角部



現在の本丸多聞櫓下北東面石垣左隅角部

(左上方の合端に開きが見られる)



本丸多聞櫓下東面石垣右隅角部



現在の本丸多聞櫓下東面石垣右隅角部

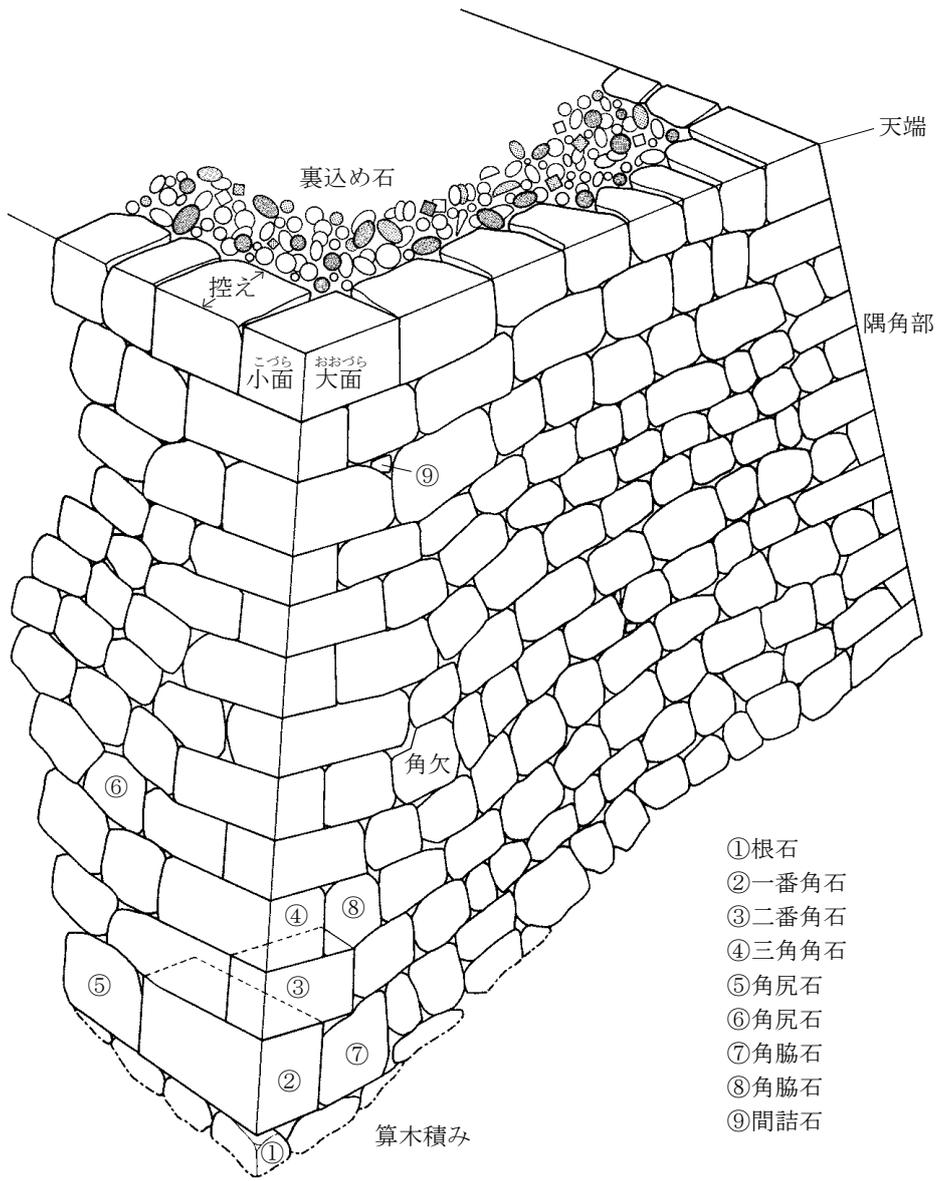
(地震で開いた合端に間詰石が嵌入されている)

第4表 石垣修理状況等

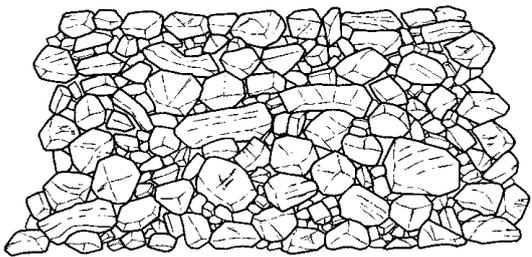
| 年      | 内 容  | 工事面積      | No. |
|--------|--|-----------|-----|
| 時期不明   | 石垣修理、一部積み直し？（本丸西隅櫓下北西面石垣）                              |           | ⑳   |
|        | 下部コンクリート打設、石垣修理？、一部積み直し？（本丸黒門跡石垣）                      |           | ㉑   |
|        | 石垣修理？（二の丸御鐘門跡枅形内東面石垣）                                  |           | ㉒   |
|        | 石垣修理？（二の丸御鐘門跡枅形内南面石垣）                                  |           | ㉓   |
|        | 石垣修理？（二の丸四ツ門南多聞跡北面石垣）                                  |           | ㉔   |
|        | 石垣修理？（三の丸四ツ門北多聞跡南面石垣）                                  |           | ㉕   |
| S37    | 石垣積み直し（二の丸御鐘門跡下西面石垣）                                   |           | ①   |
|        | 石垣積み直し（本丸平櫓跡下西面石垣）                                     |           | ②   |
| S38    | 前年工事手直し（二の丸御鐘門跡下西面石垣）                                  |           | ①   |
|        | 石垣積み直し（本丸北隅櫓下北面石垣）                                     |           | ③   |
|        | 石垣鉄棒打込みによる補強（ " ）                                      |           | ③   |
| S40    | 石垣修理（本丸櫓門下南面石垣）  |           | ④   |
|        | 石垣修理（本丸北隅櫓下北面石垣？）                                      |           | ⑤   |
|        | 石垣鉄棒打込み（七曲り道南多聞跡西面石垣）                                  |           | ⑥   |
|        | 石垣修理（本丸北隅櫓下北面石垣）                                       |           | ③   |
|        | 石垣修理（本丸北東隅櫓下北東面石垣）                                     |           | ⑪   |
|        | 石垣修理（本丸多聞櫓下北面石垣）                                       |           | ⑳   |
|        | 石垣修理（本丸多聞櫓下西面石垣）                                       |           | ㉑   |
| S42    | 石垣積み直し（本丸続櫓下東面石垣）                                      |           | ⑦   |
| S46    | 石垣修理（本丸出櫓台跡北面石垣の豪雨による崩壊箇所）                             | 29.70㎡    | ⑧   |
| S47    | 石垣積み直し（本丸出櫓台跡東面石垣天守寄り部分）                               | 85.80㎡    | ⑨   |
| S48    | 石垣積み直し（本丸平櫓跡下西面石垣南側崩壊箇所）                               | 27.80㎡    | ⑩   |
|        | 石垣鉄棒打込みによる補強（ " ）                                      |           | ⑩   |
| S49    | 石垣補強（本丸北東隅櫓下北東面石垣）                                     |           | ⑪   |
| S50    | 石垣積み直し（本丸平櫓跡下西面石垣南側）                                   |           | ⑩   |
| S52    | 石垣積み直し（本丸北東隅櫓下北東面石垣）                                   | 72.00㎡    | ⑪   |
| S53    | 石垣積み直し（ " ）  | 51.00㎡    | ⑪   |
| S54    | 石垣積み直し（本丸多聞櫓下東面石垣）                                     | 51.00㎡    | ⑫   |
|        | 落石防止金属ネットフェンス設置（御鐘門跡下西面石垣）                             |           | ㉑   |
| S55    | 石垣積み直し（本丸多聞櫓下東面石垣）                                     | 51.00㎡    | ⑫   |
| S56    | 石垣積み直し（本丸出櫓台跡東面石垣）                                     | 35.88㎡    | ⑭   |
| S57    | 石垣積み直し（二の丸御鐘門東多聞跡石垣東面、北面）                              | 59.01㎡    | ⑮   |
| S58    | 石垣積み直し（本丸櫓門下北面石垣）                                      | 34.08㎡    | ㉕   |
| S59    | 石垣積み直し（本丸平櫓跡下西面石垣天守寄り）                                 | 30.24㎡    | ⑯   |
| S60    | 石垣積み直し（ " ）  | 31.05㎡    | ⑯   |
| S61    | 石垣積み直し（本丸平櫓跡下西面石垣北側）                                   | 47.00㎡    | ⑰   |
| S62    | 石垣積み直し（ " ）  | 32.03㎡    | ⑰   |
| H1     | 落石防止金属ネットフェンス設置（三の丸鞆櫓跡下石垣・帯曲輪平櫓跡下石垣・同乾櫓跡下石垣）           | 98.80㎡    | ⑱   |
| H2     | 落石防止金属ネットフェンス設置（三の丸四ツ門北多聞跡西面石垣下・同東側石垣南面下及び東面下・東門跡石垣東面） |           | ⑲   |
| H3     | 落石防止フェンス設置（御鐘門跡西側）                                     |           | ⑬   |
| H12～13 | 石垣積み直し（三の丸玉櫓跡周辺石垣）                                     | 69.50㎡    | ⑳   |
| H14    | 石垣積み直し（御鐘門下西面石垣）                                       | 45.00㎡    | ㉑   |
| H19    | 落石防止フェンス設置（坂中門跡石垣）                                     | L15m×H1.5 | ㉒   |
| H22    | 落石防止樹脂ネット設置（四ツ門番所跡下東面石垣）                               |           | ㉑   |
| H25    | 落石防止金属ネット設置（出櫓台下西面石垣）                                  | L80m      | ㉑   |
| H15～27 | 石垣積み直し（出櫓台跡石垣東面・北面・西面）                                 | 210.70㎡   | ㉑   |
| H29    | 金属製落石防護柵設置（山麓一文字門跡石垣）                                  | L17.5m    | ㉑   |

\*表注1 石垣修復等履歴図と併せて、上掲出典内容を担当者が加筆・修正・編集した。また、明らかな間違いと思われる箇所は訂正した。

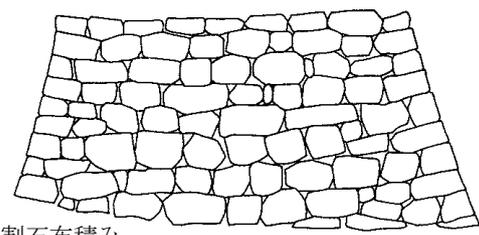
\*表注2 平成5年以降の内容は担当者が追加したが、工事面積には解体分を含めていない。



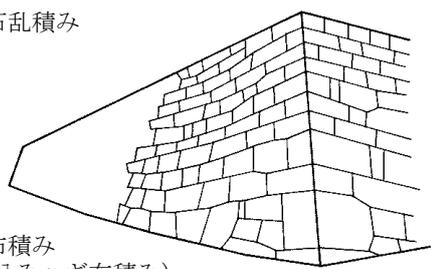
- ①根石
- ②一番角石
- ③二番角石
- ④三角角石
- ⑤角尻石
- ⑥角尻石
- ⑦角脇石
- ⑧角脇石
- ⑨間詰石



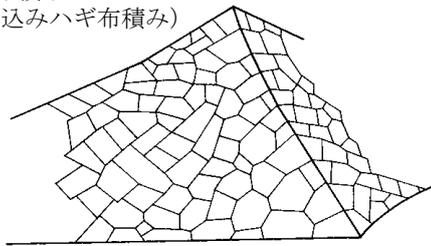
野面石乱積み



割石布積み  
(打ち込みハギ布積み)

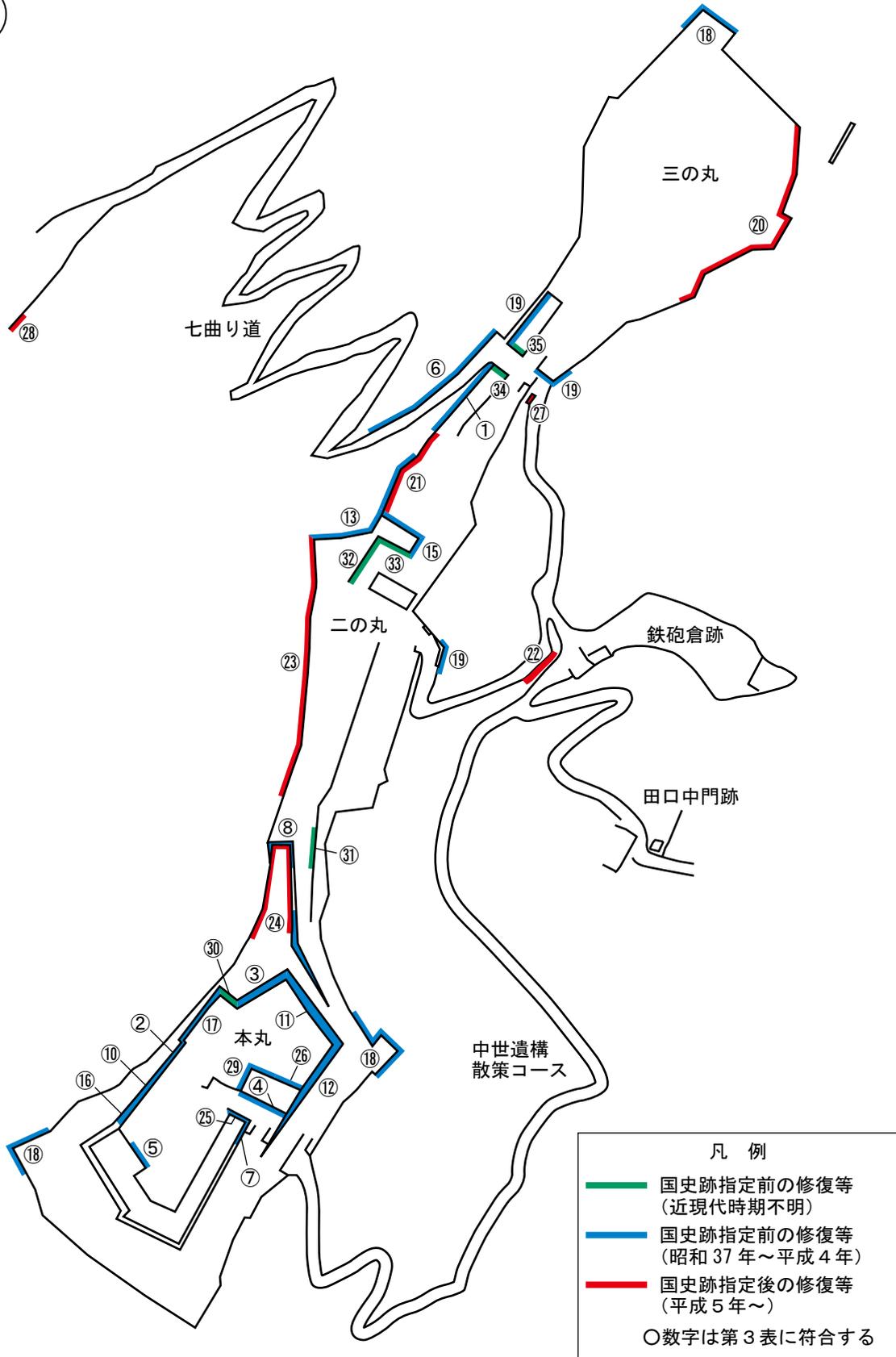


切石布積み  
(切り込みハギ布積み)

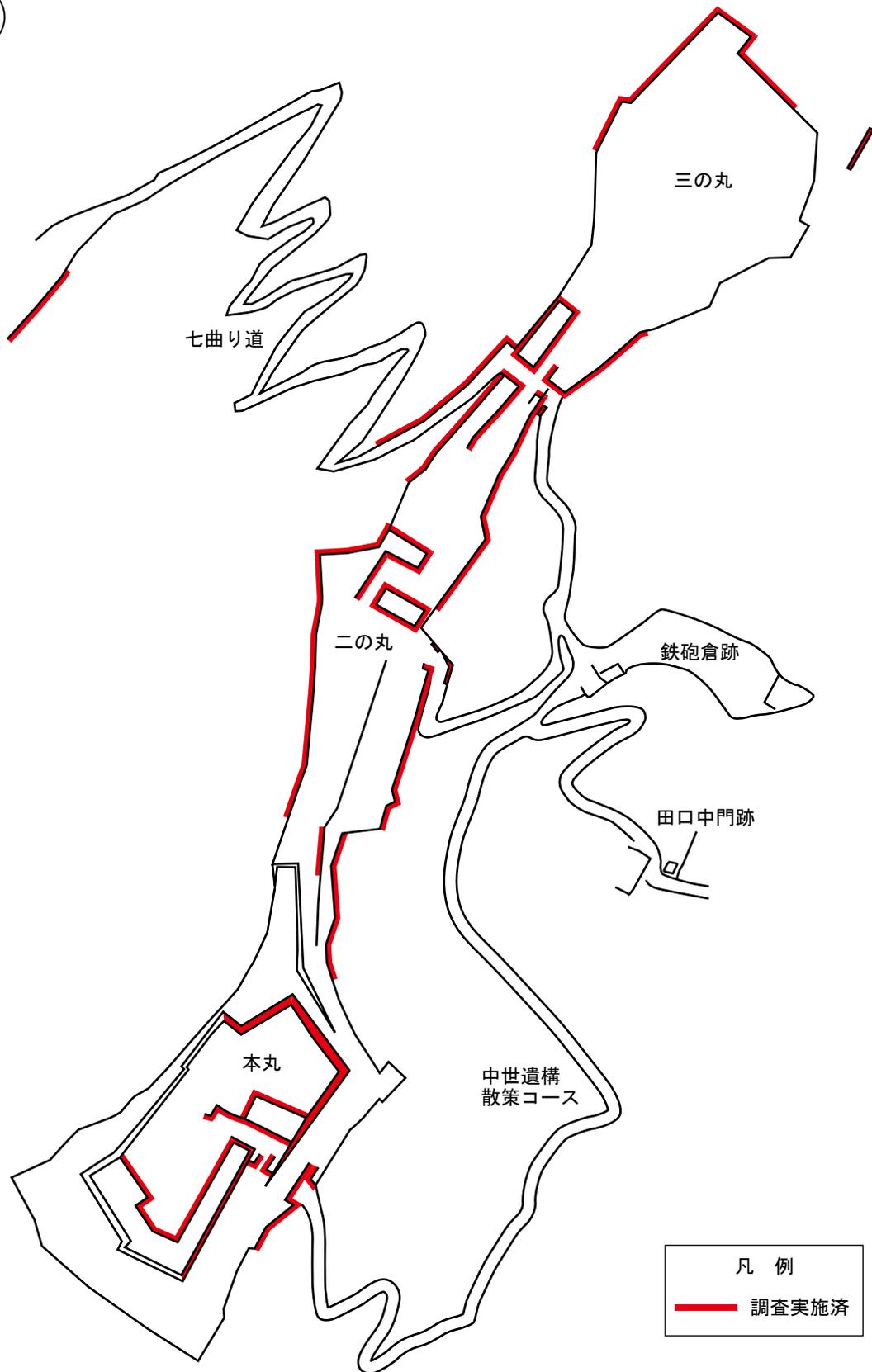


切石谷落とし積み  
(切り込みハギ落とし積み)

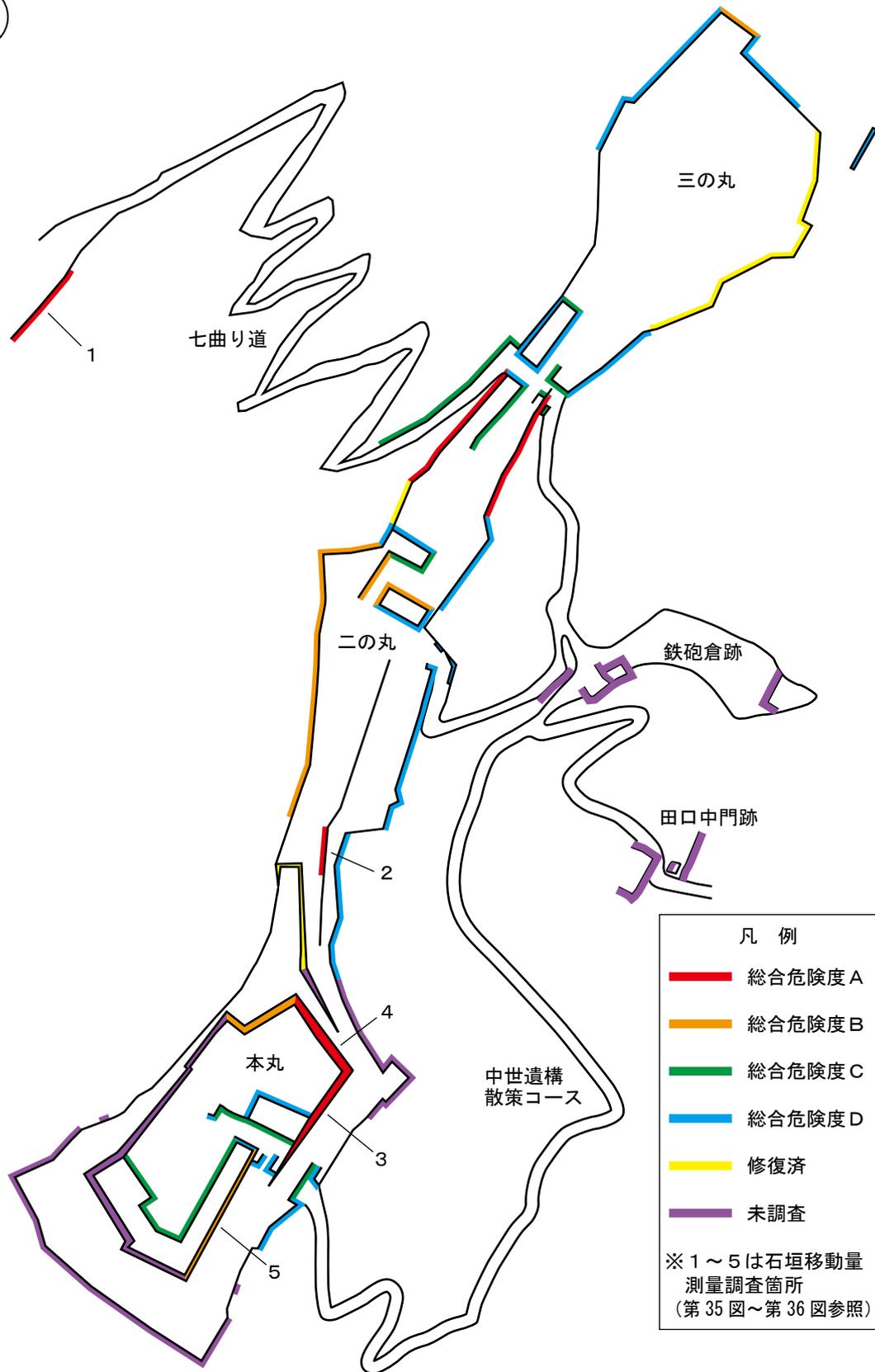
第 31 図 石垣各部の名称と積み方



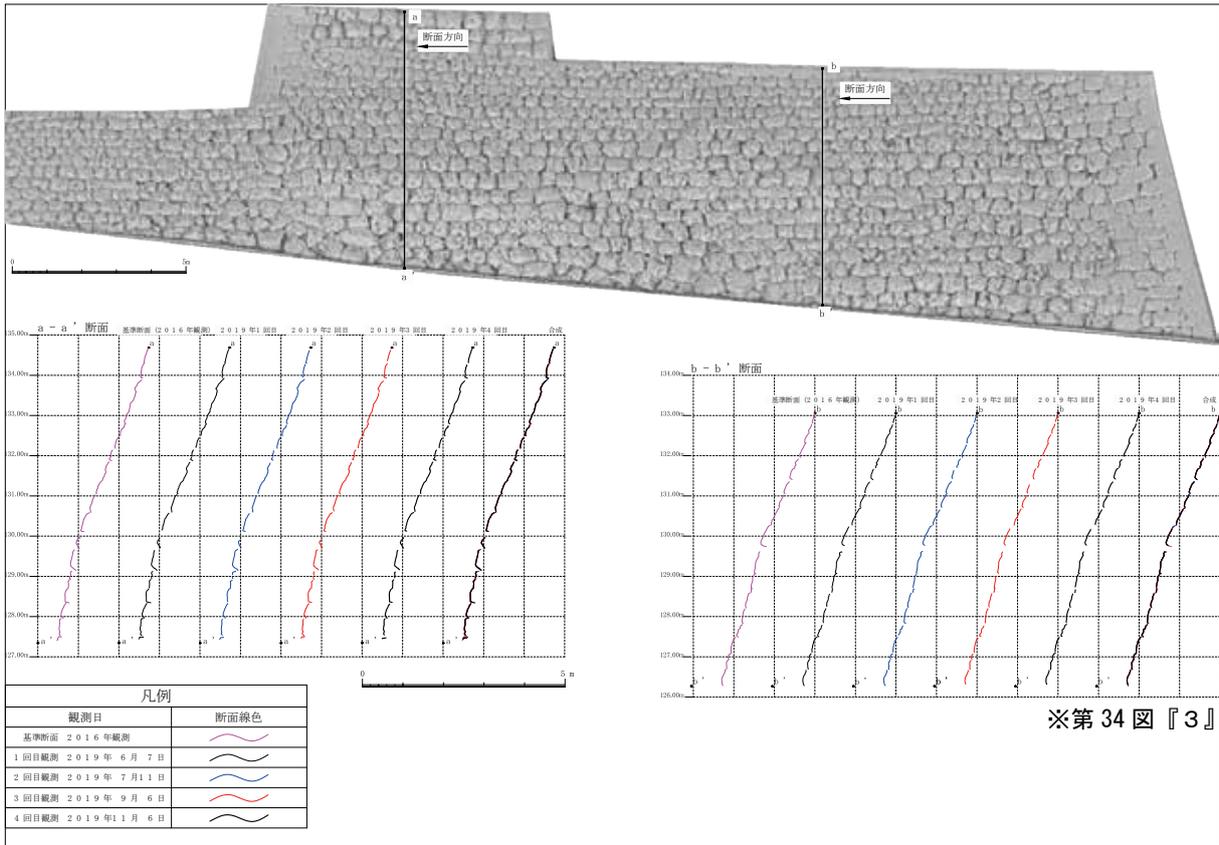
第32図 石垣整備状況図



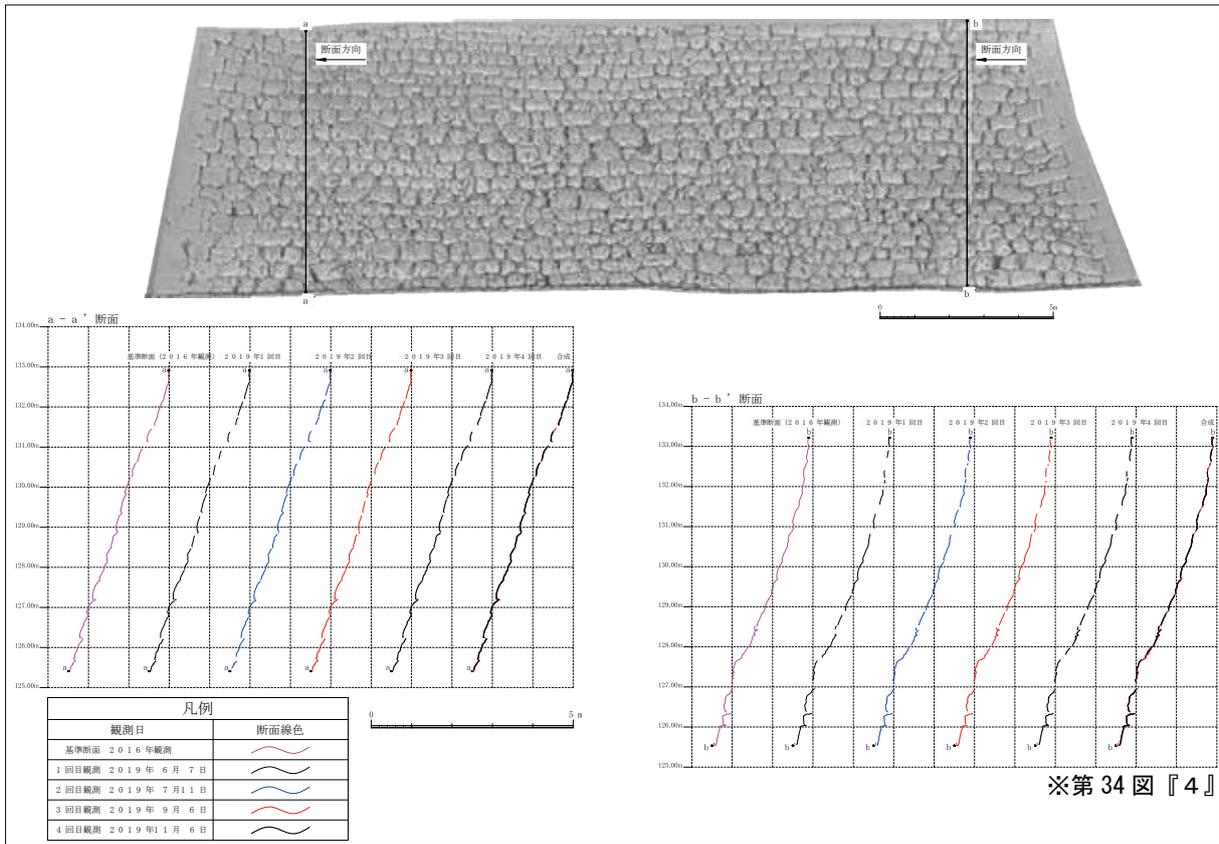
第 33 図 石垣詳細調査実施図



第34図 石垣状態図（危険度）



第 35 図 史跡村上城跡石垣移動量測量調査 本丸跡東面重合図



第 36 図 史跡村上城跡石垣移動量測量調査 本丸跡北東面重合図

### C. 発掘調査の履歴（第 37 図、第 39 図参照）

史跡村上城跡整備基本計画に則り、平成 12 年（2000）から石垣修復工事を中心とした史跡整備事業がこれまで継続実施されてきた。それに伴い、事前の発掘調査も平成 11 年（1999）から随時実施されてきた。ここでは、地区別にその履歴を掲げる。

\*（ ）の数字は第 39 図と符合

#### ア. 本丸

平成 15～27 年（2003～2015）にかけて行われた出櫓台跡（1）石垣修復工事（第 4 表、第 37 図）に伴い、工事により影響が及ぶと思われる箇所の事前調査及び石垣修復に必要なデータ取得を目的とする発掘調査を、出櫓台上面を中心に平成 15～24 年（2003～2012）の間で実施した。調査面積の合計は約 616 m<sup>2</sup>で（第 5 表）、出櫓のものと思われる横並びの 3 個の束石、出櫓に接続する多聞櫓のものと思われる横並びの 5 個の束石もしくは入口の踏石と排水溝 2 条、出櫓及び多聞櫓より時代が遡るものと思われる大小 10 基の岩盤を削り貫いたピットなどの遺構が検出されている（79 頁）。遺物については、たび重なる出櫓台の崩壊と修復が影響してか、出土数は多くない。器種等を判別できるものは唐津系の 25 点程度であり、その時期は 17 世紀初頭から前半頃までで、寛文年間（1661～1672）の松平直矩時代に出櫓が造られたことを想起させる。

平成 26 年（2014）から出櫓台下の黒門跡石垣整備に係る発掘調査を継続実施中であるが（2）、これまでの調査では、崩落土の下から、埋没石垣、埋没階段、黒門のものと思われる 6 個の柱礎石や排水溝 1 条などが検出されている（第 38 図）。

第 5 表 出櫓台跡年別発掘調査面積

| 年  | 15  | 17 | 18 | 19 | 20 | 21  | 22 | 23 | 24 | 合計  |
|----|-----|----|----|----|----|-----|----|----|----|-----|
| 面積 | 200 | 15 | 15 | 20 | 30 | 250 | 38 | 44 | 44 | 616 |

（単位：m<sup>2</sup>）

\*平成 21 年の 250 m<sup>2</sup>には、遺構再評価のために再顕在化させた 15 年調査分の 200 m<sup>2</sup>を含む。

#### イ. 二の丸

平成 13・14 年（2001・02）、御鐘門跡下（3）の石垣修復工事に先行する発掘調査約 75 m<sup>2</sup>を実施。

#### ウ. 三の丸

平成 11 年（1999）、靱櫓跡（4）、玉櫓跡（5）の石垣修復工事に先行する発掘調査約 340 m<sup>2</sup>を実施。靱櫓跡から櫓礎石 4 個、雨落し状敷石帯、玉櫓跡から溝状遺構 2 条を検出。全体で、珠洲・唐津・瀬戸美濃・寛永通宝・和釘など少量検出。

#### エ. 歴史的道

\*曲輪前のアラビア数字は標高を示す。

平成 14・15 年（2002・03）、七曲り道（6）の自然土舗装工事に伴い、32 か所のトレンチを設定し、約 56 m<sup>2</sup>を発掘調査。30 か所のトレンチ山側で地山を削った排水溝と思われる遺構を検出した。

平成 16 年（2004）、遺構解明調査の一環で、崩落土により断絶した臥牛山東側の 109

腰曲輪と104腰曲輪を結ぶ城道を検出するためのトレンチ調査を行った(7)。幅約90cmの堅く閉まった道路状遺構が検出された。また、104腰曲輪の斜面側の端部から、曲輪硬化面を掘り込んだ幅約40cm、深さ約20cmの排水溝状の遺構が検出されていることから、104腰曲輪が居住空間であったことが想定できる。

#### オ. 藩主居館跡

江戸時代後期とされる藩主居館跡絵図である『内藤侯居城全図』と、居館があった現在の城山児童公園との位置関係を把握するため、平成13年(2001)に公園内3か所でトレンチ調査を実施した。想定した全図中の泉水推定付近(8)のGL-60cmから実際に取水口と思われる2列の配石遺構を検出した。

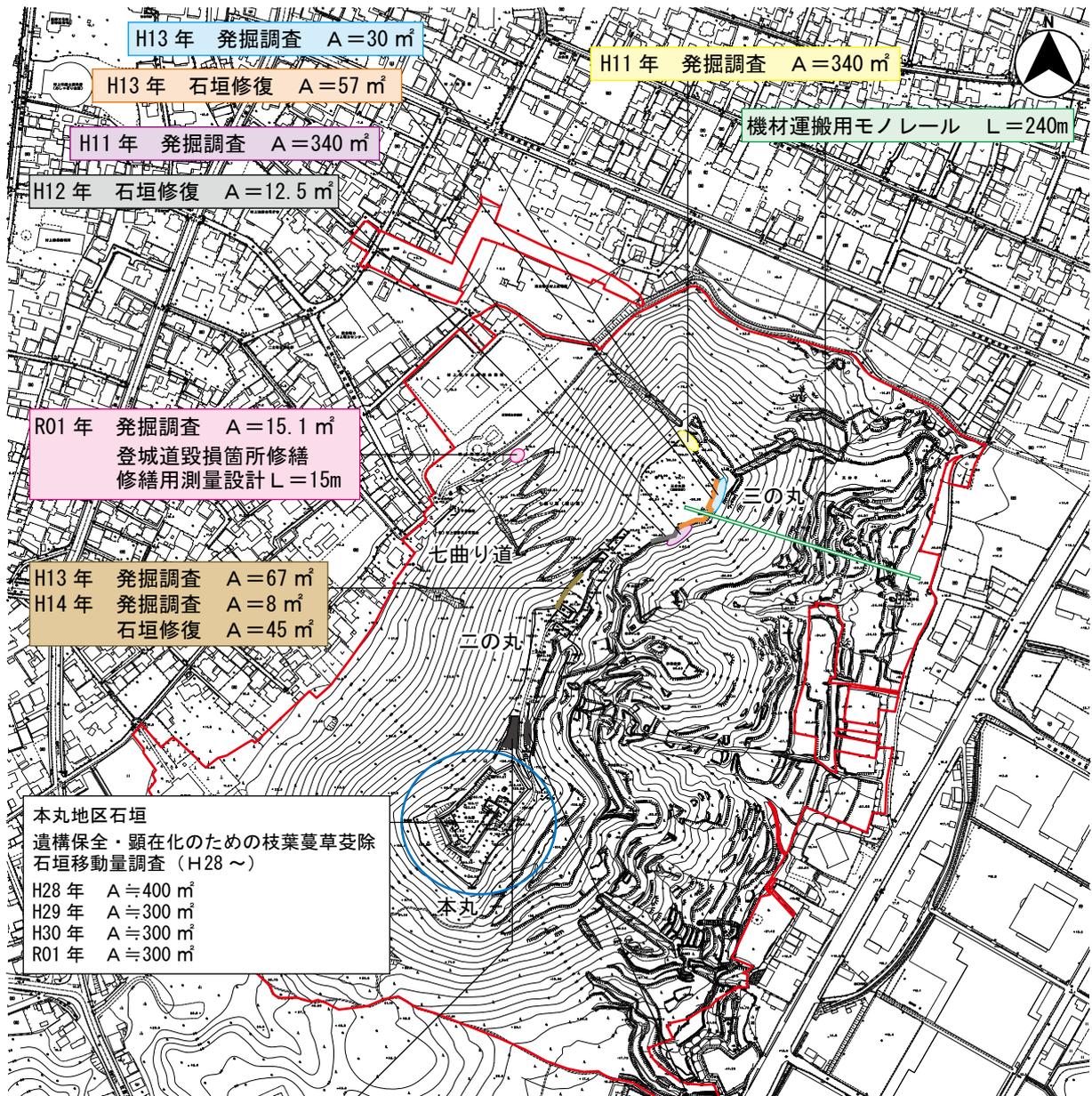
同じ目的で、平成16年(2004)、やはり居館跡である公園隣接の県立村上桜ヶ丘高校農業実習地でトレンチ調査を実施した(9)。想定した居館建物軸線に沿うように設定した十字トレンチからは、上記実習地以前、昭和27~46年(1952~1971)まで同地に存在した新潟県森林研究所のものと思われるコンクリート基礎や土層の攪乱が随所で見つかっただけで、全図に描かれた居館に係る遺構は検出されなかった。しかし、トレンチの一部のGL-136cmほどの深さから、軸線と筋かいに交わって2列に向かい合う近世遺物を伴う泉水関連と思われる石列が検出されている。平成13年(2001)とは別位置の、より深い場所から泉水関連と思われる遺構の検出により、全図以前の居館の存在が想定された。これは、藩主居館についても建替えが行われていた可能性を示すものである。

#### カ. 下渡門跡

平成16年(2004)、遺構解明調査の一環で、下渡門付随の土塁と堀(10)の旧状を把握するためにトレンチ調査を行った。調査の結果、土塁上部の削平と、調査以前は分からなかった、削平部分に大量に投棄、盛られたコンクリート廃材などを含む瓦礫層、堀底部(旧河床)と堀底堆積層、その上に、やはり投棄された厚い瓦礫堆積層などが新たに確認できた。

### (4) 村上城下の概要

村上城と城下の様子を伝える最古の絵画史料は、慶長2年(1597)制作と伝えられる「越後国瀬波郡絵図」(54頁)と思われる。慶長2年は、上杉景勝の会津転封により、村上頼勝が9万石で村上に入る前年にあたり、惣無事令違反により本庄繁長が除封され、大国実頼の支配地となり、その配下の春日元忠が城代として赴任していた時期にあたる。瀬波郡絵図は該期の上杉氏による領内の検地の一環で制作されたものである。絵図中の臥牛山西側山麓に、城下町の萌芽を看取できる。まず、臥牛山に最も近い場所に、他の建物と差別化された漆喰を思わせる白壁の建物が5棟描かれている。城主の屋敷や政庁ではないかと思われる。それを取り囲むように、道をはさみ、いずれも茅葺屋根と板壁風の家々が数多く描かれており、「村上町式百五拾式間(軒)」とある。堀や土塁は描かれておらず、城下の門も簡単な冠木門であるが、これらがやがて、本丸(藩主居館)、二ノ丸、三ノ丸へと発展していくものと思われる。



出櫓台跡石垣修復年度

| 年度  | 工種   | 工事規模   | 発掘調査規模                 |
|-----|------|--|------------------------|
| H15 | 石垣修復 | A=62.4 m <sup>2</sup> (解体)                               | A=260.0 m <sup>2</sup> |
| H16 | 石垣修復 | A=48.3 m <sup>2</sup> (解体)                               |                        |
| H17 | 石垣修復 | A=8.9 m <sup>2</sup> (解体), A=17.1 m <sup>2</sup> (積直)    | A=15.0 m <sup>2</sup>  |
| H18 | 石垣修復 | A=6.3 m <sup>2</sup> (解体), A=43.0 m <sup>2</sup> (積直)    | A=15.0 m <sup>2</sup>  |
| H19 | 石垣修復 | A=40.0 m <sup>2</sup> (積直)                               | A=20.0 m <sup>2</sup>  |
| H20 | 石垣修復 | A=43.0 m <sup>2</sup> (解体), A=28.0 m <sup>2</sup> (積直)   | A=30.0 m <sup>2</sup>  |
| H21 | 石垣修復 | A=31.8 m <sup>2</sup> (解体), A=12.6 m <sup>2</sup> (積直)   | A=250.0 m <sup>2</sup> |
| H22 | 石垣修復 | A=30.1 m <sup>2</sup> (解体)                               | A=36.0 m <sup>2</sup>  |
| H23 | 石垣修復 | A=22.1 m <sup>2</sup> (仮積解体), A=24.3 m <sup>2</sup> (積直) | A=32.0 m <sup>2</sup>  |
| H24 | 石垣修復 | A=22.7 m <sup>2</sup> (積直)                               | A=3.8 m <sup>2</sup>   |
| H25 | 石垣修復 | A=3.0 m <sup>2</sup> (解体), A=11.0 m <sup>2</sup> (積直)    |                        |
| H26 | 石垣修復 | A=6.6 m <sup>2</sup> (解体), A=9.4 m <sup>2</sup> (積直)     |                        |
| H27 | 石垣修復 | A=4.0 m <sup>2</sup> (積直), A=670 m <sup>2</sup> (上面整備)   |                        |

| 黒門跡  |   |
|------|---|
| H26年 | 発掘調査 A=36 m <sup>2</sup>                            |
| H27年 | 発掘調査 A=30 m <sup>2</sup>                            |
| H28年 | 仮設工 L≒300m<br>発掘調査 A≒34 m <sup>2</sup>              |
| H29年 | 発掘調査等 A≒70<br>石垣整備準備工<br>遺構写真測量図化                   |
| H30年 | 発掘調査等 A≒60 m <sup>2</sup><br>石垣整備準備工等               |
| R01年 | 発掘調査等 A≒36/250 m <sup>2</sup><br>石垣修復工事詳細設計 (L=15m) |

第 37 図 全体整備状況図



出櫓台発掘調査状況  
 (岩盤ピット・溝・東石等を検出)



出櫓台跡検出遺構  
 (岩盤ピット)

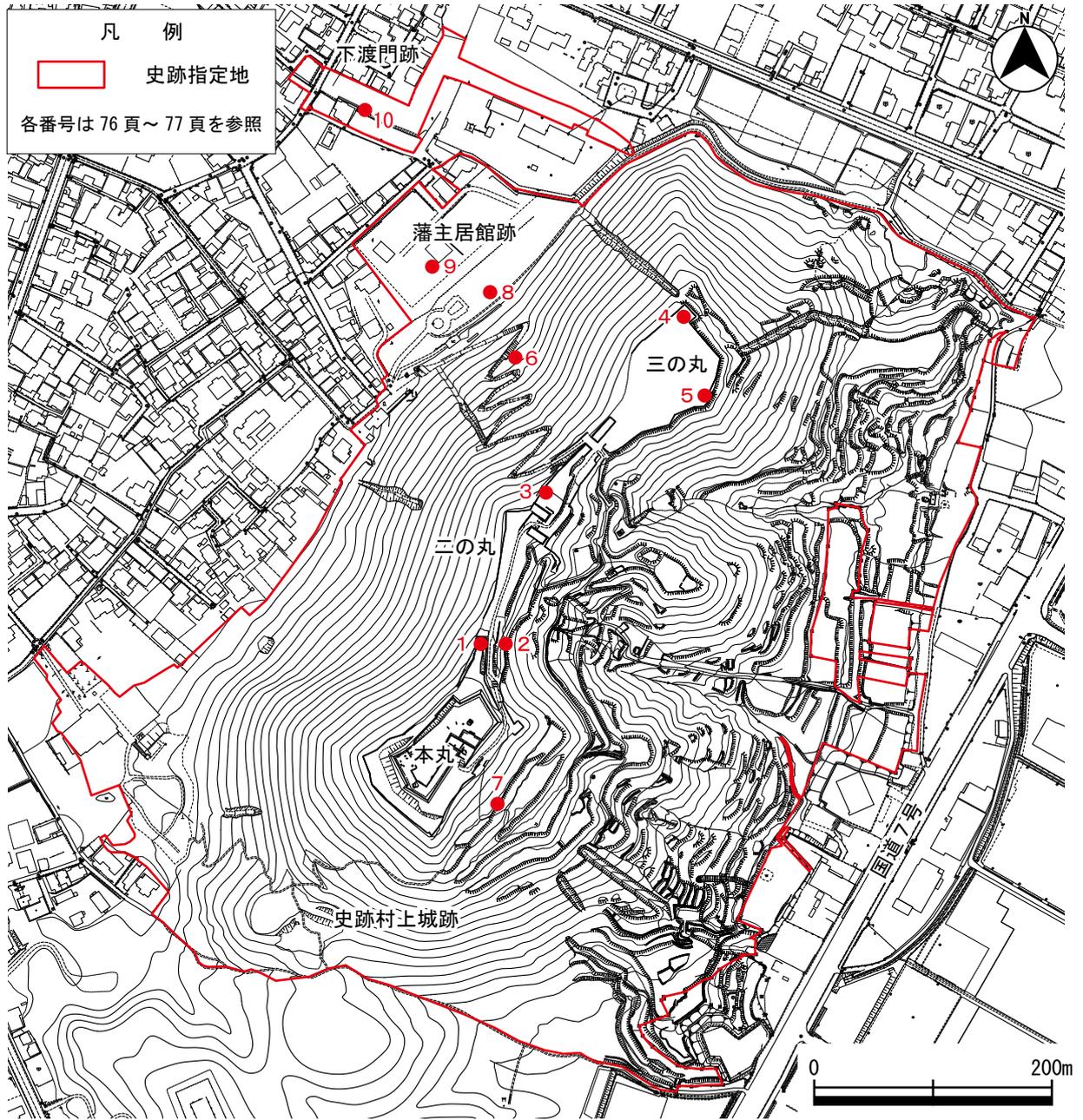


黒門跡検出遺構  
 (雁木・門礎石・根固め石等)



【凡例】

|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|--|------|--|---------------|--|---------|--|------------------|--|------------------|
|  | 根石   |  | 築石            |  | 根石隠れ線   |  | 根石隠れ線 (動いた可能性あり) |  | 築石隠れ線 (動いた可能性あり) |
|  | 根石   |  | 築石 (動いた可能性あり) |  | 石隠れ線    |  | 根石隠れ線 (動いた可能性あり) |  | 築石隠れ線 (動いた可能性あり) |
|  | 礎石   |  | その他の石         |  | トレンチ上端  |  | 石・土 境界線          |  | 深掘り範囲            |
|  | のみ加工 |  | 同一個体を示す       |  | 推定線     |  | トレンチ下端           |  | 等高線(主曲線)         |
|  |      |  |               |  | コンクリート  |  | 等高線(計曲線)         |  | 土囊               |
|  |      |  |               |  | グリッドトンボ |  | 木                |  | セクションポイント        |
|  |      |  |               |  |         |  | 調査基線杭            |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |
|  |      |  |               |  |         |  |                  |  |                  |



第 39 図 発掘調査履歴図

越後国から上杉家が去ると、村上城には、村上家、堀家、本多家、松平家（越前）、榊原家、本多家、松平家（大河内）、間部家、内藤家と9家が目まぐるしく入れ替わる。榊原家までの江戸時代前半は、石高の増加に伴う家臣数の増加によって、村上城下は、徐々に大きくなっていく。

まず、慶長3年（1598）～元和3年（1617）は村上氏の治世であるが、当時の史料の『村上忠勝分限帳』に「二ノ丸衆」「三ノ丸衆」「新丸衆」「飯野衆」の記載があることから、二ノ丸曲輪、三ノ丸曲輪、新町曲輪、それに飯野には武家屋敷が形成されていたことが窺える。また、村上城主歴代譜に「田口」に住む家臣名が見えることから、「田口曲輪」もあるいは存在していたのかも知れない。同史料によれば、三ノ丸、表・裏両新町、大手筋に堀が開削されたのもこの時代であったという。とりわけ、城下の二ノ丸曲輪、三ノ丸曲輪は、現在よりも臥牛山側を流れていたとされる三面川の河岸段丘の崖を巧みに利用した堀敷と土居敷による曲輪の縄張りであった。したがって、最も山麓側の二ノ丸曲輪が高位に立地し、三ノ丸曲輪、大手門外側の町人町へと移るに連れて下降していった。標高は、城下の曲輪の最高位である藩主居館跡の城山児童公園付近で13.2m、三ノ丸曲輪内の村上市役所で10.7m、三ノ丸曲輪下の庄内町付近で7.0mである。

次に、元和4年（1618）～寛永19年（1642）の堀氏10万石時代であるが、この時代の城下の様子については、「元和年間 越後村上城図」（55頁）が好史料となる。この頃には、堀と土塁とで、本丸（藩主居館）、二ノ丸曲輪、三ノ丸曲輪、新町曲輪、田口曲輪が整然と区画され、惣堀も完成していることが分かる。また、城下の北縁には、足軽町も形成されていて、大町、小町、シヲ町（塩町）、長井町、あら町（安良町）、小国町、かち町（鍛冶町）、肴町、片町、窪田町（久保多町）といった、現代と同じ町名の記載も見られる。すなわち、現在の村上市街地の原型は、この頃に出来上がっていたものと考えてよい。更に、石垣などは描かれていないが、各曲輪に付随した門も確認できる。主要道としては、江戸へ向かう瀬波口、庄内へ向かう山辺里口、米沢へ向かう牛沢口なども明記されている。寛永12年（1635）の『村上惣町並銘々軒付之帳』では、19町652軒となっている。

最後に、村上藩の石高が15万石と最大になる、寛文7年（1667）～宝永元年（1704）の榊原家の城下の様子を、榊原時代「村上城下絵図」で見ると、10万石から15万石という家臣数の増加で、武家屋敷が不足したことから、飯野の南側に「駒込町」、新町曲輪の北側に「堀片町」、その更に北側に「与力町」という新たな武家町が形成されていたことが分かる。堀片町は、それまでの35軒の町人町の住人を移転させ、武家町としたものである。与力町は、それまでは足軽町であり、その住人達は久保多町の北側や仲間町などの外郭へ移転させられたものと思われる。『榊原家分限帳』では、武士573人、足軽732人、中間385人となっている。榊原家分限帳は非常に詳細で、侍の居住地も記されており、当時の城下の様子を知るうえで貴重である。第6表は、分限帳による当時の石高と居住地の関係を、判明している範囲でまとめたものである。二ノ丸曲輪（現在の二之町）には、1000～3000石取り以上の家老や中老、500～1000石取り以上の組頭などの大身の屋敷が入り三ノ丸曲輪（現在の三之町）には、2400石取りの大名格、500～2000石取り以上の家老、600～1000石取りの組頭、400～800石取り物頭など中級～大身の屋敷が入る。表・裏両新町曲輪（現在の新

町)には、500石～1000石取り以上の家老、中老、組頭の屋敷が比較的多く入り、そのほか、300～500石取り程度の物頭、200～300石取り程度の奉行職、母衣役などの中級身分の屋敷が多い。飯野（現在の飯野二丁目周辺）や光徳寺周辺の羽黒（現在の羽黒口周辺）は、100～300石取り程度の中下級武士が多く、与力町（現在の杉原、庄内町など）や片町、駒込町（現在の飯野一丁目、二丁目周辺）などは、200石未満、100石未満などの下級武士も多い。

第6表 「榊原家分限帳」に見る榊原家15万石家臣団構成（旧村上城下）

|           | 二ノ丸 | 三ノ丸 | 新町 | 飯野 | 田口 | 片町 | 羽黒 | 与力町 | 駒込町 | 堀片 |
|-----------|-----|-----|----|----|----|----|----|-----|-----|----|
| 3000石以上   | 1   | 3   |    |    |    |    |    |     |     |    |
| 2000～2999 |     | 1   |    |    |    |    |    |     |     |    |
| 1000～1999 | 6   | 4   | 2  |    |    |    |    |     |     |    |
| 500～999   | 3   | 11  | 3  | 4  |    |    | 1  |     |     |    |
| 300～499   |     | 1   | 26 | 11 | 1  | 4  | 5  | 1   |     |    |
| 200～299   |     | 2   | 14 | 25 | 3  | 2  | 8  | 6   | 7   | 1  |
| 100～199   |     |     | 9  | 17 | 4  | 7  | 6  | 13  | 5   |    |
| 100石未満    |     |     | 1  |    |    |    |    | 3   |     |    |

\*数字は榊原家分限帳記載の居住地ごとの藩士数（人）

なお、榊原家以後の、本多家、松平家、間部家、内藤家の時代は、石高の減少に伴い、城下の規模も縮小された。「明治初年城下絵図（内藤侯治城明治維新時代村上地図）」（58頁）では、駒込町は訓練場や空地となっており、与力町にもやはり空地が広がっている。田口周辺の曲輪のほとんどは使用されていなかったようである。

慶応4年（1868）1月に勃発した戊辰戦争では、村上藩は奥羽越列藩同盟に加わるものの、同年8月には北上する新政府軍に村上城を占拠されて降伏、家老鳥居三十郎らの抗戦派は本丸御殿に火を放ち、庄内方面へと退却、抵抗を試みるが、9月には投降した。このため、藩主居館は失われたものの、山上の城郭や城下は戦禍を免れている。

明治19年（1886）、曲輪内の旧武家町に相当する二之町、三之町、新町、堀片町、飯野町から成る「村上本町」、大町、小町、庄内町など20の旧町人町からなる「村上町」がそれぞれ誕生し、昭和21年（1946）の両町の合併まで併存することとなる。

それまで残存していた村上城の山上の門や櫓などの建物などは明治5年（1872）から競売にかけられ、城下に存在した16か所の門や4か所の枡形なども、順次取り払われ、跡地は民間に払い下げられてゆき、明治8・9年（1875・76）頃までには、姿を消してしまったという。また、不用となった石垣は、明治15・16年（1882・83）頃に、荒川や三面川の船渡し場や、村上から岩船方面の間に点在した木橋の石橋への架け替え工事などの材料に供されたという（『村上市史さん資料第1号』村上市教育委員会1985）。

さらに、5km以上の総延長を有した城下の堀も、次第に、宅地、耕地、道路用地などに

埋められて姿を消してゆき、残された堀も、村上市が剣道会場に指定された昭和 39 年（1964）の第 19 回国民体育大会開催に向け、悪臭などの環境問題などから、昭和 36・37 年（1961・62）から、行政主導で急ピッチに埋め立てられていった。現在、唯一、下渡門跡に石垣と堀跡の一部が残っている（第 54 図）。

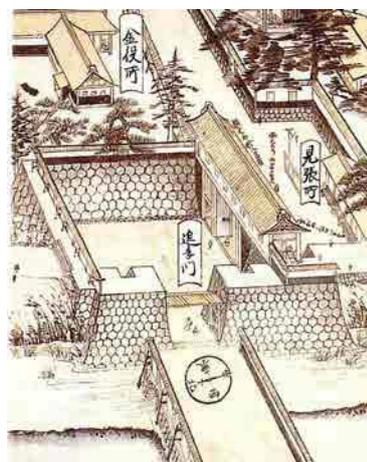
街路については、旧城下での位置と幅員を維持するものが僅かに残っており、食い違い、鉤の手、丁字路なども散見できる。現在も、市道に「御作事線」「牢屋敷線」「与力町線」などといった旧城下を髣髴とさせる名称が残る。



庄内町の「食い違い」の名残り（第 60 図参照）



城内と城外を隔てた大手門の「枡形」と「鉤の手」の現在（奥が城内側）（第 60 図参照）



絵図に描かれた大手門（追手門）  
「明治元年（1868）村上城城門絵図」

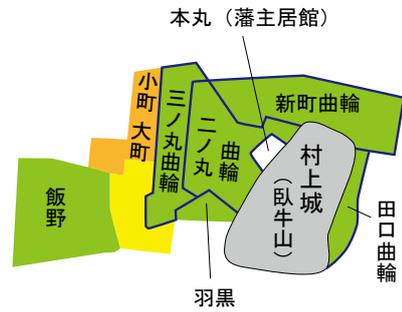


本丸跡上空から見た旧城下（空撮） 正面は日本海、右側の河川は三面川

① 大國但馬守実頼領時代・瀬波郡絵図  
天正18年(1590)～慶長3年(1598)

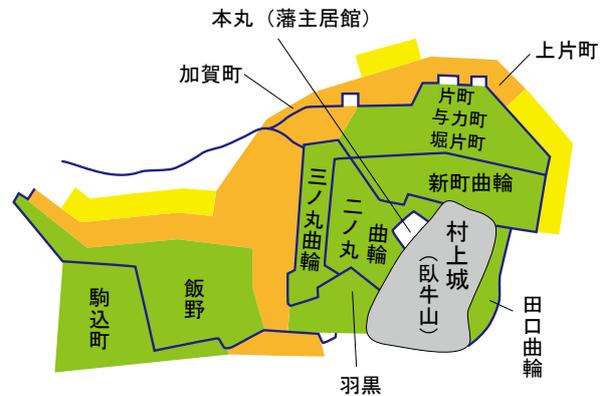
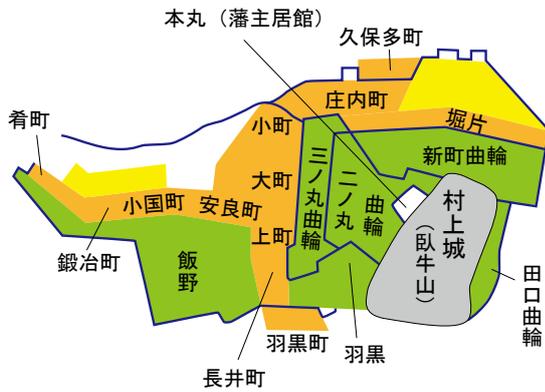


② 村上氏時代 9万石  
慶長3年(1598)～元和4年(1618)



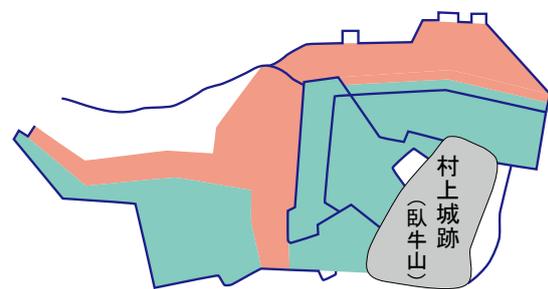
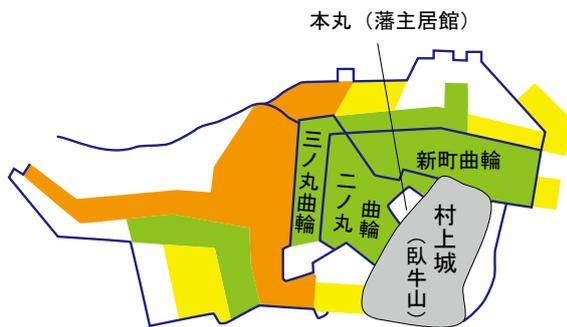
③ 堀氏時代 10万石  
元和4年(1618)～寛永19年(1642)

④ 榊原氏時代 15万石  
寛文7年(1667)～宝永元年(1704)



⑤ 内藤氏時代 5万90石  
享保5年(1720)～明治2年(1869)

⑥ 明治時代  
明治2年(1869)～明治45年(1912)

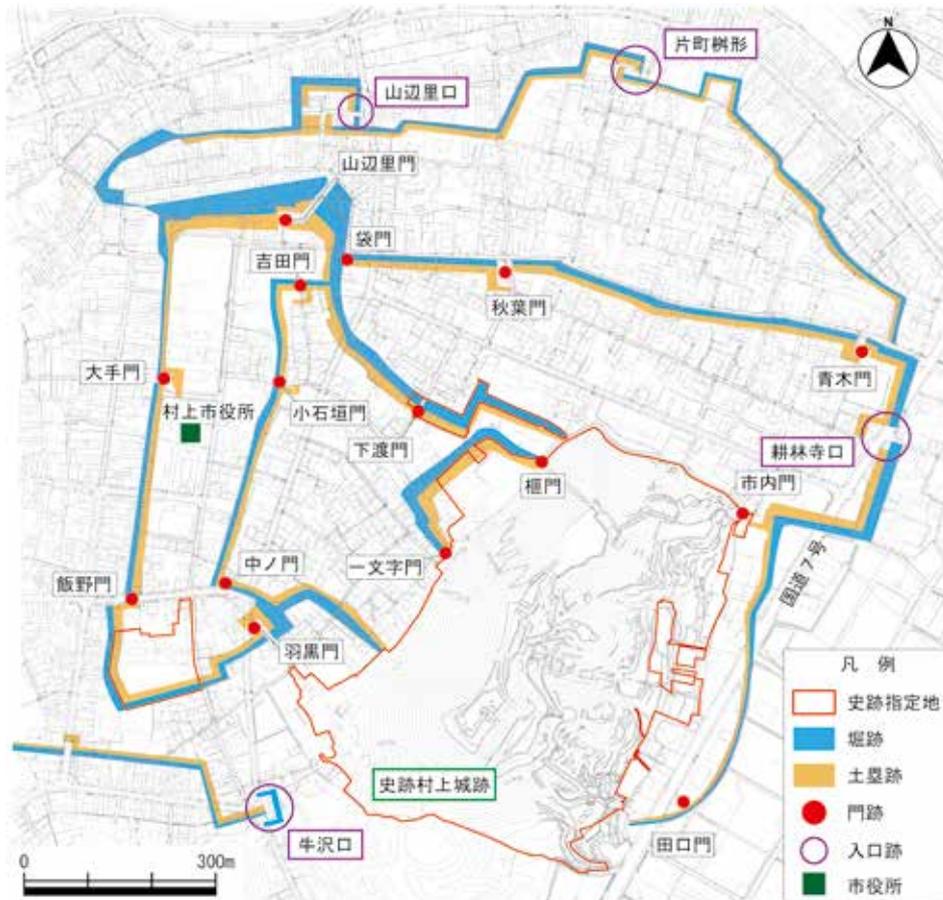


■ 武家町 ■ 町人町  
■ 足軽町 ■ 堀(河川)

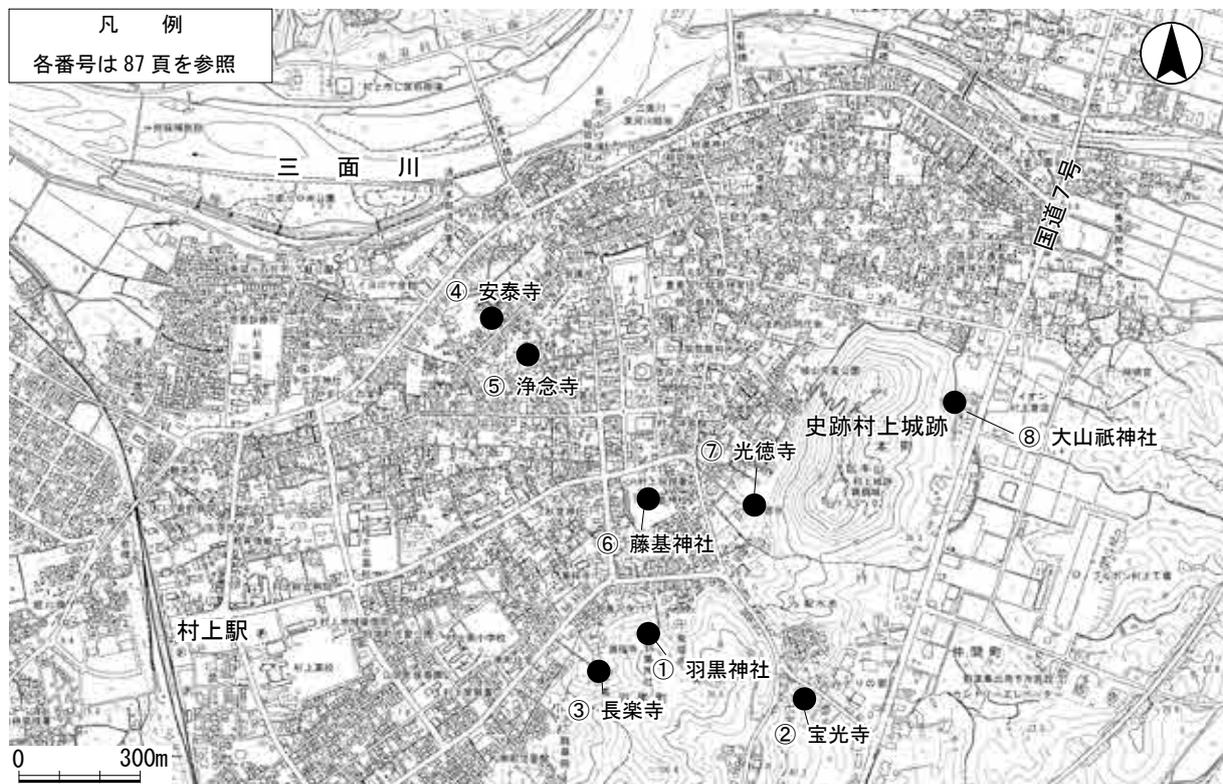
■ 村上本町(旧武家町)  
■ 村上町(旧町人町)

※①～⑤の変遷図

第40図 城下の変遷図



第 41 図 村上城下の門位置図



第 42 図 村上城跡関連寺社位置図

現在の旧城下には、本庄氏や村上藩ゆかりの多くの寺社が現存する。その一部を掲げる。

第7表 村上城跡関連寺社一覧表

|                        |  |
|------------------------|--|
| <p>①羽黒神社<br/>(羽黒町)</p> | <p>西奈彌羽黒神社 寛永10年(1633)、村上藩主堀直奇のとき、臥牛山の南西中腹から現在の場所に遷された。歴代村上藩主の信仰も厚く、復元された「西奈弥羽黒神社境内摂社神明宮本殿」は新潟県指定文化財であり、羽黒神社に宛てた「村上忠勝寄進状」「村上吉兵衛書状」がそれぞれ市指定文化財となっている。国指定重要無形民俗文化財である「村上祭の屋台行事」の原型の羽黒神社の祭礼は、城下への遷宮が起源と考えられている。7月7日(旧暦6月7日)の村上祭である。なお、臥牛山の羽黒神社跡は元羽黒と言われている。</p> |
| <p>②宝光寺<br/>(羽黒町)</p>  | <p>曹洞宗 内藤信輝火葬の地で、村上藩家老鳥居三十郎ほか村上藩士の墓が多い。</p>  |
| <p>③長楽寺<br/>(羽黒町)</p>  | <p>曹洞宗 本庄繁長開基による。福島市の長楽寺には移封後の繁長が葬られており、木像が安置される。</p>  |
| <p>④安泰寺(塩町)</p>        | <p>臨済宗 内藤家と共に享保5年(1720)、奥州棚倉から村上に移る。幕末の内藤家の抗戦派家老であった鳥居三十郎自裁の寺</p>  |
| <p>⑤浄念寺<br/>(寺町)</p>   | <p>浄土宗 間部家菩提寺 前身は松平(直矩)家家中寺の森岸寺、榊原家菩提寺浄土宗泰叟寺である。文化15年(1818)建立の土蔵造りの「浄念寺本堂」は国の重要文化財、「間部詮房座像」「間部詮房御霊屋」「間部詮房御霊屋御門」「間部詮房墓碑」「間部詮房位牌」は市指定文化財となっている。</p>  |
| <p>⑥藤基神社<br/>(三之町)</p> | <p>家祖内藤信成を祀る。嘉永2年(1849)、内藤信親のとき内藤家上屋敷から現在の地に分祀する。境内の「種川碑」「鳥居三十郎碑」「村上藩士殉難碑」「藤基神社社殿」「旧村上城石垣・階段」などが市指定文化財となっている。史跡指定地</p>   |
| <p>⑦光徳寺<br/>(羽黒口)</p>  | <p>浄土宗 内藤家菩提寺 前身は堀家菩提寺の曹洞宗英林寺、松平(直矩)家菩提寺の曹洞宗孝顕寺、榊原家家中寺の曹洞宗瑞峰寺で、松平(輝貞)家では天台宗天休院と称した。「歴代内藤侯墓碑」「堀丹後守直奇侯顕彰墓碑」「榊原孫七郎墓碑」が市指定文化財となっている。常照山 史跡指定地</p>  |
| <p>⑧大山祇神社<br/>(田口)</p> | <p>山の神である大山祇大神を祭神とする。明治32年(1899)、地元の崇敬者により福島県西会津町野沢の大山祇神社から神符を受けた社殿が建立された。現在のものは、昭和32年(1957)の再建である。9日、19日、29日が月参りで、今も参詣者が絶えない。社殿の縁の下には、江戸時代後半に付近で見つかったといわれる「山神」と刻まれた大石が存在する。史跡指定地</p>  |

\*第42、45、46図参照

第8表 村上城跡略年表

| 年 代         | 出 来 事  |
|-------------|--|
| 永正4年(1507)  | 10月. 永正の乱、 <b>本庄時長</b> の本庄城(村上城)落城。                            |
| 天文8年(1539)  | 11月. 中条藤資・伊達植宗が本庄城を急襲、 <b>本庄房長</b> は出羽に逃れる。のち、房長弟、小川資長が本庄城を占拠。 |
| 天文20年(1551) | 8月. <b>本庄繁長</b> 、小川資長を誅して本庄城を奪回、帰城。                            |
| 永禄11年(1568) | 本庄繁長、村上城で上杉輝虎(謙信)と対峙、籠城。翌年、講和。                                 |
| 天正18年(1590) | 本庄繁長、私戦禁止令違反により改易 大国実頼代官 <b>春日元忠</b> が村上入城。                    |
| 慶長2年(1597)  | 『瀬波郡絵図』に「村上やうがい」として村上城が描かれる。                                   |
| 慶長3年(1598)  | 4月. <b>村上頼勝</b> が加賀小松より9万石で入り、近世城郭としての村上城の改良に着手。               |
| 元和4年(1618)  | 4月. <b>堀直奇</b> が越後長岡より10万石で入る。                                 |
| 元和6年(1620)  | 1月. 直奇、城下の惣堀の開削、石垣構築に着手。                                       |
| 正保元年(1644)  | 1月. <b>本多忠義</b> が遠江掛川より10万石で入封。                                |
| 慶安2年(1649)  | 6月. <b>松平直矩</b> が播磨姫路より15万石で入封 村上藩の石高が最大となる。                   |
| 寛文2年(1662)  | 7月. 幕府に村上城普請許可を願い出る。   |
| 寛文3年(1663)  | 11月. 新たな三層天守櫓が建てられる。このほかに山頂の地形が3尺削られるなど、村上城の大規模な改変が行われる。       |
| 寛文7年(1667)  | 6月. <b>榊原政倫</b> が播磨姫路より15万石で入封。10月、落雷火災により三階天守櫓、多聞櫓などが焼失。      |
| 宝永元年(1704)  | 5月. <b>本多忠孝</b> が播磨姫路より15万石で入封。                                |
| 宝永6年(1709)  | 9月. 忠孝死去。分家の <b>本多忠隆</b> (忠良)が名跡を継ぐも、5万石となる。                   |
| 宝永7年(1710)  | 5月. <b>松平輝貞</b> が上野高崎より7万2千石で入封。                               |
| 正徳元年(1711)  | 3月. 村上城の規模の調査が開始され、『村上御城廓』が作成される。                              |
| 享保2年(1717)  | 2月. 輝貞、本丸櫓橋を修理。6月. <b>間部詮房</b> が上野高崎より5万石で入封。豪雨により城門石垣崩壊。      |
| 享保3年(1718)  | 5月. 落雷火災により鐘櫓が焼失する。  |
| 享保5年(1720)  | 9月. <b>内藤弑信</b> が河内大連より5万90石で入封 その後、幕末まで内藤家の治世が続く。             |
| 寛延2年(1749)  | 5月. 城下の吉田門が破損。   |
| 安永7年(1778)  | 3月. 光徳寺から出火 藩主居館の三重櫓、刎橋門などが延焼。                                 |
| 慶応4年(1868)  | 5月. 奥羽越列藩同盟に加盟 8月. 本丸御殿焼失、新政府軍に降伏。                             |
| 明治3年(1870)  | 12月. <b>内藤信美</b> 、村上城放棄を建言。                                    |
| 明治5年(1872)  | 4月. 村上城郭内の建物・立木・武具等の入札が告示される。                                  |
| 明治6年(1873)  | 1月. 本丸辰巳櫓が焼失。  |
| 明治8年(1875)  | お城山(臥牛山)が、嘆願により旧村上士族の共有財産となる。                                  |
| 昭和17年(1942) | 米軍機の襲来に備え、山上本丸跡に監視哨が設置される。                                     |
| 昭和32年(1957) | 2月. 新潟県の史跡指定を受ける。  |
| 昭和39年(1964) | 6月. 新潟地震発生、石垣の一部が崩壊する。   |
| 昭和46年(1971) | 9月. 集中豪雨で出櫓台跡石垣の一部が崩壊する。                                       |
| 昭和60年(1985) | 5月. 市制施行30周年(旧村上市)により、臥牛山頂に一夜城が設けられ、4日間ライトアップされる。              |
| 平成5年(1993)  | 6月. 国の史跡指定を受ける。  |

### 3. 一般財団法人村上城跡保存育英会について（第9表参照）

#### （1）村上鮭産育養所の結成

現在の村上城跡の国史跡指定範囲は、300,736.78㎡である。そのうち、一般財団法人村上城跡保存育英会所有地は249,134.91㎡で、史跡全体の約83%を占める。山麓の城正面の登城道である七曲り道入口近くに事務所があり、現在は、草刈りや清掃などの環境整備のほか、城跡に関する普及活動を随時行っている。その沿革について一項を設ける。

徳川幕府が倒れ、村上藩では、内藤家9代の信美が、明治2年（1869）の版籍奉還、明治4年（1871）の廃藩置県を迎え、それまでの藩有地は官有地となった。当然、それまで、最盛期は数千両ともいわれた三面川特産の鮭がもたらす運上金により、村上藩の大きな財源となっていた三面川も官有となり、漁業権の落札により得られる利益も、新政府のものとなっていた。しかし、当時、家禄奉還によって困窮していた旧藩士たちは、再び鮭に活路を求め、資金を醸出し、明治5年（1872）以降、有償で国から河川を借り受けるかたちで漁業権を獲得する。明治11年（1878）には鮭の人工孵化事業が開始され、明治15年（1882）には、旧武家町（後の村上本町）に籍を有する旧藩士736戸による共同経営の「村上鮭産育養所」が結成され、正式に三面川の鮭漁が組織化されることになる。

#### （2）廃城と払い下げ

明治2年（1869）、版籍奉還によって藩知事となった内藤信美は、翌年、村上城の放棄を建言する。その後、廃藩置県によって、明治4年（1871）に村上藩が村上県となるのに伴い、内藤信美は他の藩知事と同様に東京に移住となる。さらに、その約4か月後、村上県は新潟県に編入された。県令は平松時厚であった。

廃藩と旧藩主の東京移住により、役目を終えた城郭や陣屋は、その後、陸軍省の所管となり、村上城についても、明治5年（1872）に、城内に残る門、櫓、塀、石垣、銃、陣笠、旗、立木などが入札に付される。そして、明治6年（1873）には、陸軍の管轄下で鎮台や営所など、軍による再利用の目的で存置された以外の270もの旧城郭や陣屋は全国的に廃絶されることとなり、大蔵省に移管され、やがて払い下げの道をたどった。城地と合わせ、売却先は旧藩主や当該市町村が多かったという。村上城については、明治8年（1875）に旧藩士達の共有のものとなっているが、殖産事業として東側斜面を中心にスギなどが植樹され始めたのもこの頃であると思われる。

#### （3）財団法人村上鮭産育養所公益部の独立

三面川での鮭漁の権利と旧城郭を手中にした旧村上藩士たちであるが、特に、「種川の制」と呼ばれた鮭資源保全制度と、日本でも先駆けとされた鮭の人工孵化事業がもたらす利益は膨大で、明治17年（1884）の売上高は当時の金額で22万円を超えたという。その利益は、河川の維持管理、施設の営繕など、さまざまな用途に用いられたが、旧藩士の子弟教育にとりわけ多く充てられた。明治11年（1878）からの三之町での村上本町学校（小学部と中学部を併設）建設の際には、旧藩士達が、1万円の資金と臥牛山（お城山）から切り

出した建築用材などを提供し、さらに、毎年、500～2,000円の学校基金と1,300～1,400円の学校運営費の提供も続けた。旧藩士達が、臥牛山の東面を中心に、殖産事業としてのスギの植栽、管理に力を注ぐのはこれ以降のことであるという。

村上鮭産育養所は、学校の建設や運営、旧藩士子弟への就学援助事業を一貫して実施してきたが、事業を一層充実させるため、大正6年(1917)、村上鮭産育養所から育英事業部門を独立させた財団法人村上鮭産育養所公益部の設立を政府に申請し、翌年認可された。設立当初の主たる事業として、村上本町学校への寄付、旧藩士子弟への授業料補助や奨学金貸与などの就学援助が挙げられている。財源には、専ら、鮭漁による収益や村上鮭産育養所有地である臥牛山のスギ、浦田山のマツなどの森林経営からの収益が充てられた。臥牛山東側では、大正6～8年(1917～1919)の間では、約30,000㎡、大正9年(1920)～昭和初期までに約50,000㎡のスギが切り出されたといわれており、その後も計画的な植栽管理が続けられたものと思われる。なお、大正6年の村上鮭産育養所の財産台帳には、育養所事務所や鮭児孵化場など11棟約500坪の土地建物、田や畑など155,049㎡、臥牛山231,874.5㎡、旧藩有林の浦田山226,479㎡や多岐山<sup>たき</sup>16,071㎡などの山林といった不動産のほか、当時の額面で4,900円相当の株券、約4,850円の積み立て金、11,682円の株式配当金や貸し付け金が記載されている。

#### (4) 太平洋戦争後

昭和20年(1945)、太平洋戦争は終結。戦後の日本では、農地解放などさまざまな民主的な改革が行われたが、昭和24年(1949)の漁業法の制定と昭和26年(1951)の改正もそのひとつであり、補償と引き替えにそれまでの漁業権に係る既得権益が消滅した。村上鮭産育養所は解散となり、三面川の鮭漁については、新たに誕生した「大三面川漁業協同組合」「三面川漁業協同組合」「村上鮭産漁業協同組合」の3組合によって管理運営されることになった。しかし、漁場や負担金などを巡り、分割運営方式による弊害が問題となり、昭和38年(1963)、3組合は、三面川鮭産漁業協同組合に統合された。

村上鮭産育養所は解散となったが、財団法人村上鮭産育養所公益部は存続し、旧藩士子弟への育英事業は継続された。鮭漁による収益が絶えたことにより、事業の財源には、お城山から切り出されたスギの売却代金が充てられたことから、昭和31年(1956)には、公益部の事業目的に城跡の保全が加えられ、翌年、三面川河畔にあった村上鮭産育養所の建物が村上市二之町の現在の地に移った。昭和34年(1959)には、財団法人村上城跡保存育英会へ改組されたが、国内林業不振の影響を受け、年々、育英会の山林収入も減少し、その事業目的も、会員の寄付などを主たる財源とした城跡の保存や維持管理、旧藩士子弟への入学祝金贈与などへと移行していった。この間、昭和47年(1972)には、地域の企業家から、3億5千万円を投じての、山上でのコンクリート製の天守櫓、出櫓、巽櫓、乾櫓の復元、史料館、休憩所の建設、山上と山麓を結ぶロープウェイ開設などの開発プランが提案されたが、育英会では、これを拒否している。平成24年(2012)には、一般財団法人へと改組され、現在、子弟への入学祝金贈与などは行われていない。

第9表 一般財団法人村上城跡保存育英会沿革

|             |   |
|-------------|---|
| 明治2年(1869)  | 版籍奉還により、お城山など旧村上藩の諸施設が国有となる。  |
| 明治5年(1872)  | 村上城の建物、立木、武具の入札が布告される。商人矢部喜四郎が、国から三面川の鮭漁の権利を落札する。内藤信寅を代表とする士族が、矢部から同漁業権を譲り受ける。  |
| 明治6年(1873)  | 士族ら、国から三面川の借用を認められる。  |
| 明治7年(1874)  | 士族ら、三面川水面管理権を村上町、瀬波町にそれぞれ認めさせ、三面川の専用漁業権を得る。   |
| 明治8年(1875)  | お城山、嘆願により旧村上士族の共有財産となる。   |
| 明治11年(1878) | 士族ら、お城山の木を切り出し、村上本町小学校建築材として供給する。士族により、鮭卵の人工孵化事業が始められる。   |
| 明治15年(1882) | 旧村上藩士族736名、「鮭産育養所」を組織し、漁業経営に本格的に乗り出し、その収益を禄に代わる収入源とする。  |
| 明治20年(1887) | 鮭産育養所、村上本町に育養所製糸場を設立、生糸生産を行う。   |
| 大正6年(1917)  | 鮭産育養所、士族の子弟教育などの育英事業を目的とする「財団法人村上鮭産育養所公益部」を設立、お城山東面の杉を伐採し、代金を基金として公益部に移す。爾後、杉苗植栽に努める。   |
| 大正7年(1918)  | 三面川における鮭漁の売り上げなどの一部を、旧藩士の子弟の奨学金として提供する育英事業の開始。  |
| 昭和26年(1951) | 水産業協同組合法、漁業法の施行により、三面川の鮭漁は、新設された「大三面川漁業協同組合」「三面川漁業協同組合」「村上鮭産漁業協同組合」の三組合に分割運営され、それまでの村上鮭産育養所の実質的な権利が消滅する。これに伴い、旧士族らは、お城山などへの植林、樹木の伐採・売却利益に糧を求める。 |
| 昭和31年(1956) | 城跡保全事業を事業目的に加える。  |
| 昭和32年(1957) | 村上鮭産育養所が現在の位置に移転。村上城跡が新潟県の史跡に指定される。   |
| 昭和33年(1958) | 財団法人村上鮭産育養所、「財団法人村上城跡保存育英会」に名称を変更する。  |
| 平成5年(1993)  | 村上城が国の史跡に指定される。   |
| 平成24年(2012) | 5月、財団法人村上城跡保存育英会が「一般財団法人村上城跡保存育英会」に改組。  |

## 4. 村上市の文化財

村上市内には、令和2年(2020)4月現在、国指定文化財11件(特別天然記念物ニホンカモシカ除く)、県指定文化財10件、市指定文化財143件、計164件が所在する。また、26件の国登録有形文化財が所在する。詳細は第10表のとおりである。このほか、文化財指定を受けているものを含めて、6棟程度の武家住宅が現存する。



旧岩間家住宅(市文化財 庄内町)  
建築時期：不明  
平成8年(1996)飯野から移築復元



旧藤井家住宅(市文化財 堀片)  
建築時期：不明  
平成10年(1998)現地復元



旧嵩岡家住宅(市文化財 庄内町)  
建築時期：19世紀初期と思われる  
平成8年(1996)新町から移築復元



旧成田家住宅(市文化財 新町)  
建築時期：不明  
平成8年(1996)現地復元

第10表 村上市所在文化財一覧

(令和3年3月現在)

建：建造物 考：考古資料 有民：有形民俗 無民：無形民俗 史：史跡 天：天然記念物 工：工芸品  
 絵：絵画 彫：彫刻 書：書籍典籍 古：古文書 歴：歴史資料 工技：工芸技術

国指定文化財（11件）

| 種別 | 名称              | 員数    | 所在 | 種別 | 名称      | 員数 | 所在 |
|----|-----------------|-------|----|----|---------|----|----|
| 建  | 若林家住宅 附 旧床板     | 1棟    | 村上 | 史  | 村上城跡    | 1  | 村上 |
| 建  | 浄念寺本堂 附 棟札・造営絵図 | 1棟    | 村上 | 史  | 平林城跡    | 1  | 神林 |
| 考  | 元屋敷遺跡出土品        | 1718点 | 朝日 | 史  | 山元遺跡    | 1  | 神林 |
| 有民 | 越後奥三面の山村生産用具    | 734点  | 朝日 | 天  | 笈堅八幡宮社叢 | 1  | 山北 |
| 無民 | 山北のボタモチ祭り       |       | 山北 | 天  | 笹川流     |    | 山北 |
| 無民 | 村上祭の屋台行事        |       | 村上 |    |         |    |    |

県指定文化財（10件）

| 種別 | 名称                    | 員数    | 所在 | 種別 | 名称      | 員数 | 所在 |
|----|-----------------------|-------|----|----|---------|----|----|
| 建  | 西奈弥羽黒神社境内摂社神明宮本殿      | 1棟    | 村上 | 無民 | 大須戸能    |    | 朝日 |
| 考古 | 樽口遺跡出土品一括             | 3000点 | 朝日 | 史  | 馬場館跡    |    | 荒川 |
| 考古 | 元屋敷遺跡出土品              | 600点  | 朝日 | 史  | 大葉沢城跡   |    | 朝日 |
| 工  | 村上堆朱                  |       | 村上 | 天  | 石船神社社叢  |    | 村上 |
| 無民 | 岩船まつりのしゃぎり曳行と「ともやま」行事 |       | 村上 | 天  | 白山神社の大杉 |    | 山北 |

市指定文化財（143件）

| 種別 | 名称             | 員数  | 所在 | 種別 | 名称             | 員数    | 所在 |
|----|----------------|-----|----|----|----------------|-------|----|
| 建  | 弁天堂            | 1棟  | 村上 |    | 霊樹山耕雲寺納所方田地之帳  | 1冊    |    |
| 建  | 間部詮房御霊屋        | 1棟  | 村上 | 書  | 上杉房能寺領安堵状      | 1葉    | 村上 |
|    | 間部詮房御霊屋御門      | 1棟  |    | 書  | 梅山開本禅師遺戒状      | 1幅    |    |
|    | 間部詮房墓碑         | 1棟  |    | 書  | 大般若波羅蜜多經 第158卷 | 1巻    | 村上 |
| 建  | 旧嵩岡家住宅         | 1棟  | 村上 | 書  | 磐船活版史記         | 24冊   | 村上 |
| 建  | 旧岩間家住宅         | 1棟  | 村上 |    | 村上町年行事文書       |       |    |
| 建  | 旧成田家住宅         | 1棟  | 村上 | 書  | (1)一紙文書        | 1888点 | 村上 |
| 建  | 旧藤井家住宅         | 1棟  | 村上 |    | (2)冊子文書        | 620点  |    |
| 建  | 福崎・佐藤家住宅       | 1棟  | 村上 | 古  | 古文書副本          | 3000点 | 荒川 |
| 建  | 耕雲寺山門          | 1棟  | 村上 | 古  | 本庄繁長書状         | 2通    | 朝日 |
| 建  | 石動神社境内天満宮      | 1棟  | 荒川 | 古  | 本庄繁長安堵状        | 1点    | 朝日 |
| 建  | 大雄寺境内弁天堂       | 1棟  | 荒川 | 古  | 本庄繁長時代書状       | 4点    | 朝日 |
| 建  | 保呂羽堂           | 1棟  | 山北 | 古  | 雷番所関係資料        | 3点    | 山北 |
| 建  | 浅間神社           | 1棟  | 山北 | 古  | 御官軍様御休泊御賄書上帳   | 3冊    | 山北 |
| 建  | 浅間神社内宮殿        | 1棟  | 山北 | 史  | 旧村上城石垣・石段      |       | 村上 |
| 建  | 観音堂            | 1棟  | 村上 | 史  | 金毘羅神社昇降石段      | 130段  | 荒川 |
| 建  | 藤基神社社殿         | 1棟  | 村上 | 史  | 経塚             |       | 神林 |
| 建  | 藤基神社社殿付属建造物    | 4棟  | 村上 | 史  | 中継の一里塚         |       | 山北 |
| 絵  | 釈迦三尊十六善神像      | 1幅  | 村上 | 有民 | 絵馬「繫ぎ駒」        | 1面    | 村上 |
| 絵  | 曼荼羅図           | 1幅  | 村上 | 有民 | 絵馬「遊馬」         | 1面    | 村上 |
| 彫  | 木造丈六阿弥陀如来坐像    | 1軀  | 村上 | 有民 | 武者絵「曾我五郎・十郎」   | 1面    | 村上 |
| 彫  | 間部詮房座像(木造)     | 1軀  | 村上 | 有民 | 武者絵「牛若丸五条橋図」   | 1面    | 村上 |
| 彫  | 狛犬             | 1軀  | 荒川 | 有民 | 雛屏風            | 1面    | 村上 |
| 彫  | 大聖不動明王座像       | 1軀  | 荒川 | 有民 | 漢詩大額「羽黒山八景」    | 1面    | 村上 |
| 彫  | 木造阿弥陀如来坐像      | 1軀  | 荒川 | 有民 | 奥三面の石風呂        | 1点    | 朝日 |
| 彫  | 木造十一面観音像       | 1軀  | 神林 | 有民 | 鳴海金山石うす        | 6点    | 朝日 |
| 彫  | 釈迦如来坐像         | 1軀  | 山北 | 有民 | うるしかき道具        | 8点    | 朝日 |
| 彫  | 蔵王権現像(木像)      | 1軀  | 山北 | 無民 | 鍛冶町御囃子         |       | 村上 |
| 彫  | 説法釈迦如来坐像       | 1軀  | 山北 | 無民 | 大栗田のアマネハギ      |       | 村上 |
| 彫  | 定印阿弥陀如来坐像      | 1軀  | 山北 | 無民 | 塩野町オサトサマ       |       | 朝日 |
| 彫  | 聖徳太子立像         | 1軀  | 山北 | 無民 | 大場沢獅子舞         |       | 朝日 |
| 彫  | 地藏菩薩石像         | 1軀  | 山北 | 無民 | 上・下鍛冶屋獅子踊り     |       | 荒川 |
| 彫  | 地藏菩薩石塔         | 1基  | 村上 | 無民 | 坂町獅子踊り         |       | 荒川 |
| 工  | 鱈口             | 1個  | 村上 | 無民 | 金屋獅子踊り         |       | 荒川 |
| 工  | 本庄兜            | 1刎  | 村上 | 無民 | 大津獅子踊り         |       | 荒川 |
| 工  | 神具椀            | 15客 | 山北 | 無民 | 名割獅子踊り         |       | 荒川 |
| 工  | 蔵王権現懸仏(銅)      | 2軀  | 山北 | 無民 | 佐々木区神楽舞        |       | 荒川 |
| 工  | 阿弥陀如来坐像懸仏(鉄)   | 1軀  | 村上 | 無民 | 鳥屋神楽           |       | 荒川 |
| 書  | 伊達政宗書状         | 1幅  | 村上 | 無民 | 大神楽(獅子舞・三番叟)   |       | 神林 |
| 書  | 村上忠勝寄進状        | 2葉  | 村上 | 無民 | 牛屋獅子舞          |       | 神林 |
| 書  | 村上吉兵衛書状        | 1葉  | 村上 | 無民 | 福田獅子踊り         |       | 神林 |
| 書  | 大般若波羅蜜多經 第155巻 | 1巻  | 村上 | 無民 | 府屋獅子舞          |       | 山北 |

| 種別 | 名称              | 員数     | 所在 | 種別 | 名称                  | 員数  | 所在 |
|----|-----------------|--------|----|----|---------------------|-----|----|
| 考  | 砂山遺跡出土品         | 33点    | 村上 |    | 歴代内藤侯墓碑             | 12基 |    |
| 考  | 三角点下遺跡出土品       | 4点     | 村上 | 歴  | 堀丹後守直奇侯頭彰墓碑         | 1基  | 村上 |
| 考  | 宮の上遺跡出土品        | 5点     | 村上 |    | 榑原孫七郎墓碑             | 1基  |    |
| 考  | 二千刈遺跡出土品        | 2点     | 村上 | 歴  | 享保7年越後国村上城絵図        | 1舗  | 村上 |
| 考  | 陶製骨臓器           | 1点     | 村上 | 歴  | 船建造打合せ設計図           |     | 山北 |
| 考  | 高平遺跡出土品         | 1式     | 村上 | 歴  | 黒川俣小学校校舎改築記念屏風(色紙群) | 1双  | 村上 |
| 考  | 東岸寺板碑           | 1基     | 荒川 | 歴  | 塩谷港絵図               | 2舗  | 神林 |
| 考  | 東岸寺石仏           | 3軀     | 荒川 | 歴  | 船絵馬                 | 23点 | 山北 |
| 考  | 海老江石仏           | 2軀     | 荒川 | 歴  | 瀬波八坂神社の船絵馬          | 13点 | 村上 |
| 考  | 延命寺石仏           | 1軀     | 荒川 | 歴  | 種川碑                 | 1基  | 村上 |
| 考  | 諏訪神社石仏          | 1軀     | 荒川 | 歴  | 鳥居三十郎碑              | 1基  | 村上 |
| 考  | 春木山石仏A          | 1軀     | 荒川 | 歴  | 村上藩士殉難碑             | 1基  | 村上 |
| 考  | 春木山石仏B          | 1軀     | 荒川 | 歴  | 旧大川谷村道路元標           | 1基  | 山北 |
| 考  | 経筒及び付属品         |        | 神林 | 歴  | 旧黒川俣村道路元標           | 1基  | 山北 |
| 考  | 六面石幢            |        | 神林 | 歴  | 旧高根村道路元標            | 1基  | 朝日 |
| 考  | 板碑              |        | 神林 | 歴  | 旧三面村道路元標            | 1基  | 朝日 |
| 考  | 板碑              |        | 神林 | 歴  | 旧平林村道路元標            | 1基  | 神林 |
| 考  | 板碑              |        | 神林 | 工技 | 紡績習俗「シナバタ」          |     | 山北 |
| 考  | 板碑              |        | 神林 | 天  | ごようまつ               | 1本  | 村上 |
| 考  | 金箔貼付土師土器        |        | 村上 | 天  | もみ                  | 2本  | 村上 |
| 考  | 板碑              |        | 神林 | 天  | いちよう                | 1本  | 村上 |
| 考  | 板碑              |        | 神林 | 天  | けやき                 | 4本  | 村上 |
| 考  | 樽口遺跡出土品一括       | 11872点 | 朝日 | 天  | くぬぎ                 | 1本  | 村上 |
| 考  | 奥三面遺跡群出土品一括     | 17470点 | 朝日 | 天  | こうやまき               | 1本  | 村上 |
| 考  | 阿弥陀如来・陽刻五輪塔     | 6基     | 山北 | 天  | かりん                 | 1本  | 村上 |
| 考  | 板碑(阿弥陀三尊)       |        | 山北 | 天  | たかおもみじ              | 1本  | 村上 |
| 考  | 板碑(薬師如来)        |        | 山北 | 天  | けやき                 | 2本  | 村上 |
| 考  | 板碑(阿弥陀三尊)       |        | 山北 | 天  | うらじろがし              | 1本  | 村上 |
| 考  | 板碑(釈迦如来)        |        | 山北 | 天  | しい                  | 1本  | 村上 |
| 考  | 堀ノ内上ノ山遺跡出土品(石剣) | 1点     | 山北 | 天  | 若林家住宅庭園             |     | 村上 |
| 考  | 府屋遺跡出土品         | 3点     | 山北 | 天  | 大杉群生林               | 11株 | 荒川 |
| 考  | 山元遺跡出土品         | 280点   | 村上 | 天  | 熊野神社の7本杉            | 1本  | 朝日 |
| 歴  | 間部詮房位牌          | 1基     | 村上 | 天  | 平林神社のけやき            | 1本  | 神林 |
|    |                 |        |    | 天  | 小岩内の姥杉              | 1株  | 神林 |

### 国登録有形文化財 (26件)

| 名称              | 員数 | 建設     | 増築      | 種別       | 所在 |
|-----------------|----|--------|---------|----------|----|
| 吉川家住宅主屋         | 1棟 | 明治12年頃 |         | 建築物 宅地   | 村上 |
| 吉川家住宅土蔵         | 1棟 | 明治12年頃 |         | 建築物 宅地   | 村上 |
| 板垣工務店温出保養所主屋    | 1棟 | 明治17年  |         | 建築物 宅地   | 山北 |
| 板垣工務店温出保養所倉庫    | 1棟 | 明治前期   |         | 建築物 宅地   | 山北 |
| 益甚酒店店舗          | 1棟 | 昭和9年   |         | 建築物 産業   | 村上 |
| 益甚商店主屋及び酒蔵      | 1棟 | 明治25年  |         | 建築物 産業   | 村上 |
| 益甚商店土蔵          | 1棟 | 明治25年頃 |         | 建築物 住宅   | 村上 |
| 吉川家住宅店舗         | 1棟 | 明治25年頃 |         | 建築物 産業   | 村上 |
| 旧第四銀行村上支店長住宅主屋  | 1棟 | 昭和11年  |         | 建築物 住宅   | 村上 |
| 割烹吉源主屋          | 1棟 | 昭和4年   |         | 建築物 産業3次 | 村上 |
| 割烹吉源土蔵          | 1棟 | 昭和4年   |         | 建築物 産業3次 | 村上 |
| 早撰堂菓子店舗主屋       | 1棟 | 明治26年  |         | 建築物 産業3次 | 村上 |
| 早撰堂西土蔵          | 1棟 | 明治20年  |         | 建築物 住宅   | 村上 |
| 早撰堂東土蔵          | 1棟 | 大正初期   |         | 建築物 住宅   | 村上 |
| ギャラリーやまきち主屋     | 1棟 | 明治初期   | 昭和4年増築  | 建築物 住宅   | 村上 |
| ギャラリーやまきち土蔵     | 1棟 | 昭和初期   |         | 建築物 住宅   | 村上 |
| ギャラリーやまきち奥の土蔵   | 1棟 | 昭和3年   |         | 建築物 住宅   | 村上 |
| 山上染物店主屋         | 1棟 | 明治初期   |         | 建築物 産業3次 | 村上 |
| 井筒屋旅館主屋         | 1棟 | 明治末期   |         | 建築物 産業3次 | 村上 |
| 旧野澤豊五郎醸造醤油蔵     | 1棟 | 明治37年頃 | 大正6年増築  | 建築物 産業2次 | 神林 |
| 旧野澤豊五郎醸造前蔵      | 1棟 | 明治40年  |         | 建築物 産業2次 | 神林 |
| 旧野澤豊五郎醸造下蔵      | 1棟 | 大正6年   |         | 建築物 産業2次 | 神林 |
| 野澤食品工業株式会社店舗兼主屋 | 1棟 | 明治4年   |         | 建築物 産業2次 | 神林 |
| 野澤家住宅主屋         | 1棟 | 明治前期   | 明治33年増築 | 建築物 住宅   | 神林 |
| 瀬賀惣一郎商店店舗兼主屋    | 1棟 | 昭和9年   |         | 建築物 産業3次 | 神林 |
| 瀬賀惣一郎商店倉庫       | 1棟 | 昭和4年   |         | 建築物 産業3次 | 神林 |

## 5. 村上城跡に関連する主要な周辺の遺跡、文化財、絵図

主として村上城跡に関連する、村上市所在の中世以降の遺跡・文化財、絵図について以下に述べる（第43図）。

### （1）遺跡

おおだて  
**大館跡**（中世城館／村上地区／天神岡字大館）

村上城跡の北東約2kmに位置する東西約110m、南北約100mの方形状の居館跡。周囲の田園より一段高い微高地で、南側と東側には土塁の一部が現存し、北側には標高26m程度の館山と呼ばれる小丘陵が付随する。小泉荘本庄地域で最大規模の方形状館跡であり、これまでの発掘調査では、縄文時代前～後期、弥生時代後期の遺物とともに15世紀を主体とした13～16世紀の遺物が出土していて、その中には、皆朱漆器などの当時貴重な品々も含まれている。さらに、館の周囲に厳重に巡らせていたと思われる複数の堀と土塁も検出されている（青木ほか2008）。また、大館跡周辺には、「タテノウチ」「庄作」「御所館」「馬場」「前田」などの字名が残り、中世の墳墓である「下山遺跡」も存在し、かつては、運動公園造成中に、多くの中世の五輪塔や宝篋印塔の残欠が見つかった。これらのことから、この大館の住人は、年貢収納に係る当地域での有力者と考えられ、それは、すなわち14世紀頃までに小泉の荘へ地頭として関東から下向した小泉氏、本庄氏と考えるのが妥当ではないか。大館跡周辺は三面川と門前川との合流点に近く、さらに三面川の支流の山田川と小谷川が流れ、水運に恵まれた場所であり、市場が立つ「四日市」も近いことから選地されたものと思われる。



大館跡

ごしょだて  
**御所館跡**（中世城館／村上地区／天神岡字庄作）

土地区画整理で湮滅している。堀もあったが、埋め立てられたという。周辺に「タテノウチ」の字名が残る。遺跡名は「御所の館」の存在を示すか、あるいは年貢収納に関する「御収納館（ゴシユウウチ）」から変化したものかも知れない。

しもやま  
**下山遺跡**（中世墳墓／村上地区／日下字下山）

土壌2基が運動公園造成中に不時発見された。土壌の中からは骨臓器1、和鏡1、中世陶器片75点などが見つかったが、工事中の発見であったため、出土状況は定かでない。

てんじんおかまえた  
**天神岡前田遺跡**（中世散布地／村上地区／天神岡402-3ほか）

詳細不明である。「前田」は、地味のよい領主などの直営田を指すものか。

むらかみじょうせき  
**村上城跡**（中近世城館／村上地区／本町字臥牛山ほか）

史跡村上城跡の国史跡指定範囲外で周知化した箇所。主として旧城下「二ノ丸」「三ノ丸」「田口曲輪」部分を指し、開発行為には、文化財保護法第 93 及び第 94 条を適応している。

しせきひらばやしじょうあと  
**史跡平林城跡**（中世城館／神林地区／平林字殿屋敷ほか） 国史跡

昭和 53 年（1978）指定の国史跡。小泉荘本庄を治めた本庄氏に対し、やはり関東から下向し、小泉荘加納を治めた色部氏の居城。色部氏は、本庄氏とともに、坂東八平氏の秩父氏を祖とする。築城年は不明であるが、16 世紀初頭には既に使用されていたものと思われる。丘陵上の居館部分と、背後の要害山と呼ばれる標高 281m の山城部分から成り、曲輪・土塁・堀などの遺構が良好に残る。慶長 3 年（1598）、上杉家の会津への領地替えにより、色部氏も出羽金山城へ移り、廃城となる。

ざるさわ  
**猿沢城跡**（中世城館／朝日地区／猿沢字福立）

本庄氏の支城で、山麓の東西約 120m、南北約 240m の台地上の長方形の居館部分と標高約 240m の「サルクロ」と呼ばれる山の尾根上に築かれた山城部分から成る。本庄繁長の祖父時長が、子房長に家督を譲り、隠居した城であり、また、房長が、弟小川資長に村上城（本庄城）を奪取されて急病死したのち、跡目の繁長が幼少期を過ごした城である。さらに、永禄 11・12 年（1568・69）、上杉輝虎（謙信）との戦い「本庄繁長の乱」に敗れ、剃髪蟄居した地である。大小の曲輪、堀切、畝状堅堀群などが良好に残る。

おおばざわ  
**大葉沢城跡**（中世城館／朝日地区／大場沢字寺山） 県史跡

本庄氏や色部氏と同じ揚北衆の鮎川あゆかわ氏の居城。鮎川氏の出自は会津の蘆名氏に求めることができるという。小泉荘本庄の一角に食い込み、次第に勢力を拡大していった国人領主と考えられる。領地を接する本庄氏としばしば抗争し、永禄 11 年（1568）の本庄繁長の乱では、上杉方に付くが、繁長の攻撃により大葉沢城を一時奪取される。慶長 3 年（1598）、上杉家の会津への領地替えにより、鮎川氏も出羽米沢へ移封となり、廃城となる。50 余条の畝状堅堀群が良好に残る。

げどやま  
**下渡山城跡**（中世城館／村上地区／下渡）

三面川を挟んで村上城と相対する標高 237m の下渡山山頂に築かれた山城。本庄氏の重臣やはぎ矢羽幾氏の居城と考えられている。頂の平坦部に 4 段の曲輪が設けられており、本庄繁長の乱では、本庄方と上杉方が奪い合っている。

でんおがわやかた  
**伝小川館跡**（中世城館／朝日地区／小川 1183-1 に比定）

本庄氏の支族、小川氏の居館跡といわれる。天文 20 年（1551）、小川資長すけながが本庄繁長によって討たれ、小川氏は滅びた。現在の金源寺境内が比定されているが、詳細は不明である。



史跡平林城跡（岩館西土塁）



下渡山城跡

## （２）文化財

**浄念寺本堂**（国指定重要文化財／村上市寺町）

文化15年（1818）の建立。明治以前の土蔵造りの本堂は全国的にも珍しく、その中でも浄念寺のものは最大規模の建物となっている。村上藩主間部詮房の墓所。

**若林家住宅**（国指定重要文化財／村上市三之町）

村上城下旧三ノ丸の現在地に西暦1800年前後に建築されたと推定される。昭和61～63年（1986～1988）に解体復元。天明7年（1787）の分限帳では、若林氏は、内藤村上藩の150石取りの物頭役とされている。

**旧藤井家住宅**（市指定／村上市堀片記念公園内）

平成8～10年（1996～1998）、現地で解体復元。天明の分限帳と「明治初年城下絵図」（58頁）との照合から250石取りの物頭役重野兵馬の居屋敷であったと推定される。大正時代に藤井氏の所有となる。

**旧岩間家住宅**（市指定／村上市庄内町記念公園内）

飯野二丁目にあったものを平成4～8年（1992～1996）に移築復元。明治初年城下絵図上では、須貝源太郎の名が見られるが、天明分限帳にその記載はないことから、下級武士の居屋敷と思われる。

**旧嵩岡家住宅**（市指定／村上市庄内町記念公園内）

飯野二丁目にあったものを昭和62・63年（1987・88）解体、平成8年（1996）に移築復元。明治初年城下絵図上では、嵩岡五郎左衛門の名が見られるが、天明分限帳では、嵩岡氏は江戸詰め平侍となっている。

**旧成田家住宅**（市指定／村上市新町）

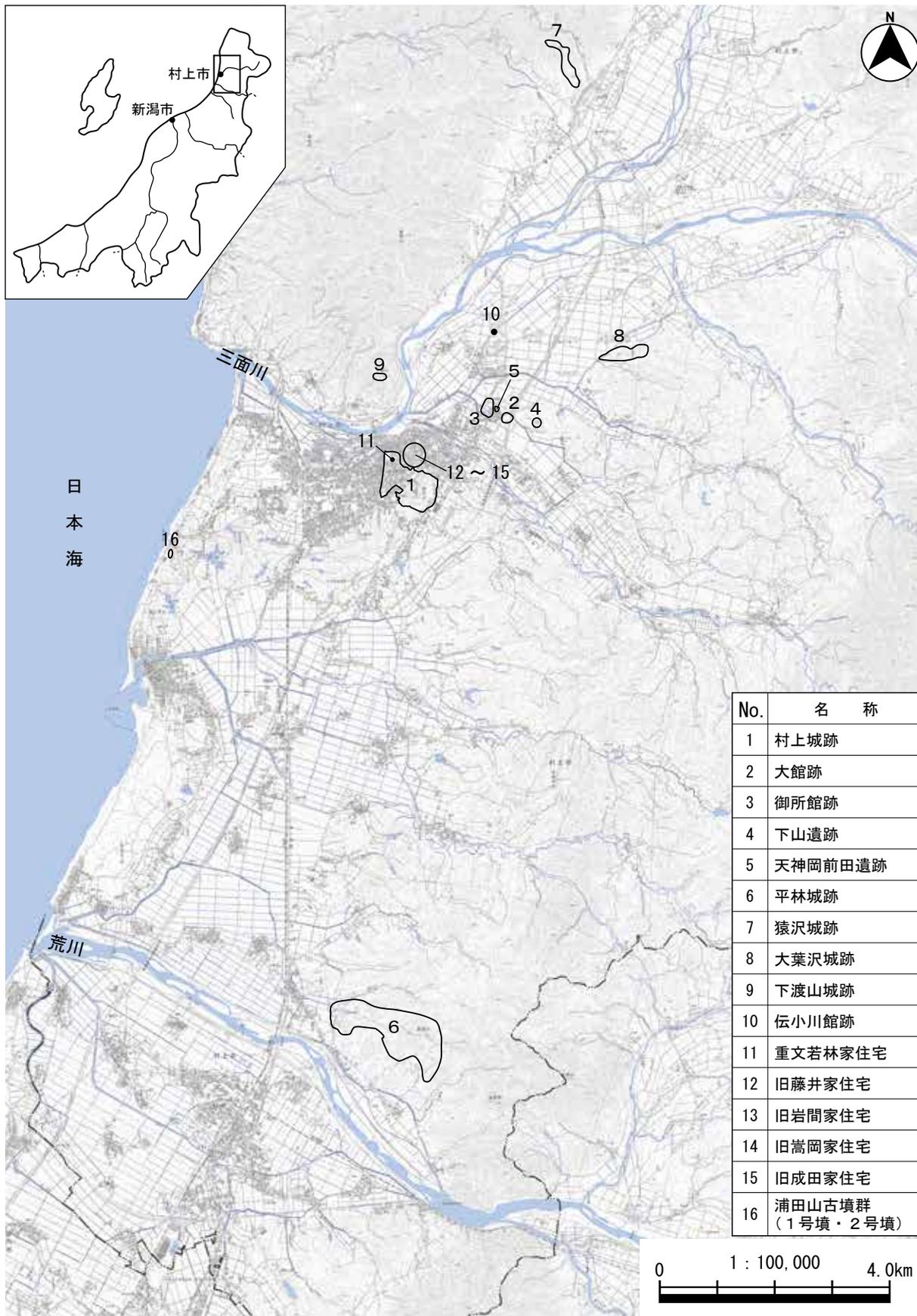
平成6～8年（1994～1996）、現地で解体復元。明治初年城下絵図上では、岡本左太夫の名



重文浄念寺本堂



重文若林家住宅



| No. | 名称                  |
|-----|---------------------|
| 1   | 村上城跡                |
| 2   | 大館跡                 |
| 3   | 御所館跡                |
| 4   | 下山遺跡                |
| 5   | 天神岡前田遺跡             |
| 6   | 平林城跡                |
| 7   | 猿沢城跡                |
| 8   | 大葉沢城跡               |
| 9   | 下渡山城跡               |
| 10  | 伝小川館跡               |
| 11  | 重文若林家住宅             |
| 12  | 旧藤井家住宅              |
| 13  | 旧岩間家住宅              |
| 14  | 旧嵩岡家住宅              |
| 15  | 旧成田家住宅              |
| 16  | 浦田山古墳群<br>(1号墳・2号墳) |

第 43 図 村上城跡周辺の史跡・文化財

が見られるが、天明分限帳にその記載はないことから、下級武士の居屋敷と思われる。

### (3) 絵図

第11表 村上天絵図一覧

|       | 絵図名称                           | 製作年                   | 所有者     | 掲載頁           | 備考     |
|-------|--------------------------------|-----------------------|---------|---------------|--------|
| 本書所収  | 瀬波郡絵図                          | 慶長2年(1597)            | 山形県米沢市  | 54            |        |
|       | 元和年間の絵図<br>(越後村上天下絵図)          | 元和年間<br>(1615~1624)   | 国立公文書館  | 55            |        |
|       | 正保城絵図                          | 正保年間<br>(1644~1648)   | 国立公文書館  | 56            |        |
|       | 間部家絵図                          | 享保2年(1717)            | 新発田市    | 57            |        |
|       | 内藤侯居城全図                        | 江戸後期の作図を昭和6年(1931)に印刷 | 村上市     | 128<br>129    |        |
|       | 明治初年城下絵図*<br>(内藤侯治城明治維新時代村上天圖) | 大正15年(1926)           | 村上市     | 58            |        |
|       | 村上天城門絵図                        | 明治元年(1868)写生          | 個人      | 84、127<br>133 |        |
| 本書未収録 | 明暦~寛文頃の絵図<br>(村上天下絵図)          | 明暦~寛文<br>(1655~1673)  | 東京三康図書館 |               |        |
|       | 榊原時代城下絵図                       | 元禄頃(1688~1704)        | 上越市     |               |        |
|       | 城と城下の絵図                        | 宝永7年(1710)            | 埼玉県川越市  |               |        |
|       | 越後村上天図                         | 宝永7年(1710)カ           | 埼玉県川越市  |               |        |
|       | 享保7年越後国村上天絵図                   | 享保7年(1722)            | 村上市     |               | 市指定文化財 |
|       | 村上天舞鶴城全景                       | 明治初年(1868)            | 村上市     |               |        |

\*寛政年間(1789~1800)測量のものを基にしたとされる。

## 第6節 社会的環境

### 1. 行政区

村上天跡が所在する村上天地区は、旧村上市であり、昭和21年(1946)、村上天本町(旧武家町)と村上天町(旧町人町)が合併して誕生した村上天町に、昭和29年(1954)、岩船町、瀬波町、山辺里村、上海府村かみかいふが加わり村上天市となったものである。当時の人口は、村上天跡が国史跡となった平成5年(1993)の直近である平成7年(1995)の国勢調査によれば、31,943人であった。

その後、平成 20 年（2008）4 月 1 日にこの旧村上市と岩船郡内の旧山北町、旧朝日村、旧神林村、旧荒川町の 1 市 2 町 2 村が合併して現在の姿となり、旧市町村は、それぞれ村上地区、山北地区、朝日地区、神林地区、荒川地区となった。新しく市制を施いた現在の村上市の面積は 1,174.24 k m<sup>2</sup>で、新潟県の総面積のおよそ 9.3%を占め、県内の市町村の中で最大となっている。そのうち人口は、令和 3 年（2021）2 月 1 日現在で 58,162 人、人口密度は約 49.5 人/k m<sup>2</sup>である。現在の人口については、合併直後の平成 20 年（2008）の 70,019 人と比べ、約 11 年間で 1 万 2 千人近く、率にして 17%近くの減少となっている。さらに、合併以前である平成 7 年（1995）の現在の市域（旧 5 市町村）の総人口と比較した場合は、17,358 人の減、率にして約 23%の減少となっている。市内総人口に占める 65 歳以上の高齢化率は約 39%と高く、新潟県平均の約 32.3%、全国平均の約 28.4%\*を大きく上回っている。

\*新潟県と国の高齢化率のデータは令和元年（2020）のもの。

第 12 表 村上市の人口

|                          | 平成 7 年   | 平成 20 年（合併初年） | 令和 3 年（1 月）                    | 面積（k m <sup>2</sup> ） |
|--------------------------|----------|---------------|--------------------------------|-----------------------|
| 村上地区<br>（旧村上市）           | 31,943 人 | 30,051 人      | 25,868 人<br>▲6,085 人（▲19.05%）  | 142.12                |
| 山北地区<br>（旧山北町）           | 8,231 人  | 7,277 人       | 5,286 人<br>▲2,945 人（▲35.78%）   | 283.91                |
| 朝日地区<br>（旧朝日村）           | 12,837 人 | 11,458 人      | 8,792 人<br>▲4,045 人（▲31.51%）   | 629.32                |
| 神林地区<br>（旧神林村）           | 10,988 人 | 10,135 人      | 8,393 人<br>▲2,595 人（▲23.62%）   | 82.18                 |
| 荒川地区<br>（旧荒川町）           | 11,597 人 | 11,098 人      | 9,823 人<br>▲1,774 人（▲15.29%）   | 36.71                 |
| 全体<br>平成 7 年比<br>（人口増減率） | 75,596 人 | 70,019 人      | 58,162 人<br>▲17,434 人（▲23.06%） | 1174.24               |

## 2. 観光

村上市を訪れる年間の観光客は 220 万人前後で、瀬波などの温泉目的が 32.6%で最も多く、以下、産業観光 26.8%、イベント 13.1%、名所旧跡 9.0%、海水浴 7.8%、文化施設 6.6%、修学旅行 3.8%、スキー 0.3%と続く（平成 21 年調査）。同じ年の方面別観光客数は、新潟県内 66.9%、関東 15.7%、東北 11.5%、北陸 2.7%、中部 2.4%、近畿 0.5%、その他 0.4%の順である。更に、四半期別で見た場合、7～9 月が 41.3%、10～12 月が 21.0%、



村上城跡遠景



村上市郷土資料館



村上歴史文化館



三の丸記念館



イヨボヤ会館

4～6月が19.3%、1～3月が18.4%となる。また、観光施設とは異なるが、毎月6回、2と7の付く日（2日、7日、12日、17日、22日、27日）には、三之町の市役所周辺で六斎市（朝市）が開催されており、令和元年（2019）において100周年を迎えた。最盛期には500軒近くまで出店があったが、近年は、後継者の不足や社会環境の変化等により50～60軒と減少している。なお、村上天跡近隣の主たる観光施設は下記のとおり。

#### **村上市郷土資料館（おしゃぎり会館）** 新潟県村上市三之町7-9

「おしゃぎり」（山車）3台を始め、村上祭関連の資料を常設展示するほか、村上藩歴史資料、民俗資料、考古資料、村上藩ゆかりの皇后陛下に関する資料などを展示する。

〈令和元年入館者数 22,212人〉

#### **国重要文化財若林家住宅** 新潟県村上市三之町7-13

150石取りの中級村上藩士の武家住宅。築二百数十年。国指定重要文化財

〈令和元年入館者数 19,724人〉

#### **村上歴史文化館** 新潟県村上市三之町7-17

村上市内に所在した明治時代後期の擬洋風病院建築物（旧藤井医院）の外観を参考に設計された。村上・岩船地方の衣食住、諸職、狩猟、農耕などの歴史に関する民俗資料を中心に展示している。令和元年（2019）現在、全国に9か所ある、日本ナショナルトラスト建設の「ヘリテイジセンター」の一つである。

〈令和元年入館者数 18,742人〉

#### **三の丸記念館** 新潟県村上市三之町7-17

明治末年の建築様式を残す木造の「旧第四銀行村上支店」を昭和57年（1982）に現在地に曳家。

〈通常会館なし〉

#### **まいづる公園** 新潟県村上市庄内町・堀片地内

村上藩の武家住宅であった旧嵩岡家住宅、旧岩間家住宅、旧藤井家住宅の3棟を都市公園内で復元、公開している。旧嵩岡家と旧岩間家は移築復元、旧藤井家は現地復元である。3棟が村上市指定文化財となっている。

〈令和元年入館者数 6,121人\*〉

\*旧嵩岡家、旧岩間家、旧藤井家の合計

#### **旧成田家住宅** 新潟県村上市新町3-23

村上藩の武家住宅であった旧成田家住宅を現地復元、公開している。村上市指定文化財となっている。

〈令和元年入館者数 102人〉

#### **イヨボヤ会館（内水面漁業資料館）** 新潟県村上市塩町13-34

日本最初の鮭の博物館 村上の方言で鮭を「イヨボヤ」と呼ぶ。館内には、三面川鮭観察自然館、ミニ孵化場、生態観察室などがあり、村上のサケ文化を紹介する展示も行われている。

〈令和元年入館者数 46,731人〉

### **3. 土地の利用状況**

史跡指定面積 300,737.34 m<sup>2</sup>

### (1) 地目別

保健保安林 (76.56%)、雑種地 (5.95%)、畑 (4.98%)、境内地 (4.77%)、山林 (2.85%)、原野 (1.79%)、宅地 (1.40%)、墓地 (1.21%)、水路 (0.20%)、道 (0.17%)、公園 (0.08%)、悪用水路 (0.04%)

\* 第20図参照

### (2) 所有者別

村上城跡保存育英会 (82.84%)、寺社 (7.79%)、村上市 (4.40%)、新潟県 (2.62%)、個人 (2.26%)、法人 (0.05%)、財務省 (0.04%)

\* 第21図参照

### (3) 所在地別

本町字臥牛山 (79.76%)、三之町 (5.06%)、二之町 (4.96%)、本町字田口 (3.89%)、羽黒口 (3.17%)、村上字牛沢 (1.71%)、新町 (1.45%)

第13表 史跡村上城跡所在地地番

| 町名・字      | 地番  |
|-----------|---|
| 村上市字牛沢    | 60番、61番、62番、道4  |
| 村上市本町字田口  | 979番、982番4、982番6、982番8、982番9、984番1、985番6、987番8、991番28、991番29  |
| 村上市本町字臥牛山 | 986番1、986番2、986番6、986番7、986番8   |
| 村上市羽黒口    | 564番1、567番、568番、569番、570番、571番、572番、574番1、582番2   |
| 村上市二之町    | 932番4、932番37、932番38、932番5、932番7、934番2、934番3、934番4、934番5、934番6、934番7、934番8、935番4、935番5、935番6、935番7、937番2、942番3、937番5、937番6、937番9、水路1、水路2、道1、道3 |
| 村上市三之町    | 620番1、620番2、620番3、627番1、627番3、628番1、628番3   |
| 村上市新町     | 937番1、937番3、938番1、938番2、938番3、943番7、950番4、951番8、道2  |

## 4. 史跡の利用状況

村上城跡保存育英会の過去の調査によれば、史跡村上城跡の年間利用者は、約4万人で、一日平均の利用者は100人程度であるという。令和元年(2019)、改めて史跡村上城跡の利用状況を調査する目的で、城跡利用者へアンケートを2回実施した。1回目は、令和元年(2019)8月4日(日)～8月10日(土)の7日間連続の調査で、7:00～18:00の時間

帯で実施、2回目は、10月7日（日）、9日（水）～11（金）、20日（日）、22日（祝）～23日（水）の7日間で、8：30～16：00の時間帯で実施した。2回目の調査は、折からの台風19号などの影響で荒天となり、不連続となった。

1、2回の計14日の調査期間中の利用者は、1,219人、一日の平均は、約87人であった。全利用者のうち、アンケート回答者は401人であり、回収率は約32.9%、約3割であった。アンケート用紙は利用者1人につき1枚のみを渡すことで重複回答を避けた。利用者数については、毎日利用する人や同日中に複数回利用する人も「1人/日」として集計した。

集計の結果、やはり、土・日・祝日の利用者数が多く、1日あたり平均で約97.3人であり、平日の1日あたりの平均83人と比較して、2割ほど多くなっている。

利用者を年代別に見た結果、村上市内の利用者は70代が最も多く、60代が続いた。村上市以外の利用者では60代が最も多く、50代が続いた。また、市内外を通じ、80代を除けば、アンケート実施期間に夏季休暇を含めたものの、20歳未満の利用者が最も少ない。男女比では男性の利用者が多く、約65%を占めた。休日や休憩時間等を利用して来訪していると思われる勤労者は全体の約4割であった。

村上市内と村上市以外の利用者の比率は、およそ45：55である。北海道から沖縄県まで31都道府県から来訪者があり、特に、神奈川県・東京都・埼玉県など関東方面からの来訪者が多くみられた。その多くは初めての来訪であり、目的として「続日本100名城だから」という回答と「歴史や城郭に興味があるため」という回答が多かった。県外利用者からは、休暇等を利用して続日本100名城制覇を目指しているとの話が聞かれた。一方、市内・県内利用者の最も多い利用目的として、日常的な登山があげられた。これは、そのほとんどが健康増進やトレーニングを目的としており、中には1日に10回以上連続で登山する利用者もいた。村上城跡が市の中心部に位置し、臥牛山の標高も135mであるため、誰でも登りやすいことが理由として考えられる。

多くの利用者は、山麓まで自家用車で来ているが、平成31年（2019）に完成した駐車場により利便性が良くなったという回答があった。

回答者の7割以上が村上城跡の存在を以前から知っており、9割近くが再訪を望んでいた。

「石垣などの遺構」「山頂からの眺め」「自然環境・立地」などについては、比較的高評価であったが、「登山道の状態」「草刈りなどの施設維持」「トイレ・ベンチなどの便益施設の状況」などについては、低い評価も見られた。登山道については、一部に岩盤が露出するなどの歩きにくい箇所があるためと思われ、施設維持については、草刈りが追い付いていないという状況が考えられる。便益施設については、ベンチなどの設置位置や、山頂付近での設置数の少なさが意見・要望としてあげられている。

村上城跡に対する要望については「崩落や崩壊した石垣の復元」が最も多く、次いで「崩落や崩壊が心配される石垣の修復や整備」「割れた石垣や礎石などの補修・保護」の順で遺構の保全に関する事項が続く。

来訪の目的では、「健康増進・トレーニング」が約37%と最も多く、「続日本100名城目当て」が約29.2%、「歴史や城郭に興味があるから」が約17%と続く。「健康増進・トレ

ニング」を目的とする来訪者の多くは村上市内在住で、「続日本 100 名城目当て」と「歴史や城郭に興味があるから」と回答した来訪者の殆どは市外在住者である。

市外からの来訪者が村上天跡と併せて訪れた施設では、「村上市郷土資料館」約 19.0%、「イヨボヤ会館」約 15.0%、「瀬波温泉」約 14.7%、「若林家住宅」約 11.0%、「村上の町屋」約 9.0%の順となる。

今回のアンケートの結果から、年間の、いわゆるグリーンシーズンにおける、現在の村上天跡の利用状況等については、次のような姿が浮き彫りとなる。

- ・ 1 日平均の利用者は約 100 人で、45 人程度が市内から、55 人程度が市外からの来訪と思われる。市内からの来訪者は 13,000 人程度、市外からの来訪者は、15,000 人程度と推計される。
- ・ 市外からの村上天跡への来訪者が最も多く利用する近隣施設は村上市郷土資料館で、その数は 3,000 人程度と思われる。
- ・ 市内からの来訪者は 60～70 代中心で、目的は、健康増進やトレーニングである。
- ・ 市外からの来訪者は 50～60 代中心で、関東方面からが多く、続日本 100 名城など城跡そのものが目的である。
- ・ 就学期である 20 歳未満の利用者が少ない。
- ・ 来訪者は、市内外を問わず、石垣を始めとする文化財の修復や保全に期待している。
- ・ 来訪者からは、登城道の歩行困難箇所の改善、案内板やベンチなどの便益施設の充実、草刈りなどの継続した史跡の維持管理が求められている。

以上のことから、今後の村上天跡の利用上の課題として、以下のことが挙げられる。

- ・ 登城道の修繕、草刈りなどの継続した環境整備、休憩施設の充足など行うことで、特に市内の利用者の利便性を高め、健康の維持増進の向上を図る。
- ・ 年間約 15,000 人程度と推計される、村上天跡への市外からの利用者が、他の観光施設などを訪れる割合はまだ大きくなく、伸び代もあることから、村上天跡を核とした観光動線確立する手段を講じ、各施設への更なる誘客を図る。
- ・ 地域の次代を担う地元児童、生徒、学生等の利用が少ないことから、イベントや学校教育等と連携した課外学習などを実施することで、史跡に接する機会を創出することで、郷土への関心と愛着が育まれることを図る。

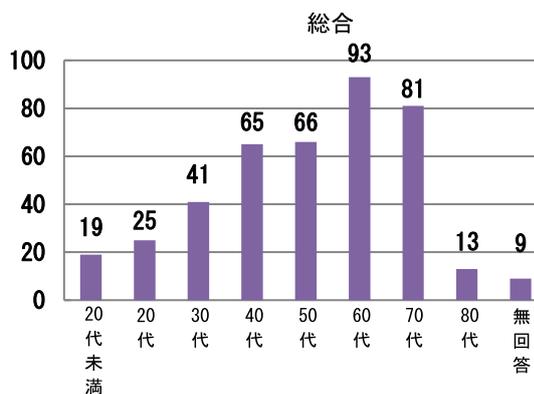
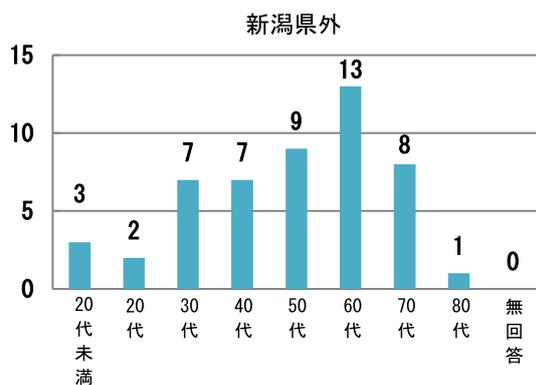
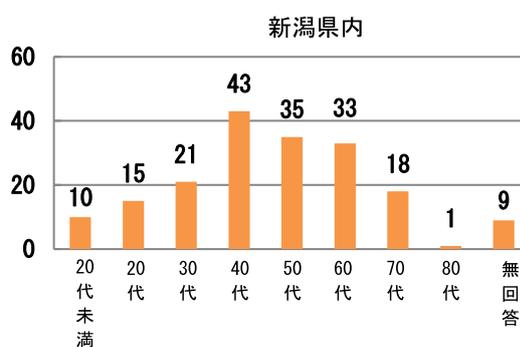
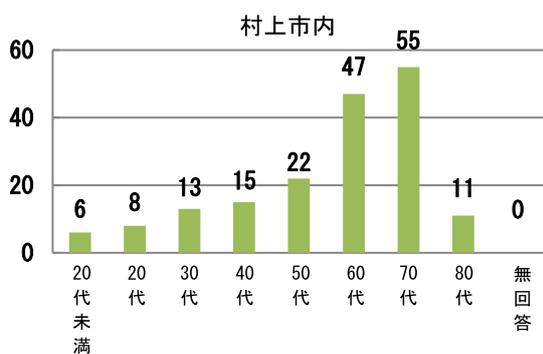
今後も、村上天跡の整備や保存活用に活かすため、アンケートを定期的実施する予定である。

## 1 利用者数およびアンケート回答者数（第14表）

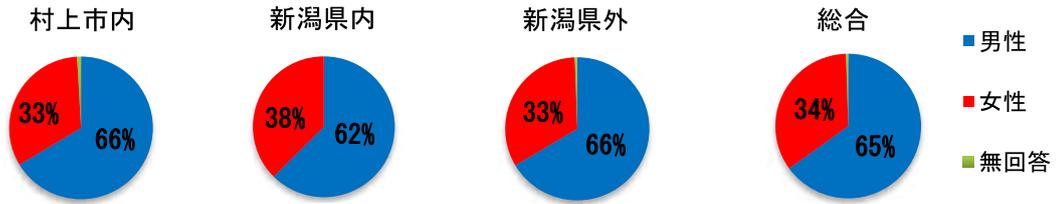
|             | 人数   | アンケート回答数 | 市内  | 県内 | 県外  | 天候    |
|-------------|------|----------|-----|----|-----|-------|
| 8月4日（日）     | 114  | 98       | 55  | 7  | 36  | 晴     |
| 8月5日（月）     | 73   | 26       | 20  | -  | 6   | 晴のち曇り |
| 8月6日（火）     | 70   | 16       | 12  | 2  | 2   | 晴     |
| 8月7日（水）     | 74   | 23       | 10  | 1  | 12  | 曇り    |
| 8月8日（木）     | 59   | 20       | 4   | 3  | 13  | 晴     |
| 8月9日（金）     | 74   | 24       | 8   | 1  | 15  | 晴     |
| 8月10日（土）    | 114  | 41       | 4   | 6  | 31  | 晴     |
| 10月7日（月）    | 131  | 21       | 11  | 3  | 7   | 雨のち晴  |
| 10月9日（水）    | 76   | 26       | 10  | 5  | 11  | 晴     |
| 10月10日（木）   | 125  | 22       | 8   | 8  | 6   | 晴     |
| 10月11日（金）   | 66   | 18       | 6   | 3  | 9   | 晴     |
| 10月20日（日）   | 126  | 51       | 21  | 6  | 24  | 雨のち晴  |
| 10月22日（祝・火） | 35   | 1        | 1   | -  | -   | 雨     |
| 10月23日（水）   | 82   | 13       | 7   | 1  | 4   | 晴     |
| 夏・秋合計       | 1219 | 400      | 177 | 46 | 176 |       |

## 2 アンケート回答者について

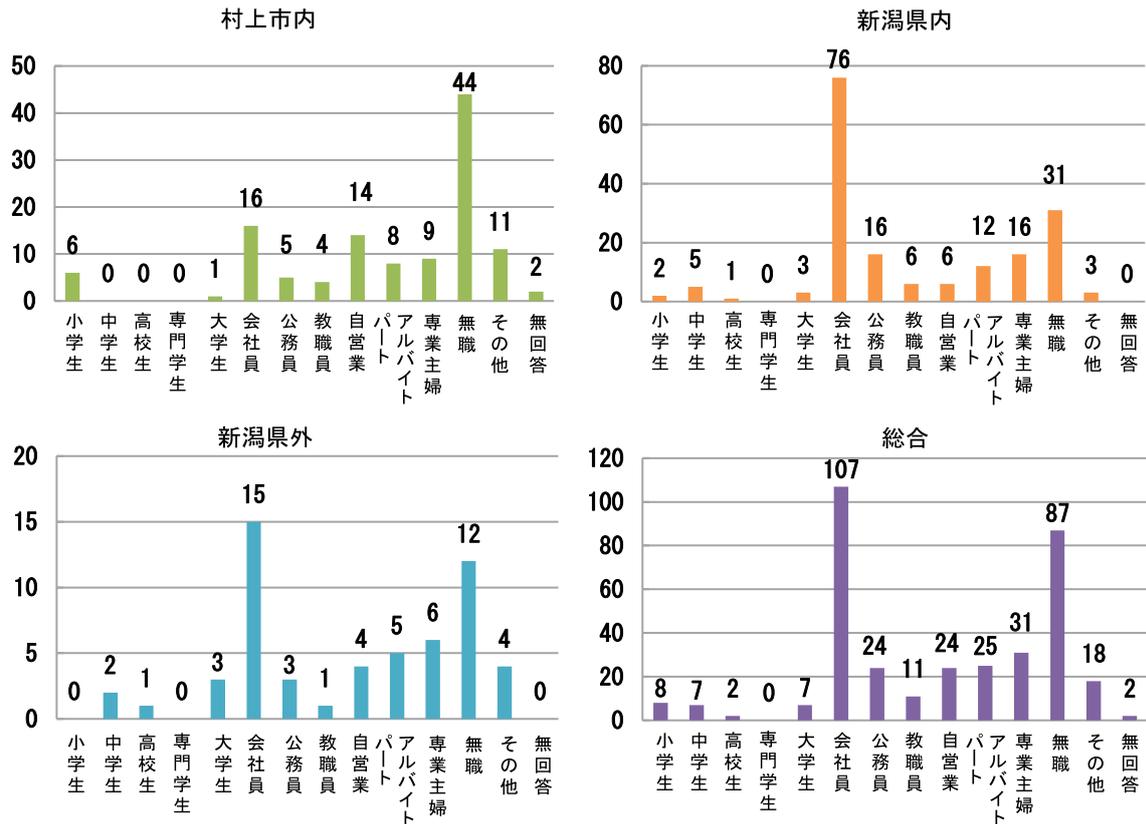
### （1）年齢



(2) 性別



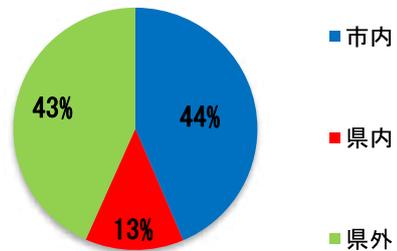
(3) 職業



(4) 住まい (第15表)

● 県内

|      | 夏期 | 秋期 | 合計 |
|------|----|----|----|
| 新潟市  | 11 | 12 | 23 |
| 胎内市  | 8  | 5  | 13 |
| 新発田市 | 3  | 5  | 8  |
| 聖籠町  | 3  | —  | 3  |
| 燕市   | —  | 2  | 2  |
| 関川村  | —  | 2  | 2  |
| 五泉市  | —  | 1  | 1  |
| 十日町市 | —  | 1  | 1  |
| 合計   | 25 | 28 | 53 |



●海外

|         | 夏期 | 秋期 | 合計 |
|---------|----|----|----|
| アメリカ合衆国 | 1  | —  | 1  |
| イギリス    | 1  | —  | 1  |
| 合計      | 2  | —  | 2  |



アンケート調査風景

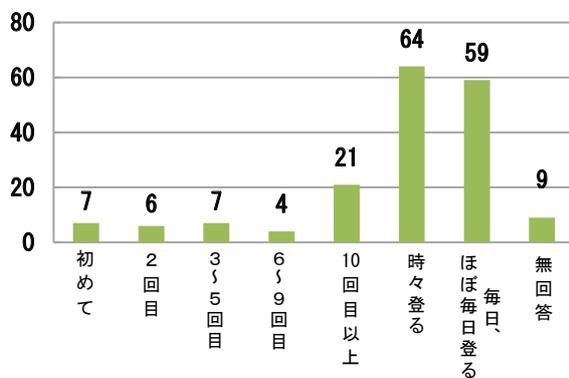
●県外

|      | 夏期 | 秋期 | 都道府県合計 |
|------|----|----|--------|
| 北海道  | 2  | 3  | 5      |
| 青森県  | 2  | —  | 2      |
| 岩手県  | 1  | —  | 1      |
| 秋田県  | 1  | —  | 1      |
| 宮城県  | 1  | —  | 1      |
| 福井県  | 2  | 2  | 4      |
| 山形県  | 3  | —  | 3      |
| 栃木県  | 3  | 1  | 4      |
| 茨城県  | 4  | —  | 4      |
| 埼玉県  | 9  | 13 | 22     |
| 東京都  | 16 | 9  | 25     |
| 神奈川県 | 20 | 7  | 27     |
| 千葉県  | 5  | 3  | 8      |
| 山梨県  | —  | 1  | 1      |
| 長野県  | 5  | 1  | 6      |

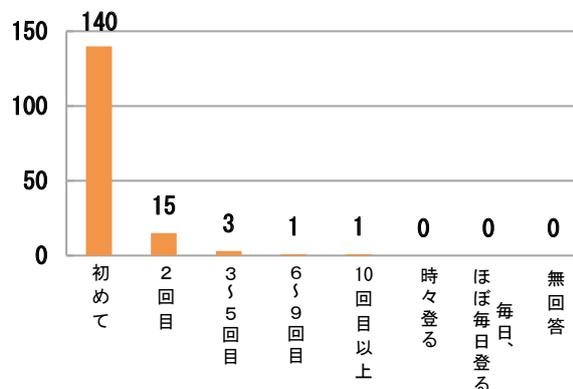
|     | 夏期 | 秋期 | 都道府県合計 |
|-----|----|----|--------|
| 群馬県 | 7  | 2  | 9      |
| 富山県 | 3  | —  | 3      |
| 石川県 | 2  | 1  | 3      |
| 福井県 | 1  | 1  | 2      |
| 滋賀県 | —  | 1  | 1      |
| 岐阜県 | 1  | 1  | 2      |
| 静岡県 | 5  | 2  | 7      |
| 三重県 | —  | 4  | 4      |
| 愛知県 | 8  | 2  | 10     |
| 京都府 | 2  | —  | 2      |
| 大阪府 | 2  | 4  | 6      |
| 兵庫県 | 6  | 4  | 10     |
| 香川県 | 1  | —  | 1      |
| 福井県 | 1  | —  | 1      |
| 沖縄県 | 1  | —  | 1      |

(5) 来場回数

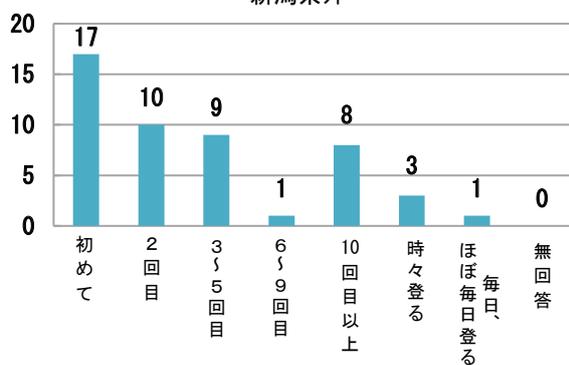
村上市内



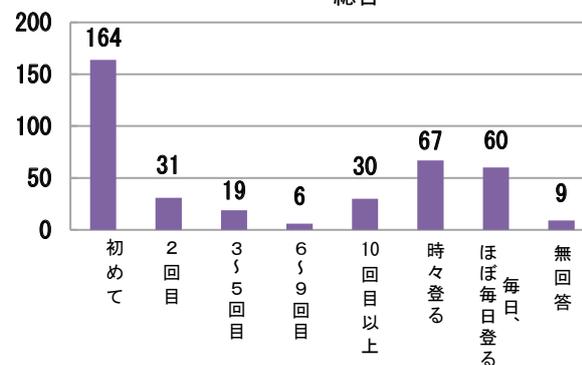
新潟県内



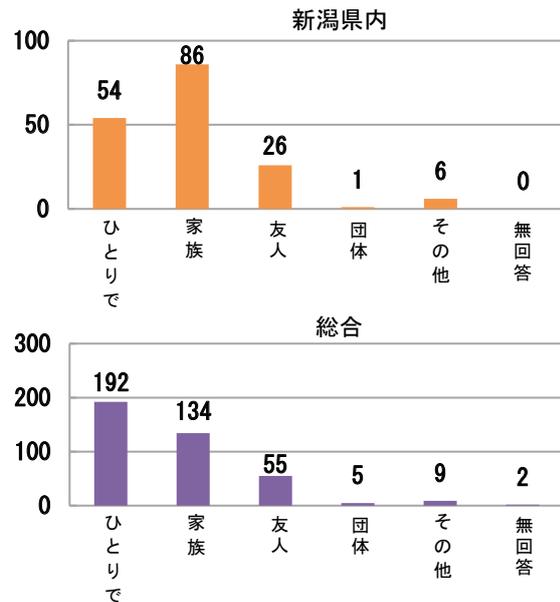
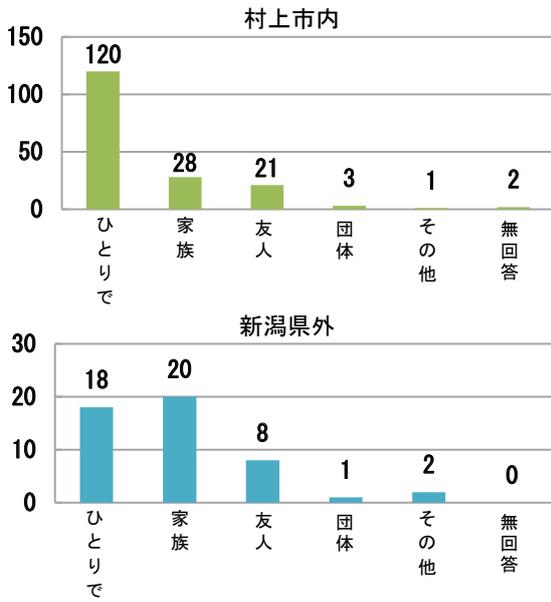
新潟県外



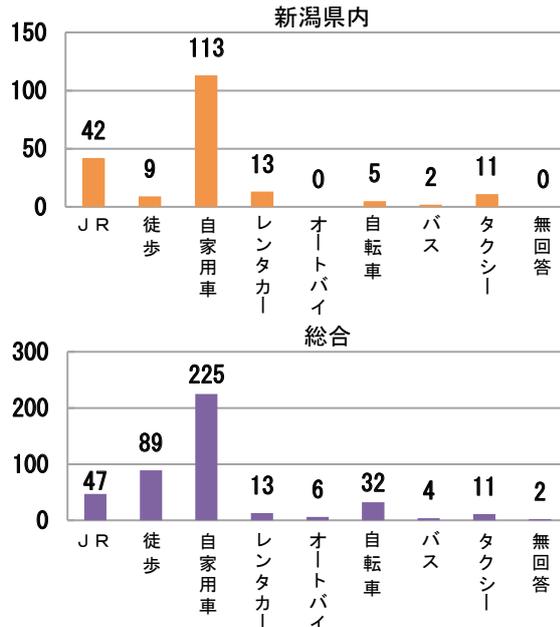
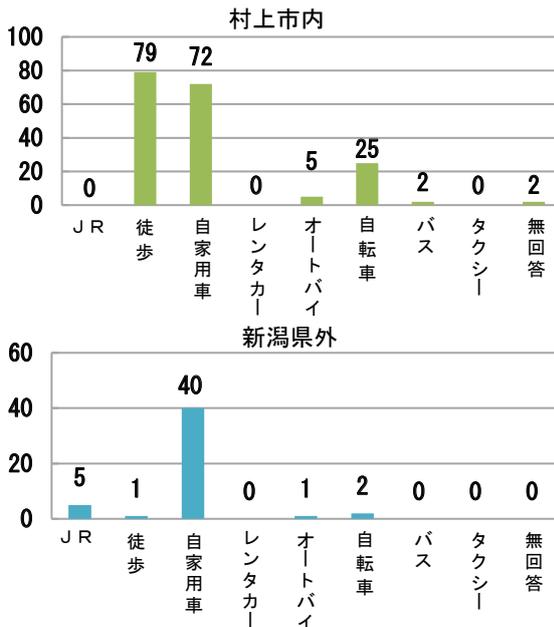
総合



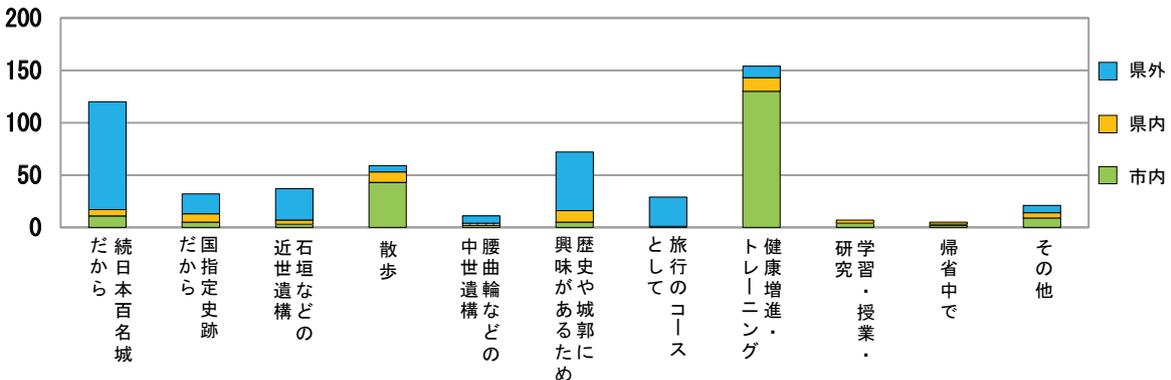
(6) 同伴者



(7) 交通手段



(8) 目的

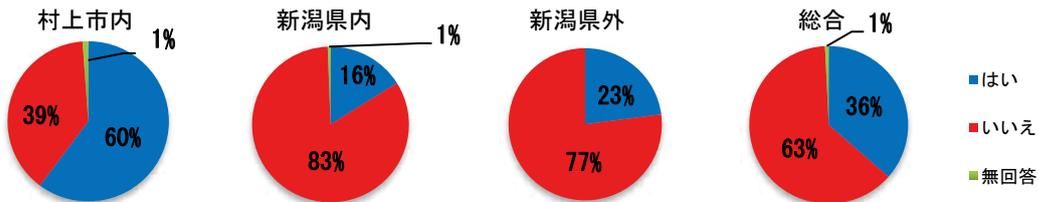


### 3 村上城について

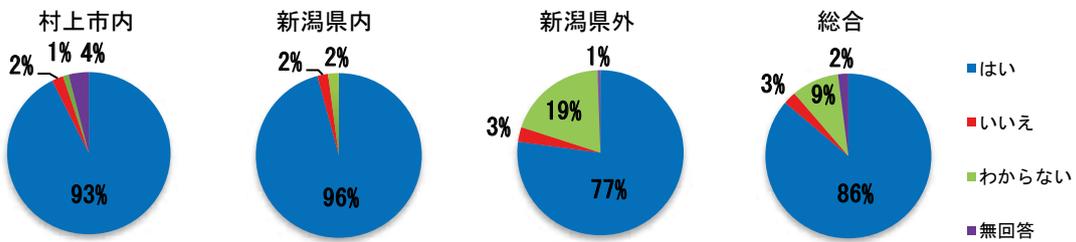
#### (1) 村上城についての認知度



#### (2) 城跡東側の「中世遺構散策コース」にはいかれましたか

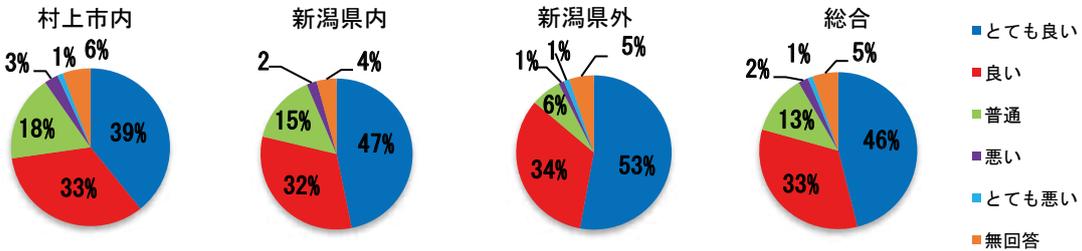


#### (3) 機会があればもう一度来てもいいですか

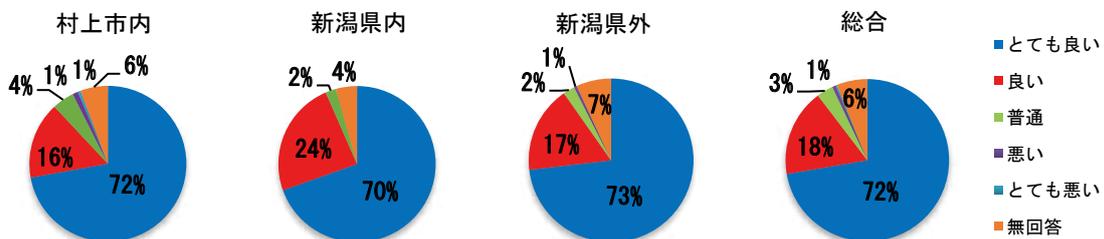


### 4 村上城のそれぞれの印象についてお聞かせください

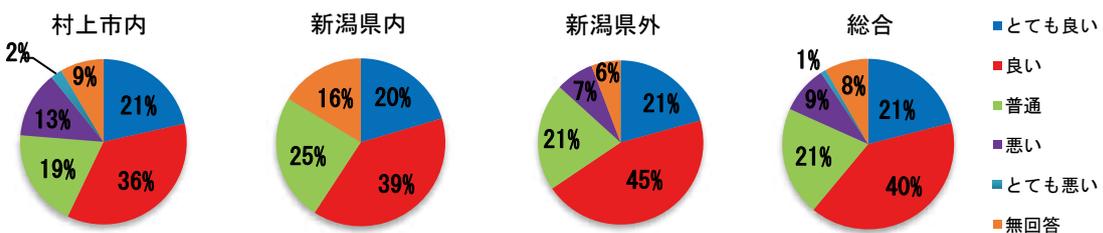
#### (1) 石垣などの遺構について



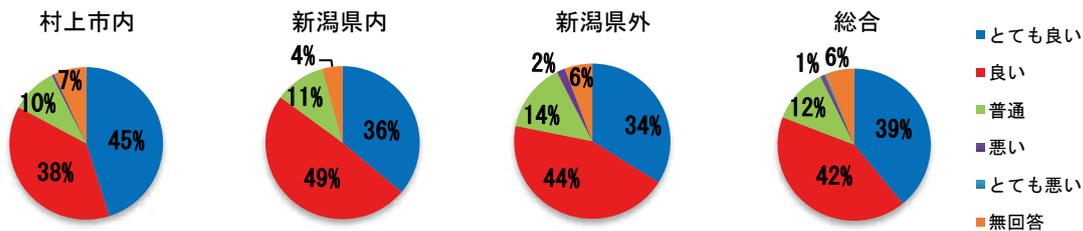
#### (2) 山上からの眺めについて



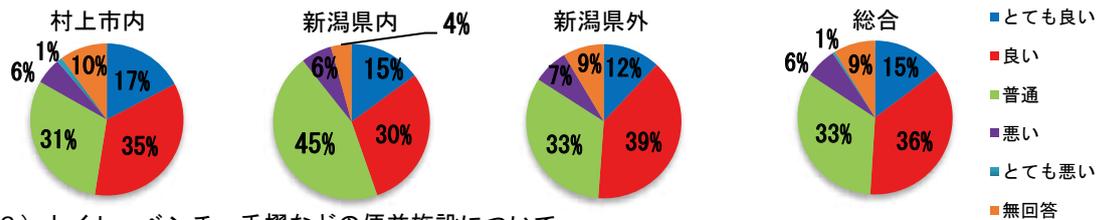
#### (3) 登山道について



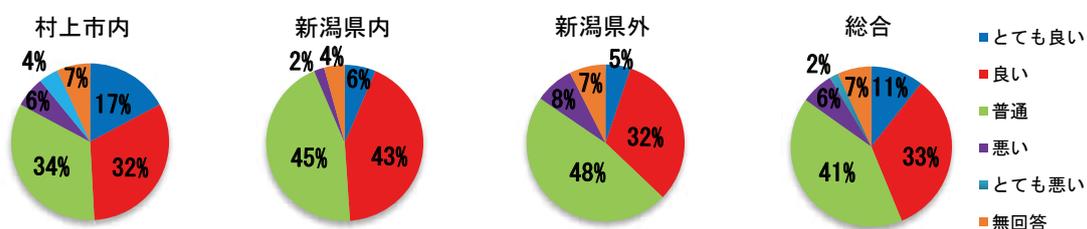
(4) 自然環境、立地について



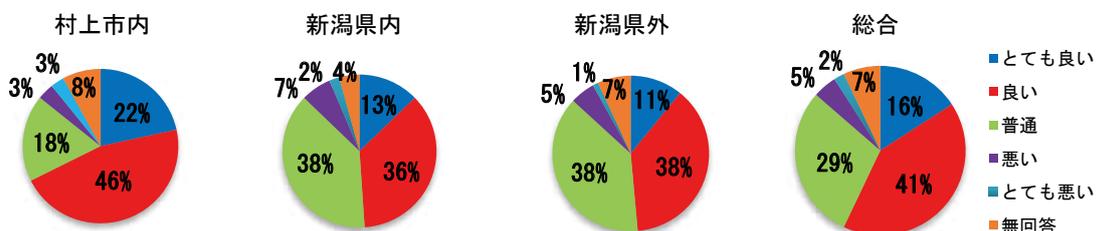
(5) 案内板・解説版・標柱について



(6) トイレ・ベンチ・手摺などの便益施設について



(7) 草刈などの施設維持管理のようすについて



5 今後、村上城に何を望まれますか (全体人数)

- 1 崩落や崩壊した石垣の復元 (204人)
  - 2 崩落や崩壊が心配される石垣の修復や整備 (146人)
  - 3 割れた石垣や礎石などの補修・保護 (103人)
  - 4 門、櫓などの建物の復元的整備や平面表示 (94人)
  - 5 市街から石垣が更に見えるような木の伐採 (93人)
  - 6 登山道や遊歩道の整備 (84人)
  - 7 あずま屋、ベンチなどの休憩施設の充実 (82人)
  - 8 中世遺構などの整備 (72人)
- ※特に多かった意見を掲載

◎その他意見

- ・周辺道路の整備 (5人)
- ・駅からの案内看板増設 (4人)
- ・身障者への配慮 (2人)
- ・公共交通機関の充実 (3人)

6 その他観光施設への来訪 (村上市在住者以外の割合)

- 1 村上市郷土資料館 (19%)
- 2 イヨボヤ会館 (15%)
- 3 瀬波温泉 (14.7%)
- 4 若林家住宅 (11%)
- 5 村上の町屋 (9%)